

平成25年度

法務省事後評価実施結果報告書（案）

平成26年 月

法務省

目 次

1 法務省の政策体系	1
2 平成25年度事後評価実施結果報告書	
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2) 法曹養成制度の充実	13
(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	41
(4) 法教育の推進	48
(5) 法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）	60
(6) 檢察権行使を支える事務の適正な運営	74
(7) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	117
(8) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	121
(9) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	127
(10) 保護観察対象者等の改善更生等	138
(11) 医療観察対象者の社会復帰	146
(12) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	150
(13) 登記事務の適正円滑な処理	159
(14) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	165
(15) 債権管理回収業の審査監督	172
(16) 人権の擁護	178
(17) 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理	218
(18) 出入国の公正な管理	224
(19) 法務行政における国際協力の推進	230
(20) 施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業）	258
(21) 施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業）	264
(22) 施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）	270
3 平成25年度成果重視事業実施結果報告書	
(23) 出入国管理業務の業務・システムの最適化	277
(参考資料)	
法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価システム」	

政 策 体 系

基本政策
政策
施策
<p>I 基本法制の維持及び整備</p> <p>1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）</p> <p>(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪の状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）</p> <p>2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）</p> <p>(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）</p> <p>(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）</p> <p>(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようするため、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図る。）</p> <p>(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。）</p> <p>3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）</p>

- (1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法規制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 檢察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 矯正処遇の適正な実施（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施（民間委託等を実施することにより、高率収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

（1）**団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

（1）**登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの安定的な稼動を確保すること等により、事務処理の適正・円滑化を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

（2）**国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

（3）**債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

（1）**人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

（1）**国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国の利害に關係のある訴訟を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

（1）**出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成25年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省25- (1))

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))				
施 策 の 概 要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	139,076 0 0	114,532 0 0	116,823 46,152 —
	合計(a+b+c)	139,076	114,532	—	
	執行額(千円)	101,044	95,772	—	
政策評価実施時期	平成27年8月 (平成26年8月は中間報告)		担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課	
評 価 方 式	総合評価方式				

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来110年余りの間、実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が

実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるよう、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的な内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的な内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国的基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成25年度においては、平成22年度から平成24年度までと同様、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成25年度に実施した政策（具体的な内容）

平成25年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち、平成25年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

○会社法の一部を改正する法律案（平成25年11月提出）

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成25年11月提出）

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし、国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成26年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

「情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完

了しており、今後も、社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。また、企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備^{*1}を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号^{*2}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】

*1 「両罰規定の漸進的整備」

いわゆる両罰規定とは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、事業主たる法人又は人に対して、罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては、新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

(任務)

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利益に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別 紙

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容	立法作業の状況
【民事関係】		
児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。	[民法等] ・民法の親権に関する規定の見直し（平成23年5月27日成立）	整備済み 平成23年3月、第177回国会に提出した「 <u>民法等の一部を改正する法律案</u> 」は、親権停止制度の創設等を内容とするものであるが、同法律案は、同年6月、全会一致で可決され、成立した。その後、必要な政令、規則等の策定を行い、同法律は、平成24年4月1日から施行された。
政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。	[新規立法] ・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備（平成25年6月12日成立）	整備済み 平成23年5月、政府としてハーグ条約を締結するとの閣議了解がされたことを踏まえ、同年6月、ハーグ条約を実施するために必要な法律案のうち、子の返還のための裁判手続等の在り方について、法制審議会に諮問された。その後、同年7月から平成24年1月まで、ハーグ条約（子の返還手続関係）部会において必要な調査審議が行われ、同年2月、「「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に対して答申された。そして、この答申を踏まえ、「 <u>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案</u> 」を立案し、同年3月、同法律案を第180回国会に提出した。同法律案は廃案となった。平成25年3月、第183回国会に提出した同内容の法律案は、同年6月12日に成立し、平成26年4月1日に施行された。
最高裁が、民法900条4号ただし書のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反である旨の決定を	[民法等] ・民法（900条4号ただし書）の見直し（平成25年12月5日成立）	整備済み 平成25年11月12日、第185回国会に提出した「 <u>民法の一部を改</u>

<p>した（最大決平成25年9月4日）。民法900条は、相続に関する私人間の法律関係を規律する規定であることから、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定の改正を行う。</p>		<p><u>正する法律案</u>」は、民法900条4号ただし書の前半部分（嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分）を削除するものであるが、同法律案は、同年<u>12月5日</u>に成立し、同月<u>11日</u>から施行された。</p>
<p>上記民法900条4号ただし書の改正に伴って、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないか、配偶者を保護するための措置を併せて講ずべきではないかといった観点から、相続法制の在り方について検討すべきであるという指摘がされた。そこで、相続法制について見直しを行う。</p>	<p>[民法等] ・民法（相続関係）の見直し</p>	<p>検討中 民法（相続関係）の見直しについては、平成26年1月から、「相続法制検討ワーキングチーム」（家族法研究者や一般有識者等で構成）を設置し、検討が行われている。</p>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来110年余りの間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的見直しを行う。</p>	<p>[民法等] ・民法（債権関係）の見直し</p>	<p>法制審議中 民法（債権関係）の見直しについては、平成21年10月に法制審議会に諮問され、民法（債権関係）部会が設置された。同部会は、平成25年度末時点までに86回開催され、同年2月、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。引き続き、パブリック・コメントの結果を踏まえた調査審議を行い、平成27年2月を目処に法務大臣に対する要綱の答申が行われる予定である。</p>
<p>今後想定される大規模な災害に備えるため、民事法上の観点から所要の法整備を行う必要がある。</p> <p>そこで、災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、東日本大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しを行う。</p> <p>また、大規模な災害により滅失した区分所有建物について、敷地共有者全員の合意によらずに、その敷地の上に区分所有建物を再建することを可能とする特例措置等を定めた被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、東日本大震災を踏まえつつ、見直</p>	<p>[罹災都市借地借家臨時処理法等] ・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるための法整備 (平成25年6月19日成立)</p> <p>・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、</p>	<p>整備済み 平成25年6月、第183回国会に提出した「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案」は、大規模な災害により借地上の建物が滅失した場合における借地人の保護等を図るため、借地借家に関する特別な制度を設けるものであるが、同法律案は、平成25年6月19日に成立し、同年9月25日に施行された。なお、同法の制定に伴い罹災都市借地借家臨時処理法は廃止された。</p> <p>同国会に提出した「被災区分所有建物の再建等に関する特別</p>

しを行う。	<p>大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物及びその敷地について必要な処分を多数決により行うこと可能とする制度を新設する等の法整備 (平成25年6月19日成立)</p>	<p><u>措置法の一部を改正する法律案</u>は、大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受け、又は滅失した場合における措置として、多数決により建物の取壟しや敷地の売却を可能とする制度等を創設したものであるが、同法律案は、<u>平成25年6月19日</u>に成立し、同月26日に施行された。</p>
近時、コーポレート・ガバナンス	<p>*¹の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行う。</p> <p>また、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、その導入に関する議論を踏まえつつ、会社の計算に関する規律への影響等を検討し、適切な時期に必要な整備を行う。</p>	<p>国会提出中 会社法制の見直しについては、平成22年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成24年8月まで会社法制部会において調査審議が行われた。同年9月、「会社法制の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、<u>「会社法の一部を改正する法律案」</u>及び<u>「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」</u>を立案し、<u>平成25年11月</u>、これらの法律案を<u>第185回国会に提出</u>したが、同国会においては、審議されないまま、閉会中審査となつた。 <u>(注)</u> <u>これらの法律案は、平成26年6月20日に成立した。</u></p>
商法のうち運送・海商に関する分野について	<p>分野について、商法制定から115年もの間、実質的な見直しがされておらず、国内航空運送に関する規定を欠くなど、社会・経済情勢の変化に対応していないため、その全般的な見直しを行う。</p>	<p>法制審議中 商法（運送・海商関係）等の改正については、<u>平成26年2月</u>に法制審議会に諮問され、<u>商法（運送・海商関係）部会</u>が設置された。同部会は、同年4月から調査審議を行う予定である。</p>
国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。	<p>民事訴訟法等</p> <ul style="list-style-type: none"> 財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備 (平成23年4月28日成立) 	<p>整備済み <u>「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」</u>が、<u>第177回国会</u>において原案どおり可決・成立し、<u>平成23年5月2日</u>、<u>平成23年法律第36号</u>として公布され、<u>平成24年4月1日</u>から施行された。</p>

<p>事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、上記の法整備及び各見直しを踏まえ、人事訴訟事件及び家事事件についての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非訟事件手續法及び家事審判法の見直し (平成23年5月19日成立) ・人事訴訟事件及び家事事件についての国際裁判管轄法制の整備の検討 	<p>整備済み</p> <p>平成23年4月、第177回国会に提出した「<u>非訟事件手続法</u>」、「<u>家事事件手続法</u>」等は、同年5月、全会一致で可決され、成立し、必要な政令等の策定作業を経て、平成25年1月1日から施行された。</p> <p>法制審議中</p> <p>外国法制（EU、独、オーストリア、仏、米、中国、韓国）について調査をした。</p> <p>平成24年11月から<u>平成26年1月</u>まで、外部の研究会（学者・実務家及び当省の担当者等で構成）において検討が行われ、同年3月に報告書が取りまとめられた。同年<u>2月</u>に法制審議会に諮問され、<u>国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会</u>が設置された。同部会は、同年4月から調査審議を行う予定である。</p>
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務^{※2}の運用状況等について検証作業を進める。</p>	<p>[行政事件訴訟法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証 (平成24年11月22日「改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書」を公表) 	<p>整備済み</p> <p>行政法研究者、日本弁護士連合会、最高裁判所が参加する研究会において検証作業を進め、その成果を取りまとめて公表し、併せて、これに基づく検討の結果を公表した（平成24年11月22日）。その上で、これらについて、平成16年改正当時、司法制度改革推進本部行政訴訟検討会の主要メンバーであった研究者らに対する説明及び意見交換を実施し、<u>附則に基づく検証作業を終了</u>した。なお、行政事件訴訟法の改正の要否等については、引き続き注視することとしている。</p>

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっ</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪に対する罰則の整備 (平成23年6月17日成立・7月1 	<p>整備済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に必要な立法作業は完了している。
--	---	---

<p>ている。このような状況下において、コンピュータ・ウィルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>4日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 (平成23年6月17日成立・平成24年6月22日施行) 	
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 (平成23年6月17日成立・7月14日施行) ・企業の刑事責任の在り方 	<p>整備済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制執行妨害行為に対する罰則整備については、施行済みの上記サイバー犯罪に対する罰則の整備に関する法律に含まれており、既に必要な立法作業は完了している。 <p>検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の刑事責任の在り方については、新規立法や法改正の際に、きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めることとは別に、企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性を引き続き検討している。

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

※2 「実務」

裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け : I - 2 - (2))				
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。				
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」 ^{*1} において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	—	—
	補正予算(b)	—	—	—	—
	繰越し等(c)	—	—	—	
	合計(a+b+c)	—	—	—	
執行額(千円)		—	—	—	

- 法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）（別紙1参照）
- 法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）
- 法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年9月17日閣議決定）（別紙2参照）
- 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について（平成25年9月24日法務大臣決定）（別紙3参照）

測定指標	平成25年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討	閣僚会議の下に設けられた、各分野の有識者等で構成される有識者会議及び分科会において、更なる活動領域の拡大を図るための検討を行う。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（平成25年9月24日法務大臣決定により設置）（別紙3参照）、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙4参照）、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙5参照）、法曹有資格者の海外展開に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙6参照）を開催し、更なる活動領域の拡大を図るために検討を行った。</p> <p>なお、開催状況については、別紙7のとおりである。</p>		

測定指標	平成25年度目標	達成
2 司法試験法の改正案の立案作業、国会提出	司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年内に提出する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）において、司法試験法改正法案を1年内に国会へ提出することとなっていたところ、「司法試験法の一部を改正する法律案」（閣法第46号）は、平成26年3月4日に閣議決定され、同日衆議院に議案が受理されており、国会に提出済みである。</p>		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)　目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1、2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成25年10月11日に設置された有識者懇談会と3つの分科会については、1年間で4回（半期で2回）が開催目標であるところ、半期で3回以上開催し、以下のとおり今後の取組に向けた具体的な課題の設定等も行ったことから、目標を達成したと評価できる。</p> <p>(取組の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>測定指標1については、「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、各種会議を実施し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を行った。これらの会議での検討結果を踏まえ、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」において、活動領域の拡大に向けた法曹養成に関する問題意識等を取りまとめるなどした。また、法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究（概要は別紙8参照）を行うこととし、予算を獲得した。</p> <p>これらを鑑みれば、本取組は目標の達成に有効的に寄与したものと考えられる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>測定指標2については、達成すべき目標で掲げている「法曹養成制度改革の推進について」の第4、3（1）に該当するものであり、「司法試験法の一部を改正する法律案」は、平成26年3月4日に国会に提出したことから、目標を達成できた。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、平成26年度も有識者懇談会及び各分科会を適宜開催して取組を継続することとし、法曹養成制度の充実を今後も推進する。

【測定指標2】

「司法試験法の一部を改正する法律案」は、平成26年3月4日に国会に提出されたことから、目標が達成されたため、「平成26年度事後評価の実施に関する計画」においては、測定指標から削除した。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要
ア【意見】

【反映内容】

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定）
- 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定）
- 法曹資格者の海外展開に関する分科会の設置について（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定）

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】

担当部局名

法務省大臣官房司法法制部

政策評価実施時期

平成26年8月

*1 法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）

第2 法曹養成有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第4 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(1) 法務省において司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。

法曹養成制度検討会議取りまとめ (抜粋)

平成25年6月26日

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。
- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

- ・ 企業の分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

- ・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要なことや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスター・シップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- ・ 日本経済のグローバル化の進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されるところから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

- 受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう、その制限を緩和するべきである。

- ・ 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について、法科大学院の教育状況が目標としていたとおりにはなっていないことや法科大学院修了後5年の間に合格しない者が多数いることなどから、受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが、受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく、また、法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに、法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって、受験回数制限を設けること自体は合理的である。
- ・ 受験回数については、現行制度は、3回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ、その上で、受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し、5年間に3回受験できることとされている。
- ・ もっとも、現在、多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとすることを求めている。そもそも、受験回数制限制度において制限される回数については、3回とすることが必須であるというものではなく、その制度の趣旨に反しない限度であれば、受験回数制限を緩和することも考えられる。

この点に関し、これまでの司法試験の結果によれば、法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く、受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ、受験期間を維持するのであれば、この傾向に与える影響は大きくないと考えられる。また、受験期間と受験回数との差がない方が、受験資格があるので受験を控えるようなことはなく、全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになるとの利点もあると考えられる。

さらに、受験回数制限を緩和し、受験期間内において司法試験を受験できることとすれば、単年合格率が低下し、更に志願者を減少させるおそれがあるとの意見もあるが、受験回数制限を緩和しても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も一定数いることが想定されることからすれば、単年合格率の低下は一定の範囲にとどまると考えられるし、累積合格率はほとんど低下しないものと想定される。また、今後、制度全体の改善を図ることによって、法曹志願者の減少を防ぐことは可能であり、むしろ、受験回数制限を緩和し、5回ま

で受験できるとする方が法曹を志願しやすい環境につながると考えられる。

以上のことから、受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう、その制限を緩和することとするべきである。

なお、この場合、既に3回受験して資格を失った者であっても、法科大学院修了又は予備試験合格後5年を経過していない場合には、受験資格が認められることとなる（既に5年を経過した者については、法科大学院教育の成果が維持される期間を過ぎていると考えられるため、新制度開始後に受験資格を認めることはない。）。

(2) 方式・内容、合格基準・合格者決定

- 法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて、論文式試験の試験科目の削減につき、選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。

- ・ 司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため、科目数等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もある。

法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第3の2(2)参照）ことから、司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており、司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し、短答式試験の試験科目（司法試験法第3条各号所定のかっこ書の内容を含む）を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて、論文式試験の試験科目につき、選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、第4で述べる新たな検討体制において、2年以内に検討し、結論を得るべきである。

また、具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

(3) 予備試験制度

- 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検

討すべきであり、第4で述べる新たな検討体制において、2年以内に検討して結論を得るべきである。

- ・ 予備試験制度は、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、その合格者には、司法試験の受験資格が与えられる。
- ・ 予備試験制度について、制限的にすべきとの立場は、予備試験制度が、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは、これまでの2回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成24年司法試験の結果によれば、既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており、その傾向が拡大して法科大学院を中心とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや、それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。

一方で、予備試験制度について、積極的に評価すべきとの立場は、予備試験制度が、法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり、法科大学院の時間的・経済的負担を考えると、予備試験制度について、法科大学院を中心とする現在の法曹養成制度においても、重要な制度として位置付けるべきであるとする。

- ・ このように、予備試験制度については、様々な見方があるものの、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。また、(2)で述べた司法試験の内容との関係でも、予備試験の在り方を検討する必要がある。そこで、予備試験の在り方については、法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ、第4で述べる新たな検討体制において2年以内に検討し、結論を得ることとすべきである。

第4 今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方

- 今後、本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、これらを省庁横断的にフォローアップしつつ、検討課題について速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するとともに、学識経験者や法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

- ・ 本検討会議においては、司法制度改革の理念を踏まえ、法曹の養成に関する制度の在り方について、有機的に関連する諸問題を整合的に解決するべく、詳細に検討を行ってきたところであるが、検討した各論点について一定の結論が得られたものがある一方、今後の法曹人口、法科大学院、司法試験及び司法修習の在り方について、今後の検討課題を残すこととせざるを得なかった。

今後、本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、これらを省庁横断的にフォローアップするとともに、検討課題については、速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するべきである。その際、法曹の養成に関する制度は、その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから、新たな検討体制は、各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制として整備する必要がある。

また、第1で述べたとおり、法曹有資格者の活動領域の在り方については、活動領域の拡大に向けて、各分野の有識者で構成する有識者会議及び各分野別の分科会を設けるべきであり、これを新たな検討体制の下に置くべきである。

さらに、今後の検討課題を検討するに当たっては、学識経験を有する者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

法曹養成制度改革推進会議の開催について

（平成25年9月17日）
閣 議 決 定

1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度の改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議 長 内閣官房長官

副議長 法務大臣及び文部科学大臣

議 員 総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣

3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。

4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

〔平成 25 年 9 月 24 日〕
〔法務大臣決定〕

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第 2 を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け、その運営に関して以下のように定める。

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第 1 の内容を踏まえつつ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成 27 年 7 月 15 日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以上

別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長
岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事
田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

国・地方自治体・福祉等の分野における
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、日本司法支援センターに関する取組のうち、常勤弁護士の積極的な活用については、既存の協議の枠組を有効に活用するとの観点から、「スタッフ弁護士に関する三者協議」との適切な連携を図る。
- 4 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以上

別 紙

(座 長)

田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

(構成員)

泉 房 穂 全国市長会評議員、明石市長

北 川 正 恭 早稲田大学政治経済学術院教授

大 貫 裕 之 中央大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

日本司法支援センター

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以上

別 紙

(座 長)

岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事

(構成員)

井 上 由 理 昭和シェル石油株式会社常務執行役員、経営法友会幹事

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授

内閣官房

法務省

一般社団法人日本経済団体連合会

日本組織内弁護士協会

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省

法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、法曹有資格者の海外展開に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以上

別 紙

(座 長)

大 島 正太郎

元WTO上級委員会委員、株式会社国際経済研究所
理事長、東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

(構成員)

道垣内 正人

早稲田大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

外務省

海外業務研究会

日本商工会議所

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省・中小企業庁

独立行政法人日本貿易振興機構

○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

第1回

日 時 平成25年10月11日（金）午前10時～午後0時

主な議題 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策について

概 要 ①国や地方自治体等に弁護士・法テラス常勤弁護士を派遣プロジェクト、
②高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題を発見するといったアウ
トリーチによる法的需要発掘スキーム、③法曹有資格者の海外派遣プロジェ
クトなど新たな領域等への積極展開スキームについて議論が行われた。

第2回

日 時 平成25年11月8日（金）午後1時

主な議題 新たな活動領域で業務を遂行する上での課題について

概 要 法曹有資格者が従来の法廷実務中心の業務とは異なる新たな分野に進出す
るに当たって、その業務の性質上、進出の障害となるような点、そしてその
障害の解消方法としてどのようなものがあるかなどについて議論が行われた。

第3回

日 時 平成26年3月25日（火）午後3時

主な議題 ニーズに対応した法曹養成の在り方について

概 要 法科大学院での留学のプログラム提供や、国際機関や海外業務を扱う企業
などで国際的な経験ができるエクステーンシッププログラムの提供の取組な
どについて議論が行われた。

○国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

第1回

日 時 平成25年10月30日（水）16時～18時

主な議題 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策について

概 要 ①国、地方自治体等への弁護士、法テラス常勤弁護士の派遣プロジェクト、
 ②高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題を発見するといったアウトリーチによる法的需要発掘スキーム、③条例案の策定や既存の条例のレビュー等の研究及び支援を行う条例作り・レビュー研究会プロジェクト、④弁護士会と地方自治体との全国的な連携体制を構築する、全国版行政連携構想などの試行方策について議論が行われた。

第2回

日 時 平成25年12月3日（火）16時～18時

主な議題 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①日弁連内法務研究財団内に条例策定及び条例レビュー等支援研究会が設置され、大津市の「いじめの防止に関する条例」に基づく行動計画の策定への支援を行っていること、②弁護士会と地元の自治体や公的団体等との連携活動に関する実態調査を実施中であること、③長崎県弁護士会において、福祉相談の実務担当を対象に電話による無料相談（福祉の当番弁護制度）を行っていること等について報告され、議論が行われた。

第3回

日 時 平成26年2月6日（木）16時～18時

主な議題 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①弁護士会と地元の自治体や公的団体等との連携活動を推進、支援するため、本年度中に日弁連内に自治体等連携センターを設置する予定であること、②福岡県北九州市に法テラスのスタッフ弁護士1名を派遣すること、③兵庫県明石市に法テラスの窓口を設置すること、④秋田県鹿角市に地域連携パイロット事務所として法テラス司法過疎地域事務所を設置すること、⑤長崎県の障がい者寄り添い弁護士構想など、福祉分野における弁護士及び日弁連等の取組等について報告され、議論が行われた。

○企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

第1回

日 時 平成25年10月29日（火）16時30分～18時30分

主な議題 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策について

概 要 ①司法試験合格後、司法修習終了後、弁護士登録後それぞれの採用のあり方を示した、法曹有資格者の企業における採用促進プラン、②法曹有資格者と企業とのマッチング等を行うひまわりキャリアサポートセンター設置事業、③企業で活躍できる法曹有資格者を養成する法曹養成課程及び弁護士登録後の研修モデルカリキュラム策定事業、④女性企業家と女性弁護士との協働関係の構築を目指す女性企業家・女性弁護士協働事業などの試行方策について議論が行われた。

第2回

日 時 平成25年12月3日（火）12時30分～14時

主な議題 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①日弁連内にひまわりキャリアサポートセンターの準備組織を近く設置予定であること、②慶應義塾大学法科大学院における企業法務カリキュラムの開講状況や、法曹実務家に法科大学院の一部の科目を開放する法曹リカレントプログラムの取組、③日弁連において経験年数の浅い企業内弁護士向けの継続研修の実施を準備中であること、④女性起業家支援の取組を行っている関係団体へのヒアリング結果等について報告され、議論が行われた。

第3回

日 時 平成26年1月27日（月）15時～17時

主な議題 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①日弁連内に本年度中にひまわりキャリアサポートセンターを設置し、ひまわり求人求職ナビの改善や任期付採用パイロット事業などの取組を順次実施する予定であること、②慶應義塾大学法科大学院のほかに、中央大学法科大学院においても学生向けの企業法務カリキュラムの開設や、法曹リカレントプログラムの実施につき準備を進めていることなどについて報告され、議論が行われた。

第4回

日 時 平成26年3月5日（水）14時～16時

主な議題 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況

について

概要 試行方策の進捗状況として、①日弁連内に本年4月にひまわりキャリアサポートセンターを設置すること、②中央大学法科大学院、神戸大学法科大学院において本年10月から企業法務カリキュラムを開設予定であること、中央大学法科大学院においても平成26年度の秋学期から法曹実務家に一部の科目を開放すること等について報告され、議論が行われた。

○法曹有資格者の海外展開に関する分科会

第1回

日 時 平成25年10月15日（火）14時～16時

議 題 法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策について

概 要 ①法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣し、海外展開を促進する方策を検討するための調査研究事業、②海外への事業展開を実施または検討中の中小企業に対して、中小企業支援団体と連携しながら海外展開支援弁護士を紹介する中小企業海外展開支援弁護士紹介制度、③法曹養成課程における国際化を意識したカリキュラムの開発や弁護士登録後の留学や国際機関等での研修の促進といった人材育成事業などの試行方策について議論がなされた。

第2回

日 時 平成25年11月27日（水）15時～17時

議 題 法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の利用状況、②早稲田大学法科大学院での交換留学制度の取組、③国際機関等での法曹有資格者の採用促進に向けて日弁連と外務省国際機関人事センターが協議を開始したことなどについて報告され、議論が行われた。

第3回

日 時 平成26年1月30日（木）15時～17時

議 題 法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の進捗状況について

概 要 試行方策の進捗状況として、①タイ、シンガポール、インドネシアの3か国に法曹有資格者を派遣し、海外展開支援の調査研究を行うための予算を平成26年度予算として計上中であること、②日弁連内に本年度中に、国内涉外案件、企業支援案件の精通弁護士の拡充や、留学等の海外研修の促進といった活動を行う国際業務推進センターを設置する予定であることなどについて報告され、議論がなされた。

国際的な問題的問題発生のリスク増 グローバル化

現状：これらとの問題に対応可能な我が国法曹
が極めて少ない

- ▶ 外国における訴訟で不当な不利益
- ▶ 現地規制の違反による制裁
- ▶ 現地の法律家に依存
(意思疎通、国益、日本の事情の理解などの問題)
- ▶ 一般在外邦人のアクセス窓口不足

社会インフラとしての司法制度 || 政府として対応する必要性

- ▶ 海外の日本企業・在外邦人を支援
- ▶ 法律家へのより容易なアクセス
- ▶ 国益に即した国際訟務案件等への対応

海外展開を促進する方策を検討するための 調査研究

- 法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣
- 従事させる調査活動の例
 - ▶ 法的サービスに対するニーズの調査(取引法、知財法、家族法、財産法等の分野)
 - ▶ ニーズに即した法律専門家へのアクセスのあり方の考案・実践
 - ▶ 国際訟務案件に関する資料・情報の収集
 - ▶ 外国における外弁規制のあり方の検討
- 想定される報告内容
 - 1 日本企業・邦人の支援
 - ▶ 現地の状況
 - ▶ 現地の法制度、日本企業・邦人の活動分野、直面しやすいリスク、過去の事例等
- 分析結果
 - ▶ 我が国法曹への需要、支援のために我が国法曹
が現地でなし得る活動、効果的な支援を行っため
に必要な基盤
 - 2 国際訟務案件
 - ▶ 過去の事案の調査・検討

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(3))

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け : I - 2 - (3))				
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。				
達成すべき目標	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、民間紛争解決手続 ^{*1} の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ^{*2} ）の多様化及び拡充を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,671	12,586	12,697
	補正予算(b)	0	△468	△162	0
	繰越し等(c)	0	0	-	/
	合計(a+b+c)	12,671	12,118	-	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	執行額（千円）	7,873	8,039	-	/
	○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義 ^{*3} ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号） ^{*4}				

測定指標	平成25年度目標	達成			
1 認証紛争解決事業者の拡充	認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図る。	おおむね達成			
施策の進捗状況（実績）					
平成25年度は、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が24件（うち11件は前年度からの継続相談、13件は新規の相談）あった。の中には新たな専門分野について取組を行いたいとして相談を受けているものが含まれている。これらの相談に適切に対応するなどした結果、新たに5事業者から認証申請があり、認証に至らなかった相談事業者に対しても相談対応を継続している。また、適切な審査により、前年度からの継続審査案件を含め、5事業者に対し認証を行った。 その結果、平成25年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は128事業者に上り、事業者の拡充を図った。					
参考指標	実績値				
1 民間紛争解決手続の業務の認証数（件）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

	39	32	16	13	5
2 認証紛争解決手続（かいつけサポート）の利用実績	21年度 884	22年度 1,123	23年度 1,347	24年度 1,284	25年度 集計中

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標の目標をおおむね達成していることから、本施策は、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析
(測定指標の目標達成度の補足)	
本施策については、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を図ることを目標としているところ、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降、事業者数は年々増加しており、また、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加しているところである（別紙参照）。	
平成25年度においても、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談に適切に応じることによりできるだけ認証申請に結びつけ、また、認証申請後の審査を適切に実施することにより、新たに5事業者に対し認証を行った。その結果、活動中の認証紛争解決事業者の総数は128事業者となり、また、これまで認証紛争解決事業者が存在していなかった都道府県においても認証をするなどして、事業者数の増加と地域的な拡充を図った。そして、認証紛争解決手続の利用実績も全体としては、毎年度増加傾向にあることに鑑みると、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化が図られているといえ、目標は相当程度の進展があったものと評価できる。	
(達成手段の有効性、効率性等)	
評価結果	達成手段①「裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施」においては、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた取組により、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を進めてきた。また、認証紛争解決手続の利用実績についても、全体として増加傾向にある。
	国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができるようになるには、更なる認証紛争解決事業者の多様化、地域的偏在の解消及び事業者数の増加を実現する必要があるが、近年の民間紛争解決手続の業務の認証数自体は頭打ち傾向にある。したがって、現在、達成手段①「裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施」において実施している認証申請の前段階として任意に設けている事前相談において、適切な対応を行うことにより認証申請を促すことは、目標の達成に必要かつ効果的な取組であると評価できる。
次期目標等への反映の方向性	
【施策】	
認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えないことから、引き続き、各取組を実施していく。	
【測定指標】	

今後も、新たに認証申請を検討している事業者に対する事前相談への対応を強化することによって認証申請件数の増加を図り、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現させ、併せて利用実績の増加を図り、裁判外紛争解決手続のより一層の活性化を達成できるよう取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし		
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成26年8月

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

認証紛争解決事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>）。なお、「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年度6月12日司法制度改革審議会決定）」

II－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中止等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。



◎認証紛争解決事業者一覧

平成26年4月1日

認証番号	認 証 日	事 業 者 名	紛争の範囲
1	H21. 9. 4	一般財団法人 日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争
2	H19. 9. 19	大阪弁護士会 ※平成22年3月31日業務の廃止	民事に関する紛争
3	H19. 9. 21	一般財団法人 家電製品協会（家電製品PLセンター）	製造物責任等に関する紛争
4	H19. 11. 5	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター	製造物責任等に関する紛争
5	H19. 11. 16	京都弁護士会	民事に関する紛争
6	H19. 12. 17	大阪土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
7	H19. 12. 27	一般社団法人 日本商事仲裁協会	商事紛争
8	H20. 1. 25	愛媛県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
9	H20. 3. 14	横浜弁護士会	民事に関する紛争
10	H20. 3. 19	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	特定商取引に関する紛争
11	H20. 5. 14	公益財団法人 全国中小企業取引振興協会	下請取引等に関する紛争
12	H20. 6. 2	愛知県弁護士会	民事に関する紛争
13	H20. 6. 9	京都府社会保険労務士会	労働関係紛争
14	H20. 6. 13	神奈川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
15	H20. 6. 30	日本証券業協会 ※平成22年7月1日業務の廃止	金融商品の取引に関する紛争
16	H20. 7. 9	公益財団法人 東京都中小企業振興公社	下請取引等に関する紛争
17	H20. 7. 11	全国社会保険労務士会連合会	労働関係紛争
18	H20. 7. 28	一般財団法人 ソフトウェア情報センター	ソフトウェアに関する紛争
19	H20. 9. 22	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会	労働関係紛争及び夫婦関係等に関する紛争
20	H20. 9. 24	兵庫県弁護士会	民事に関する紛争
21	H20. 10. 29	事業再生実務家協会	事業再生に関する紛争
22	H20. 12. 10	東京司法書士会	民事に関する紛争
23	H20. 12. 24	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会	マンションに関する紛争
24	H20. 12. 26	沖縄県社会保険労務士会	労働関係紛争
25	H21. 1. 19	静岡県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
26	H21. 1. 20	滋賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
27	H21. 4. 15	公益社団法人 家庭問題情報センター	夫婦関係等に関する紛争
28	H21. 5. 18	鹿児島県社会保険労務士会	労働関係紛争
29	H21. 5. 19	滋賀県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
30	H21. 5. 25	東京都行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
31	H21. 6. 1	徳島県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
32	H21. 6. 19	特定非営利活動法人 留学協会	留学に関する紛争
33	H21. 6. 26	特定非営利活動法人 個別劳使紛争処理センター	労働関係紛争
34	H21. 8. 13	愛知県社会保険労務士会	労働関係紛争
35	H21. 8. 14	大阪府社会保険労務士会	労働関係紛争
36	H21. 8. 17	千葉県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
37	H21. 8. 17	兵庫県社会保険労務士会	労働関係紛争
38	H21. 8. 19	福岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
39	H21. 8. 27	千葉県社会保険労務士会	労働関係紛争
40	H21. 9. 8	熊本県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
41	H21. 9. 14	神奈川県社会保険労務士会	労働関係紛争
42	H21. 9. 14	宮城県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
43	H21. 9. 14	公益社団法人 総合紛争解決センター	民事に関する紛争
44	H21. 10. 15	山形県社会保険労務士会	労働関係紛争
45	H21. 10. 16	東京都社会保険労務士会	労働関係紛争
46	H21. 10. 20	合同会社 コンサルティング岩田	相続等に関する紛争
47	H21. 10. 23	神奈川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
48	H21. 11. 30	山口県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
49	H21. 12. 1	福島県社会保険労務士会	労働関係紛争
50	H21. 12. 1	特定非営利活動法人 医事紛争研究会	医事紛争



◎認証紛争解決事業者一覧

平成26年4月1日

認証番号	認証日	事業者名	紛争の範囲
51	H21. 12. 18	長野県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
52	H21. 12. 18	茨城県社会保険労務士会	労働関係紛争
53	H21. 12. 18	埼玉県社会保険労務士会	労働関係紛争
54	H22. 1. 22	福島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
55	H22. 1. 22	福岡県司法書士会	民事に関する紛争
56	H22. 1. 22	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	金融商品の取引に関する紛争
57	H22. 1. 26	一般社団法人 日本共済協会	共済契約に関する紛争
58	H22. 2. 10	新潟県社会保険労務士会	労働関係紛争
59	H22. 2. 10	広島県社会保険労務士会	労働関係紛争
60	H22. 2. 10	岐阜県社会保険労務士会	労働関係紛争
61	H22. 2. 10	石川県社会保険労務士会	労働関係紛争
62	H22. 3. 1	愛知県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
63	H22. 3. 17	富山県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
64	H22. 3. 23	宮城県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
65	H22. 4. 1	京都土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
66	H22. 4. 5	熊本県社会保険労務士会	労働関係紛争
67	H22. 4. 5	北海道社会保険労務士会	労働関係紛争
68	H22. 4. 21	京都府行政書士会	外国人の家事に関する紛争
69	H22. 4. 21	山口県社会保険労務士会	労働関係紛争
70	H22. 4. 26	新潟県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
71	H22. 5. 10	高知県社会保険労務士会	労働関係紛争
72	H22. 5. 25	和歌山県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争
73	H22. 8. 4	三重県社会保険労務士会	労働関係紛争
74	H22. 8. 6	岡山県行政書士会	自転車事故に関する紛争
75	H22. 8. 13	宮城県社会保険労務士会	労働関係紛争
76	H22. 8. 25	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会	不動産の価格に関する紛争
77	H22. 9. 13	一般社団法人 日本流通自主管理協会	ブランド品に関する売買契約紛争
78	H22. 9. 15	静岡県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
79	H22. 9. 15	滋賀県社会保険労務士会	労働関係紛争
80	H22. 9. 16	富山県社会保険労務士会	労働関係紛争
81	H22. 10. 12	高知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
82	H22. 10. 25	香川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
83	H22. 12. 24	静岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
84	H22. 12. 27	神奈川県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争
85	H23. 1. 12	愛媛県社会保険労務士会	労働関係紛争
86	H23. 2. 8	茨城土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
87	H23. 2. 8	群馬県社会保険労務士会	労働関係紛争
88	H23. 2. 14	宮崎県社会保険労務士会	労働関係紛争
89	H23. 2. 25	宮崎県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
90	H23. 3. 9	千葉司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
91	H23. 3. 16	鹿児島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
92	H23. 3. 22	山梨県社会保険労務士会	労働関係紛争
93	H23. 3. 23	秋田県社会保険労務士会	労働関係紛争
94	H23. 3. 29	福岡県弁護士会	民事に関する紛争
95	H23. 3. 29	栃木県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
96	H23. 3. 29	愛知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
97	H23. 4. 5	島根県社会保険労務士会	労働関係紛争
98	H23. 4. 11	香川県社会保険労務士会	労働関係紛争
99	H23. 4. 11	長野県社会保険労務士会	労働関係紛争
100	H23. 6. 2	岡山県社会保険労務士会	労働関係紛争



◎認証紛争解決事業者一覧

平成26年4月1日

認証番号	認証日	事業者名	紛争の範囲
101	H23. 6. 29	札幌司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
102	H23. 8. 1	奈良県社会保険労務士会	労働関係紛争
103	H23. 9. 1	茨城司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
104	H23. 9. 1	弁護士法人 T L E O 虎ノ門法律経済事務所	個人間の相続に関する紛争
105	H23. 9. 1	鳥取県社会保険労務士会	労働関係紛争
106	H23. 10. 3	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン	商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争
107	H23. 11. 9	石川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
108	H23. 11. 11	京都司法書士会	民事に関する紛争（家事事件を含まない。） 登記手続への協力を求める目的とする家事または相続に関する紛争
109	H24. 2. 6	香川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
110	H24. 2. 17	和歌山県社会保険労務士会	労働関係紛争
111	H24. 2. 22	兵庫県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
112	H24. 2. 24	学校法人立教学院	日本国内において締結された。 ・旅行業を営む事業者と消費者との旅行契約に関する紛争 ・ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営む事業者と消費者との宿泊契約に関する紛争
113	H24. 4. 17	一般社団法人日本企業再建研究会	中小企業の事業承継に関する紛争
114	H24. 6. 4	埼玉県行政書士会	未成年の子を有しない夫婦の離婚及び離婚賠付に関する紛争、相続及び相続に伴う遺産分割協議に関する紛争、交通事故に起因する損害賠償に関する紛争、敷金返還等に関する紛争
115	H24. 7. 9	兵庫県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
116	H24. 7. 11	長崎県社会保険労務士会	労働関係紛争
117	H24. 7. 19	一般社団法人電力系統利用協議会	送配電等業務についての電気供給事業者ならびに一般電気事業者および卸電気事業者の変電、送電および配電に係る設備の利用者（電気供給事業者を除く。）からの紛争
118	H24. 8. 3	愛知県司法書士会	相続に関する紛争（相続財産に不動産を含むもの） 不動産賃貸借に関する紛争 民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
119	H24. 11. 1	日本知的財産仲裁センター	知的財産に関する紛争
120	H24. 11. 15	徳島県社会保険労務士会	労働関係紛争
121	H24. 11. 21	福井県社会保険労務士会	労働関係紛争
122	H25. 2. 1	長野県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
123	H25. 2. 21	一般財団法人日本自転車普及協会	自転車事故に関する紛争
124	H25. 3. 12	新潟県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
125	H25. 3. 15	札幌土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
126	H25. 5. 20	北海道行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、敷金返還等に関する紛争
127	H25. 9. 3	兵庫県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
128	H25. 10. 1	秋田県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
129	H25. 10. 1	鳥取県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
130	H25. 11. 28	岩手県社会保険労務士会	労働関係紛争

※現に活動している認証事業者数としては『128』事業者

(大阪弁護士会（認証番号第2号）及び日本証券業協会（認証番号第15号）が業務の廃止をしたため。)

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(4))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け : I-2-(4))				
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。				
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 [†] 及び法教育普及検討部会 [‡] （以下「協議会等」という。）を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	8,323	6,168	15,677
	補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	—	
	合計(a+b+c)	8,323	6,168	—	
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの	執行額(千円)	6,331	5,311	—	

測定指標	平成25年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中学校における法教育の実践状況調査 [§] の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成
施策の進捗状況（実績）		
協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等について報告がなされた。各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用でき		

るよう具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報を共有し、発信した。

また、平成24年度から中学校の新学習指導要領が全面実施されたことから、平成25年度は、協議会等において法教育の実践状況調査を実施し、その結果を取りまとめた。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 協議会等の過去5年間の開催実績（回）	4	4	8	6	5

測定指標	平成25年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援、懸賞論文の募集等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

法教育の更なる普及・促進に向けた情報発信・情報提供を図るため、新たに「法教育に関するリーフレット」を作成し、全国の教育委員会等へ配布を行った（別紙1参照）。

さらに、地方地域における法教育推進を目的とした岐阜法教育推進プロジェクト及び群馬県法教育推進協議会との間において、法教育推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、法教育実践拡大のための活動を行った。

また、日本司法支援センター及び公益社団法人商事法務研究会とともに、法教育懸賞論文コンクールを実施し、法教育に関する論文を募集し、広く一般に法教育の意義について理解を広める活動を行った。

法務省関係機関においても、法教育授業を多数実施した（別紙2参照）。

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。 測定指標は、いずれも達成できたことから、本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

（測定指標の目標達成度の補足）

【測定指標1】

協議会等においては、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組状況について報告がなされ、法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、その結果をホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供を行った。

また、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向けて、協議会等において、平成24年度に実施した全国の小学校の法教育実践状況調査結果を踏まえ、法教育教材作成の必要性及び教材の内容等について協議を行い、小学校向け法教育教材⁵を作成した。

これらのことから、目標を達成できたと評価することができる。

評
価
結
果

【測定指標2】

学校においては、学習指導要領に基づいての法教育授業を実施しているところ、学習指導要領はあくまで基準であり、法教育授業の具体的な内容が示されたものではないことから、法教育情報が掲載された「法教育に関するリーフレット」の作成・配布を行うことにより、学校における法教育実践活動への協力・支援を行った。

また、学校等における法教育実践の協力・支援を行うため、協議会等において、平成24年度に実施した全国の小学校における法教育実践状況調査結果に基づき、小学校向けに作成した法教育教材を全国の小学校等に配布したほか、法務省ホームページに掲載し、学校現場における法教育実践活動の協力・支援を行った。

法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行った。

これらのことから、目標を達成できたと評価することができる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1、2関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。

また、平成24年度から法教育の内容が充実した中学校の学習指導要領が実施されているが、学習指導要領はあくまでも基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではないため、各学校は、学習指導要領を踏まえ、地域や学校の実態に応じて指導計画を策定し、それに基づき法教育授業を実践していた。これまで個々の取組はあったが、全体として統一的・計画的な法教育授業が実践されてきたわけではなかった。加えて、教員自身も体系的に法を学んできたわけではなく、法教育の実践に不安を覚える者も多いとの指摘もある。さらに、中学校における法教育授業の実践状況調査から、生徒に分かりやすい教材を求める声もあった。そのため、同達成手段において実施している協議会等において、法教育に関するリーフレットを通じ、学校現場等へ法教育情報を提供することや、教員が積極的に法教育を実践できるよう法務省が小・中学校の法教育教材を作成することは、目標の達成に必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、現在の目標を維持し、引き続き、法教育を推進する。

【測定指標1】

法教育の推進に関しては、「世界一安全な日本」創造戦略において、「法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定」と明文で求められているほか、平成23年度から、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が順次実施されていることから、更なる学校現場等と連携した取組が必要であるため、今後も、協議会等で協議された法教育授業のノウハウ等法教育に関する最新情報を広く一般に発信し、法教育の推進を図っていく。

【測定指標2】

教員が積極的に法教育を実践できるよう、法教育教材を作成し、学校現場等における法教育活動を支援するほか、法教育広報部会⁶において検討された、法教育に関する広報活動を行い、法教育の意義等についての理解を広め、法教育の実践を拡大させていく。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】</p> <p>〔反映内容〕</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし		
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	法務省司法法制部司法法制課司法制度第二係	政策評価実施時期	平成26年8月

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことで、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

なお、法教育普及検討部会は、平成26年3月から、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うことを目的とした法教育広報部会に改称している。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連携調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が実施されていることから、平成24年度は小学校を対象に、平成25年度は中学校を対象にそれぞれ調査を行った。

*5 「小学校向け法教育教材」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00036.html〕を参照

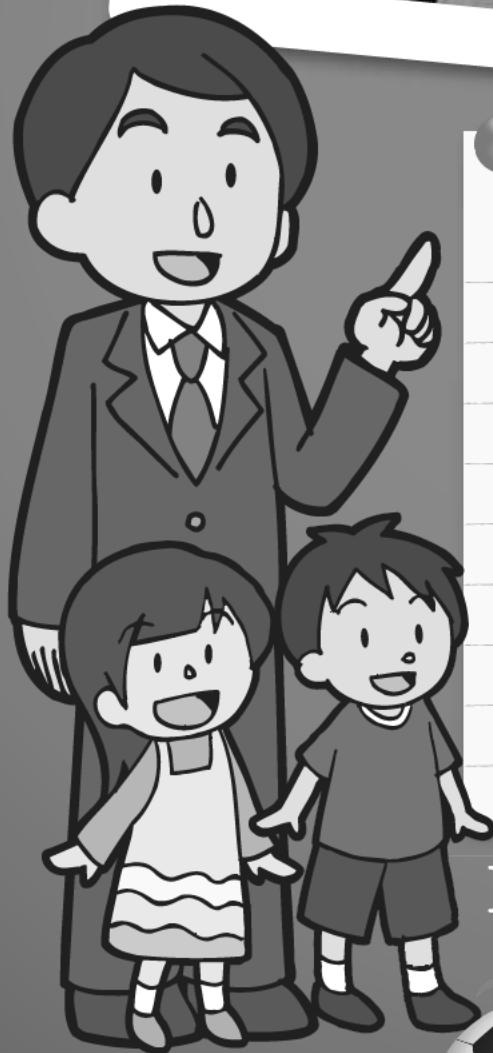
*6 「法教育広報部会」

*2参照

やってみよう!

考えてみよう

法教育



法務省では、
法教育の普及・促進に力を入れています！

法教育とは…

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

MOJ 法務省



平成15年7月

法務省に「法教育研究会」※が発足

- ※我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うことが目的。
- 教員向け教材「はじめての法教育」の作成(平成16年度)



法務省における これまでの取組

平成16年11月

「法教育研究会」が法務省に「報告書」を提出

- 我が国における法教育の在り方について、16回にわたる会議を開催して検討を行い、更に法教育を普及・発展させていく一つの方向性を指示すため、報告書として取りまとめるとともに、報告書の内容を具体化した4つの教材(ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法)を試案的に作成。

平成17年5月

法務省に「法教育推進協議会」※が発足

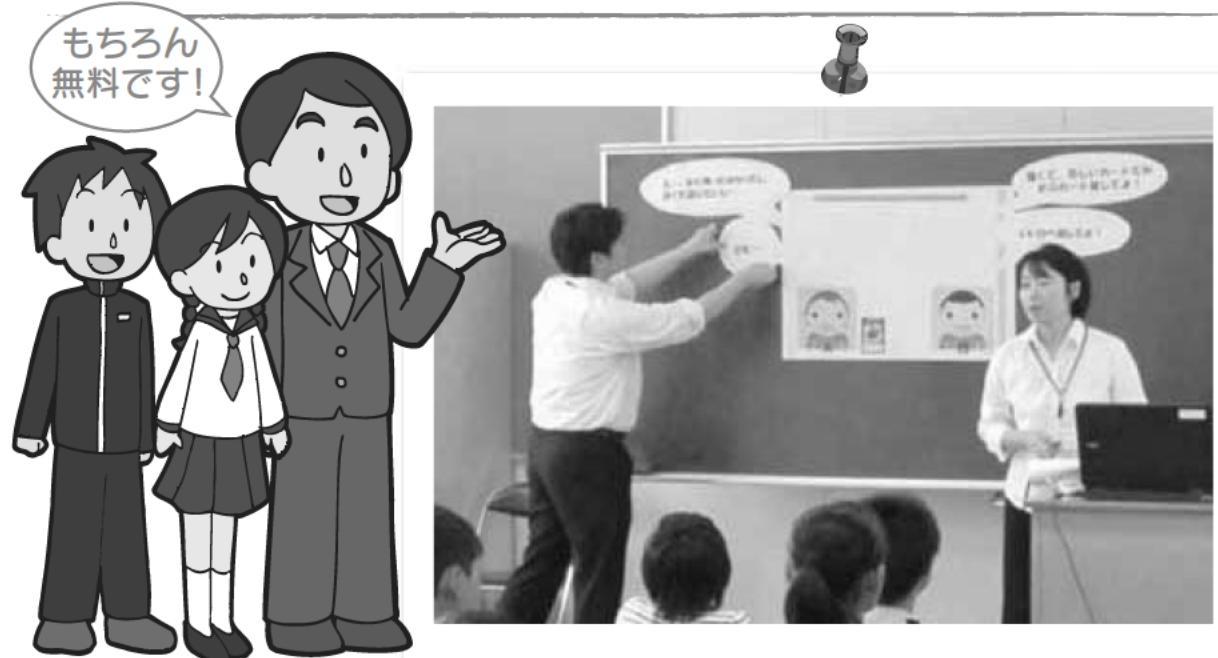
- ※広く国民の皆様に対して法教育を普及するための施策に取り組む必要があることから、法教育研究会の報告書の趣旨を踏まえつつ、法教育をどのように推進していくかなどについて、多角的な視点から検討することが目的。

- 教員向け教材「はじめての法教育Q&A」の作成(平成18年度)
- 法教育懸賞論文コンクールの実施(平成22年度～25年度)
- 法教育授業の実践状況についての実情調査(平成24年度～)
- 小学生向け補助教材の作成(平成25年度)
- 法教育リーフレットの作成(平成25年度)



取組例 ①

教員向けの研修や児童・生徒向けの授業へ法務省職員を派遣しています!



なお、2012年度には、約2,300回の開催、約82,000人の参加実績があります。

派遣依頼等の連絡先
御照会や御相談などお気軽にお問い合わせください。

法務省大臣官房司法法制部
司法法制課 司法制度第二係

電話 03-3580-4111
(内線2362)

E-mail
housei06@moj.go.jp

☑ 取組例 ②

法教育教材を作成しています!



(教材例)

- ・「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」
- ・「模擬裁判をやってみよう」
- ・「『約束』ってなんだろう??？」



トピックス

以下の法務省HPに教材を掲載しておりますので、ぜひ御活用ください。

「法教育に関する教材」

URL

<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>



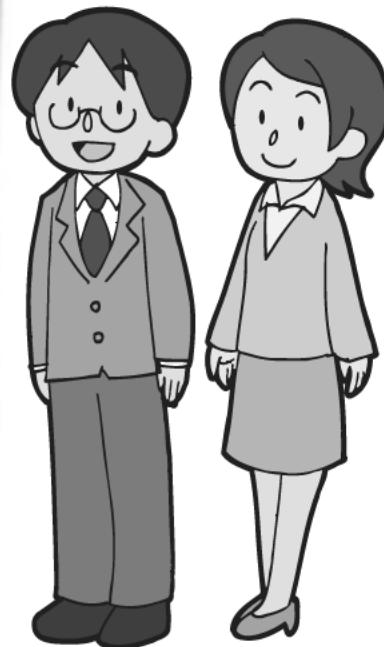
そのほか、小学生向け、中学生向け、高校生向けの教材を数多く作成しています。

取組例 ③

「法の日フェスタ」の実施や、「法教育シンポジウム」の共催をしています。



「法の日フェスタ」における法務省職員による
中学生を対象とした法教育授業風景



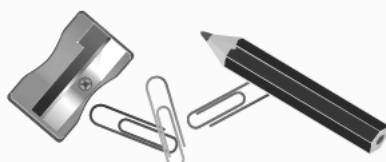
「法教育シンポジウム」のパンフレット



トピックス

「法の日フェスタ」は「法の日」にあたる10月1日頃霞が関にある法務省において開催しています。

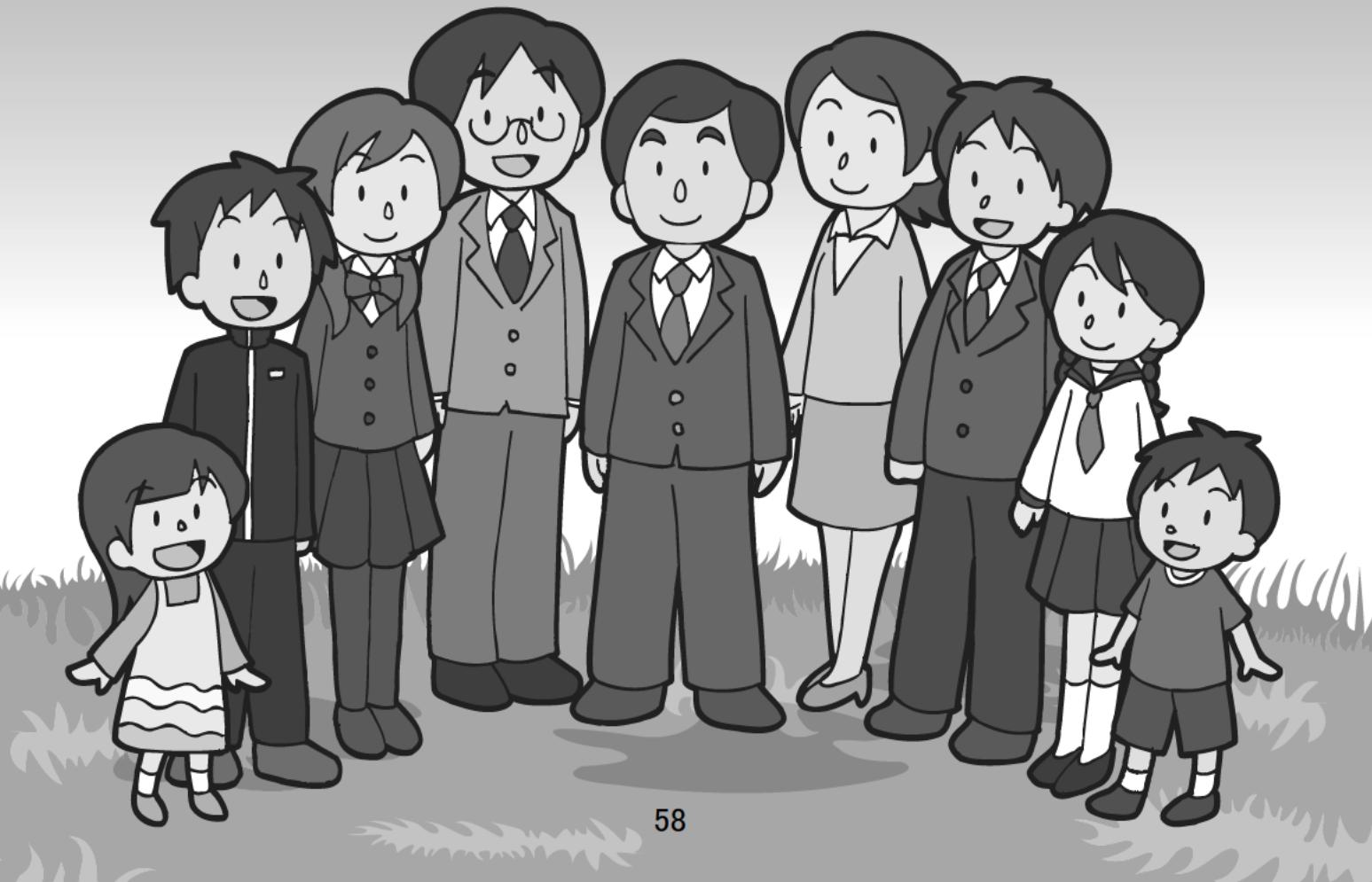
「法教育シンポジウム」は日本司法支援センター(愛称「法テラス」と共催しています。



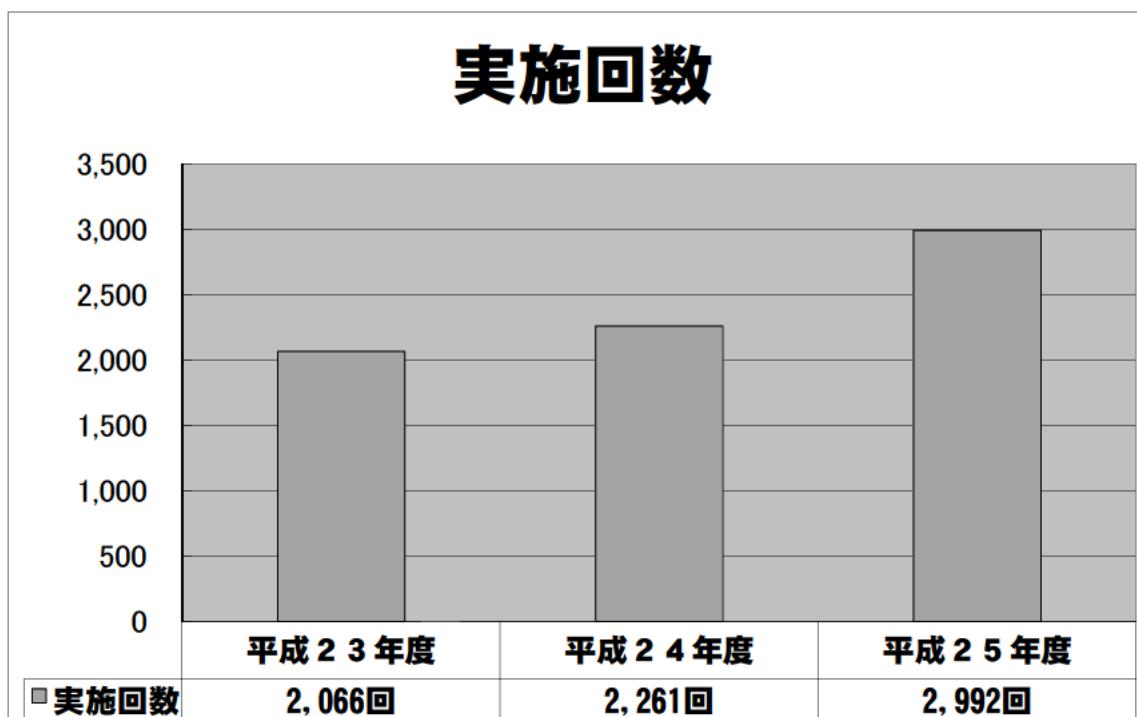
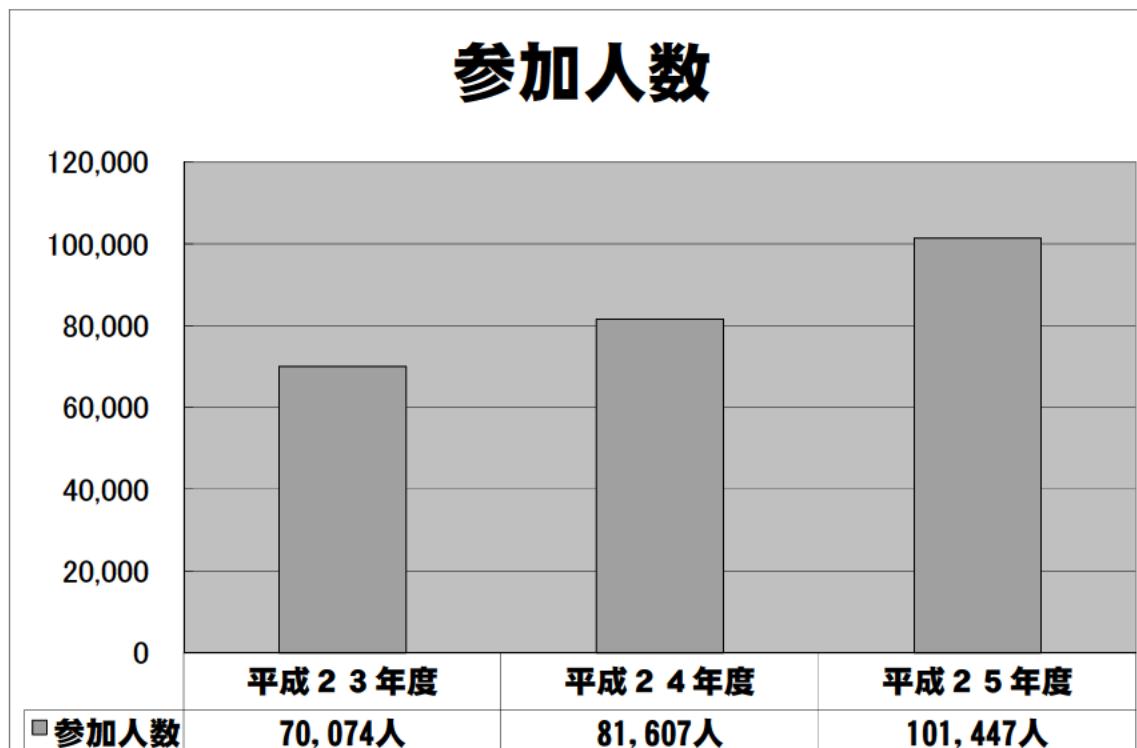
法務省では、
学校の先生方と強力なタッグを組んで、
法教育を推進していきたいと思っております！



なんなりと御相談ください！



法教育授業実施結果



平成25年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省25-(5))

施 策 名	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))				
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	1,404 0 0	2,486 0 0	0 0 —
	合計(a+b+c)	1,404	2,486	—	
	執行額(千円)	1,404	2,486	—	
政策評価実施時期	平成26年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課		
評 価 方 式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成20年6月に秋葉原において発生した事件に象徴されるように、近年、被害者には関係のない理不尽な動機による無差別殺傷事件が相次いで発生しており、我が国の社会全体に大きな衝撃を与え、治安を脅かす新たな要因となっている。

このように、新たな不安要因が発生する中で、国民の体感治安は依然として改善しておらず、「世界一安全な国、日本」を復活させるためには、継続的・根本的な犯罪対策が必要不可欠である。犯罪対策閣僚会議では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、真の治安再生を目指して施策の着実な実現を図ることとし、その一環として、「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施すること」としている。これを受け、刑事政策に関する総合的な調査及び研究を行っている法務総合研究所としても、無差別殺傷事犯の研究を行う必要がある。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「無差別殺傷事犯の各種特徴、背景・要因等を幅広く調査研究することにより、法務省関係部局において、この種の犯罪の防止、適切な処理、再犯防止等の諸施策を検討・実施するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成22年度から平成23年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 殺人事件の発生状況の把握

平成5年以降の警察の統計等を調査し、殺人事犯の動向を把握する。

(イ) 無差別殺傷事犯の実態調査

① 調査対象事件

おおむね過去10年間に有罪判決が確定した無差別の殺人・同未遂・傷害致死事件であって、動機が分かりにくいものを対象とする（おおむね50件程度）。

② 調査項目

動機、犯行態様、事犯者の精神状況、人格特性、家庭環境・成育環境、教育・

就労状況、対人関係、趣味・し好、態度・価値観等を調査する。

③ 調査方法等

a 事件記録による個別調査

以下の視点から、対象事件の記録を精査する。

i 犯行の動機・手口・態様

ii 事犯者の心理特性

iii 事犯者への成育環境・社会状況からの影響

iv 事犯者の精神状況

b 刑事施設における個別調査

調査対象事件で刑事施設に収容されている者につき、その処遇状況を被収容者身分帳等に基づき調査する。

c 分析方法

共通の要因(上記②記載の項目)について、上記a及びb記載の方法等により詳細に調査し、以下の点に留意して分析を行う。

i この種の事犯に突き進んでしまう原因・理由を整理・類型化

ii この種の事犯者の人格や行動傾向を了解する枠組みの試作

iii この種の事犯が発生する予兆の把握、その際における適切・有効な働きかけの可能性の検討

(ウ) 研究会の開催

(イ) の調査対象事件の記録を一通り検討整理した段階で、国内の刑事政策、社会学、心理学など各分野の専門家を招へいして研究会を実施し、分析の方向性等について意見を聴取する。

(エ) 成果物の取りまとめ

上記(ア)から(ウ)を総合して、無差別殺傷事犯の防止、再犯防止策に関する課題と展望を取りまとめ、成果物を法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成21年4月27日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおりの評価となった。

(1) 必要性

近年、無差別殺傷事件の発生が相次ぎ、治安を脅かす重大な要因の一つとなっており、その対策が緊急の課題となっている。また、膨大な量の事件記録の精査や事犯者に対する面接といった調査手法は、法務省以外では実施が著しく困難である。以上のことなどから、本研究の必要性は大いに認められた。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲については、「おおむね適度」との評価を受けている。この点については、事件記録を精査し、そこから様々な無差別殺傷が起こる要因を抽出するという本研究の性質上、調査対象範囲や件数がある程度絞られることはやむを得ないものと考えられる。また、動機、事犯者の精神状況、人格特性、家庭・生育環境、就学・就労状況、対人関係、刑事施設での収容状況等、多角的な観点から調査が行われることとされており、分析の視点や調査分析の手法は適切である。以上のことなどから、本研究の効率性は認められた。

(3) 有効性

近年の無差別殺傷事件に対する関心の高まりを受け、本研究の成果は社会的な注目を集めることが見込まれる。また、本研究の成果が直接法令の改正まで結び付くことは難しいものと思われるが、上記のとおり、本研究は他に例のない研究であり、本研究によって無差別殺傷事件が発生する社会的背景や心理的要因をある程度類型化することがで

きれば、この種の犯罪の防止や適切な処理等に活用できる貴重な資料となり得る。以上のことなどから、本研究の有効性は認められた。

(4) 総合的評価

上記のとおり、本研究は必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められ、無差別殺傷事犯の犯罪捜査、公判遂行、再犯防止といった各施策の検討等に活用される基礎資料を提供できることが見込まれる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成26年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、評価基準第4の2（別紙1）に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成26年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、「分かりにくい動機に基づき、それまでに殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対して、殺意をもって危害を加えた事件」を「無差別殺傷事件」とし、これを調査対象とした。無差別殺傷事件については、統計的な把握、系統立った報告がないため、法務総合研究所において全国の検察庁に照会し、無差別殺傷事件に該当する可能性がある事件について広く回答を求め、回答のあった事件について判決書等を精査し、無差別殺傷事件に該当するか否かを判断した。調査対象としたのは、平成12年3月末日から同22年3月末日までの間に裁判が確定した事件で、同事件の裁判確定により対象者が刑事施設に入所したものであり、調査対象者は52人であった。

調査対象事件について、検察庁から判決書、刑事事件記録を取り寄せて内容を調査するとともに、調査対象者が入所した刑事施設において処遇記録等に基づく調査を行い、仮釈放された者については、更に保護観察所の事件記録に基づく調査を行った。

調査において得られた情報を分析した結果、以下のようないわゆる知見が得られた。

ア 無差別殺傷事犯の特徴

調査対象者は、1人を除いて男性であり、その年齢層は一般的な殺人事犯者に比べて低い。犯行時において、友人との交友関係、異性関係、家族関係等が劣悪な者がほとんどである。また、安定した職に就いていた者は少なく低収入にとどまる者が多く、居住状況も不安定な者が相当の割合でいた。全般的に、社会的に孤立し、困窮型の生活を送っていた者が多いと評価できる。

調査対象者には、何らかの精神障害等、特にパーソナリティ障害の診断を受けた者が多いが、犯行時に入通院して治療を受けていた者は少ない。前科を有する者は約半数であり、その罪名としては粗暴犯¹⁾が多い。また、犯行前に問題行動がある者がほとんどであるが、その内容としては自殺企図が多く、特に前科のない者に自殺企図歴が多く認められる。一方、犯行前に医師等に犯行に関する内的衝動を相談するなどの行為を行っていた者もいる。

無差別殺傷事件に及んだ動機としては、①自己の境遇に対する不満から犯行に及ぶもの、②特定の者に対する不満から無関係の第三者に対する犯行に及ぶもの、③自殺できないことから死刑を意図したり、自殺への踏ん切りをつけるために犯行に及ぶもの、④社会生活への行き詰まりから刑務所へ逃避しようと犯行に及ぶもの、⑤殺人にに対する興味・欲求を満たすため犯行に及ぶものの5つの類型が認められる。これらの

類型のうち、複数の動機が併存している者もあり、特に、①自己の境遇に対する不満によるもの、②特定の者に対する不満によるものでは、これらの不満が直接に犯行に結び付くものと、これらの不満に基づいて、自殺や刑務所への逃避を考えるなど他の類型の動機に派生するものが認められる。事例数としては、①自己の境遇に対する不満によるものが最も多く、次いで②特定の者に対する不満によるものが多い。

調査対象事件は全て単独犯であり、共犯者はいない。調査対象者は、何らかの理由によって被害者を選定している者が多く、特に、女性、子供、高齢者が弱者だからという理由で選定されている場合が多い。そのほか、怨恨相手等の投影・代替として選定する場合もある。

受刑歴を有する者では、刑事施設出所後1年未満に無差別殺傷事件に及んだ者が多く、出所後の問題も存在していることがうかがえる。

イ 無差別殺傷事犯者の処遇

調査対象者に対しては、刑事施設内で、被害者・遺族への慰謝が処遇目標とされることが多く、特別改善指導として「被害者の視点を取り入れた教育」が最も多く行われている。精神障害等の診断を受ける者、性格傾向・対人関係の問題がある者が多く、治療等が行われるほか、その他にも、処遇上の配慮が必要な者が多い。

調査対象者は、反則行為によって懲罰を受ける者が多く、反則行為・懲罰回数が多数回にわたる者も多数である。このような反則行為が頻発する者は前科を有する事犯者で多い。他方、対人関係上の問題から怠役^{*2}する逃避型の反則行為者も存在する。

出所時には、精神保健福祉法26条^{*3}に基づく通報がなされる場合が多いが、入院措置に至らない者も多数いる。出所時の引受けについて、家族からも引受けを拒否される者が多く、社会復帰に関して困難な問題がある。

調査対象者の中には、刑事施設内で再犯に及んだり、出所後に再犯に及ぶ者があり、これらの再犯者は調査対象事件以前に前科のある者が多い。

ウ 提言

以上のような調査結果に基づいて、無差別殺傷事犯者については、共通の特徴を備えていることが必ずしも多いわけではなく、頻繁に発生する事犯でもないことなどから、無差別殺傷事犯のみに焦点を当てた予防策を講じることは、費用対効果の観点からやや困難な面があると思われる。他方で、無差別殺傷事犯者は幾つかの類型に分けることが可能であり、その特徴に応じた対策（発生を低減させるための施策）は、刑事政策や社会経済政策上の施策との共通点を有し、実行可能なものがあると考えられる。そして、そのような対策の中には、まず、前科のある者、特に粗暴犯により受刑する者の処遇の充実が挙げられることを指摘した。粗暴犯等の罪名で受刑する者に対して、リスクアセスメントツール^{*4}等を用いて粗暴性向、精神障害等の問題性を正確に測定・把握し、その問題性の程度と内容に応じた処遇を進めることが重要であろう。また、これらの者に対して、矯正施設、更生保護機関、さらに、社会内の医療・福祉等の関係機関との間で必要な情報を共有、連携して出所後の問題に対応し、対象者を支援していく枠組みを充実、強化していく必要があることを指摘した。その他の対策としては、社会的孤立を防ぐための「出番」と「居場所」を作るために行われている各種施策、精神障害等に関する各種啓発活動及び自殺防止対策が、無差別殺傷事犯の防止としても意義を有していると考えられる。また、各種の問題行動等に対応するためのガイドラインの作成・配布も有用である旨の提言を行った。

また、無差別殺傷事犯者の処遇に当たっては、刑事施設において、事案の性質・内容を踏まえた適切な特別改善指導の実施が必要であることを指摘した。そして、無差別殺傷事犯者の有する精神障害等に対する適切な処遇のためには、刑事裁判における鑑定書等を処遇に有効に活用すること、専門性のある職員、医師等による刑事施設入所後の精神状況の定期的な把握、複数の関連部署職員から構成されるチーム処遇の実施、パーソナリティ障害等に対する処遇・治療方法の開発が重要なポイントとなるこ

とを指摘した。また、無差別殺傷事犯者の社会復帰を支援するためには、刑事施設における指導・教育の充実、その者の問題性を踏まえた出所後の受け皿の確保、関係機関との多機関連携を充実させるためのモデル構築・情報の共有、満期釈放者に対する支援策の充実を十分に図っていく必要があることを指摘した。さらに、無差別殺傷事犯者の特質を職員に正しく理解させるための研修・教育も重要であることを指摘した。

エ 成果物

上記の本研究の成果は、研究部報告50号^{*5}として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、本報告書刊行に併せ、刑事政策に関する雑誌に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

被害者には関係のない理不尽な動機による無差別殺傷事件が相次いで発生し、我が国社会全体に大きな衝撃を与える、治安を脅かす新たな要因となっているところ、犯罪対策閣僚会議の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、真の治安再生を目指して施策の着実な実現を図ることとし、その一環として、「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施すること」とされた。本研究は、「犯罪に強い社会の実現」という政府の重要な施策に現に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。また、現在まで本研究に代替する研究は実施されていない上、本研究のように、無差別殺傷事件を調査対象とし、刑事案件記録等に基づいて実証的な調査分析を行う研究は、法務省以外では実施することが非常に困難であって、他の研究機関で現に実施されておらず、今後も行われる見込みは乏しい。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点である。

(効率性の評価項目)

調査対象は統計的に把握されず、系統立った報告の対象ともならないため、全国の検察庁に無差別殺傷事件に該当する可能性のある事件について広く照会して回答を得た上、回答のあった事件について判決書及び刑事案件記録を取り寄せて内容を検討し、無差別殺傷事件であるか否かを判断した。このような調査対象者の抽出方法や調査対象者数が比較的少数であることに起因する限界はあるものの、他の方法によることは困難であり、調査対象の設定は非常に適切であった。また、本研究実施者は、検察・矯正・保護の各分野の実務経験を有する研究官・研究官補である。これらの者が刑事案件記録等を精査して客観的なデータを収集しており、データ数は十分とは言えないものの、収集されたデータは信頼性が高い。このデータに基づき、データの性質を踏まえて分析手法を変えながら、実務経験に基づいた多角的な視点から分析しており、効率的に成果を得る上でその実施体制・手法は適切であった。そして、調査分析に用いたデータは、統計資料のほか、法務省の機関である検察庁・刑事施設・保護観察所の協力により入手したものであり、その分析も、犯罪者の処遇の実務に精通する研究官等が既存の設備・備品等を活用して行うなどの点で、特別な支出を要しない研究手法を探っており、本研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点である。

(有効性の評価項目)

本研究の成果物は、巻頭に要約を記載した上で、殺人事件一般の動向の統計分析、無差別殺傷事件の実態調査結果、無差別殺傷事犯者の処遇の実態調査結果、無差別殺傷事犯の類型、専門家による研究会の概要、外国における調査結果を順次記述した上で、最後にまとめの提言を述べており、明解な構成となっている。記述内容も、図表を豊富に

使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容を平易に記載しており、実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすいものとなっている。また、本研究は、無差別殺傷事犯の実態等を初めて実証的に明らかにする研究であって、無差別殺傷事件が発生する社会的背景や個人の心理的要因をある程度類型化しており、この種の犯罪の防止や適切な処遇等に活用できる基礎的な資料として事務運用の改善等の検討に大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され、マスメディアにも取り上げられており、他に類似の先行研究が見られないことからも、今後、大学等における同種問題の研究等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点である。

(3) 総合評価

本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。また、2(2)記載のとおり、「無差別殺傷事犯の各種特徴、背景・要因等を幅広く調査研究することにより、法務省関係部局において、この種の犯罪の防止、適切な処理、再犯防止等の諸施策を検討・実施するための基礎資料を提供すること」という目的を達成したと評価することができる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

[意見]

[反映内容]

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
第7－1 人的・物的基盤の強化
⑫各種調査研究等の実施⁶

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

*1 「粗暴犯」

殺人、強盗、傷害、暴行、恐喝、公務執行妨害、器物損壊、暴力行為等处罚法違反又は銃刀法違反をいう。

*2 「怠役」

正当な理由なく作業を怠ること。

*3 「精神保健福祉法」

(矯正施設の長の通報)

第26条 矯正施設（拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導

院をいう。以下同じ。) の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の帰住地（帰住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に通報しなければならない。

一 本人の帰住地、氏名、性別及び生年月日

二 症状の概要

三 釈放、退院又は退所の年月日

四 引取人の住所及び氏名

*4 「リスクアセスメントツール」

犯罪者の再犯可能性等を一定の基準に基づいて評価する手法

*5 「研究部報告50号」

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00068.html] を参照。

*6 「「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」第7－1 人的・物的基盤の強化 ⑫ 各種調査研究等の実施」

犯罪者を生まない社会の構築のため、家庭環境と犯罪との関係についての調査研究、犯罪報道が犯罪に与える影響についての調査研究、少年問題に関する共同研究、来日外国人少年の非行防止対策に関する調査研究、無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施するとともに、安全で安心な社会を実現するため、競争的資金等を活用し、危険物検知のためのセンサー技術に関する研究開発等を推進する。また、依然として厳しい治安情勢的確に対応するとともに、行政の一層の高度化を図るため、諸外国の治安情勢、法制度等に関する海外調査研究を推進する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。

合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の

適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込

みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ること

を明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められることがから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。

D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。

B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮

や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A … 実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B … 実務家にとって分かりやすい。
- C … 実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D … 実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A … 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用された、又は、今後大いに利用される見込みである。
- B … 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用された、又は、今後利用される見込みである。
- C … 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用された、又は、今後多少利用される見込みである。
- D … 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【無差別殺傷事犯に関する研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関して必要なものか。	A	10点	被害者には関係のない理不尽な動機による無差別殺傷事件が相次いで発生し、我が国の社会全体に大きな衝撃を与える、治安を脅かす新たな要因となっているところ、犯罪対策閣僚会議の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、真の治安再生を目指して施策の着実な実現を図ることとし、その一環として、「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施する」とことされた。本研究は、「犯罪に強い社会の実現」という政府の重要な施策に現に密接に関連する研究であり、法務省の重要施策の一つである犯罪者の再犯防止対策、社会復帰支援や、犯罪情勢に対応した適切な刑事司法の運営の在り方の検討に密接に関連しており、実施の必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	今まで本研究に代替する研究は実施されていない上、本研究のように、無差別殺傷事件を調査対象とし、刑事案件記録等に基づいて実証的な調査分析を行う研究は、法務省以外では実施することが非常に困難であって、他の研究機関で現に実施されておらず、今後も行われる見込みは乏しい。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査対象は統計的に把握されず、系統立った報告の対象ともならないため、全国の検察庁に無差別殺傷事件に該当する可能性のある事件について広く照会して回答を得た上、回答のあった事件について判決書及び刑事案件記録を取り寄せて内容を検討し、無差別殺傷事件であるか否かを判断した。このような調査対象者の抽出方法や調査対象者数が比較的少数であることに起因する限界はあるものの、他の方法によることは困難であり、調査対象の設定は非常に適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究実施者は、検察・矯正・保護の各分野の実務経験を有する研究官・研究官補である。これらの者が刑事案件記録等を精査して客観的なデータを収集しており、データ数は十分とは言えないものの、収集されたデータは信頼性が高い。このデータに基づき、データの性質を踏まえて分析手法を変えながら、実務経験に基づいた多角的な視点から分析しており、効率的に成果を得る上でその実施体制・手法は適切であった。
有効性	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	調査分析に用いたデータは、統計資料のほか、法務省の機関である検察庁・刑事施設・保護観察所の協力により入手したものであり、その分析も、犯罪者の処遇の実務に精通する研究官等が既存の設備・備品等を活用して行うなどの点で、特別な支出を要しない研究手法を探っており、本研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。
	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の成果物は、卷頭に要約を記載した上で、殺人事件一般の動向の統計分析、無差別殺傷事件の実態調査結果、無差別殺傷事犯者の処遇の実態調査結果、無差別殺傷事犯の類型、専門家による研究会の概要、外国における調査結果を順次記述した上で、最後にまとめの提言を述べており、明解な構成となっている。記述内容も、図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容を平易に記載しており、実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすいものとなっている。
7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、無差別殺傷事犯の実態等を初めて実証的に明らかにする研究であって、無差別殺傷事件が発生する社会的背景や心理的要因をある程度類型化しており、この種の犯罪の防止や適切な処遇等に活用できる基礎的な資料として事務運用の改善等の検討に大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され、マスメディアにも取り上げられており、他に類似の先行研究が見られないことからも、今後、大学等における同種問題の研究等に大いに利用されることが見込まれる。	

評点合計： 67点

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(6))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け : II-4-(2))				
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪^{*1}は増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。 				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,717,136	3,674,363	3,742,653
	補正予算(b)	762,230	0	3,621,729	—
	繰越し等(c)	2,738	25,031	—	
	合計(a+b+c)	3,482,104	3,699,394	—	
	執行額(千円)	3,060,714	3,552,370	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条^{*2} ○第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅴ-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等^{*3} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上^{*4} 				

測定指標	平成25年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）	
サイバー犯罪に対処するために必要な電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる目的で、サイバー犯罪の捜査に当たる職員（検察官及び検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック ^{*5} 研修を実施した。	研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習等を実

施した。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（%）	—	—	—	88.1	95.0

測定指標	平成25年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁶及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、検察における被害者施策やこれに関連する新規立法の説明、民間支援団体職員による被害者支援活動等に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッションを行った。

参考指標	実績値				
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	96.2	91.3	95.0	88.8	91.3

測定指標	平成25年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動を積極的に行なった。

参考指標	実績値				
広報活動の実施回数（回）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	1,339	1,287	1,187	1,135	1,158

評 価 結 果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標 3 について、目標を達成することができた。また、測定指標 1 及び 2 について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
		施策の分析
		(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 平成25年10月29日から同年11月1日までの4日間及び平成26年2月4日から同月7日までの4日間で、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察官及び検察事務官合計60名を対象に、デジタルフォレンジック研修を実施した（別紙1－1参照）。 同研修では、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義、刑事局職員による改正刑事訴訟法等の説明等の刑事事件におけるデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全実習を行うなどの電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術や手法の習得に関する講義及び実習を行った。 各期における研修終了後は、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、合計60名（全員）から回答を得ることができた（別紙1－2及び1－3参照）。その中で、研修を受講してデジタルフォレンジックに関してどの程度の理解を得られたかとの問い合わせに対し、57名（95.0パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（66.7パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（28.3パーセント）と回答した。その一方で、2名は「その他意見」と回答し、「総論的な部分ではある程度理解できたのではないかと思っているが、実際の技術的な部分については十分とは言えないと思う。」「実務に従事できる程度のレベルではないが、それに近い程度の理解は得られたと感じる。」といった意見を述べた。もっとも、上記の問い合わせに対して「理解ができなかった」と回答した者は0名である。 また、高度な知識・技術を要する保全・解析実習では、「難しい」、「やや難しい」との意見が複数見られたものの、その他の講義及び実習については、多数の研修員から講義時間、難易度及び進め方が「適当」であったとの回答が得られた。さらに、研修全体に対しても、有意義であったとの感想が複数述べられている。 以上のことから、同研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。 【測定指標 2】 平成25年11月28日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別紙2－1参照）。 同研修では、刑事局職員による被害者支援をめぐる最近の動向、被害者参加人への旅費等の支給制度 ⁷ 及び被害者保護のための諸制度についての説明のほか、民間支援団体職員による被害者支援活動の概要や被害者支援の在り方、捜査機関との連携の重要性等に関する講義を行った。また、研修員、民間支援団体職員及び刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。 研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名から回答を得た（別紙2－2及び2－3参照）。

その結果、研修全般の内容については、73名（91.3パーセント）が「有意義である」と回答したものの、5名が「どちらとも言えない」と回答し、「被害者への対応方法等について、ロールプレイング等で実演するなど、具体的なものがあると実践的と思われる。」、「対象者に若手事務官を含める等拡大してはどうか。」といった意見を述べた。

もっとも、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名である上、「どちらとも言えない」とした回答者も、カリキュラムの改善や参加者の拡大等を求めるものであり、本研修の意義を否定するものとはいえない。

また、各講義やフリーディスカッションといった個々のカリキュラムについては、大多数の者が「有意義である」と回答した。さらに、研修全体に対しても、「被害者支援に関する法制度（改革）、各省庁の取組、各検察庁の被害者支援活動の実情について知る機会を得て、今後の実務の参考になった。」、「被害者的心情に寄り添った支援をどうすればできるのか考えることの重要性を改めて考えさせられた。」、「知識が増えたことで、被害者対応の際に接し方に気配りができると思われる。」等の回答が見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者に対し、被害者支援活動に必要な知識・技能を習得させ、その対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

平成25年度は、平成24年度に作成した検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを増刷して全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙3－1参照）。また、平成24年度に引き続き、広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成25年度においては、平成24年度に引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,158回であり、活動への参加人数は合計4万1,712人であった（別紙3－2参照）。平成21年度以降、広報活動の実施回数は減少傾向にあるものの、活動への参加人数については平成24年度より増加していることや、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を 국민に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1関係】

達成手段④「検察の再生に向けた取組の実施」において実施しているデジタルフォレンジック研修により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する基礎的知識や電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

【測定指標2、3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施している被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

同達成手段において実施している、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピューターネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者的心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要
ア【意見】

〔反映内容〕

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したアンケート調査等
・デジタルフォレンジック研修及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】

担当部局名

刑事局総務課企画調査室

政策評価実施時期

平成26年8月

*1 「サイバー犯罪」

- コンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの
- *2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」
(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)
第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。
- *3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」
V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等
法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。
- *4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」
III-1-(2)-① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上
サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor⁸ (The Onion Router)等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。
- *5 「デジタルフォレンジック」
刑事事件における証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術や手法
- *6 「被害者支援員」
全国の検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。
- *7 「被害者参加人への旅費等の支給制度」
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者参加人に対し、日本司法支援センター（法テラス）から旅費、日当及び宿泊料が支払われる制度
- *8 「Tor (The Onion Router)」
インターネット上で匿名性を確保しつつ通信を行う技術の一つ

平成25年度前期デジタルフォレンジック研修日程

(法務省刑事局教養係)

10月29日 (火)	共通	時限	9:30~9:50	9:50~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	14:10~15:10	休 憩	15:30~16:30	16:40~17:40							
		内容	研修目的・ スケジュール説 明等	DF概要		捜査・公判にお けるDFの意義	改正刑訴法の 要点等		押収実務 I	押収実務 II							
		担当	DF班			東京地方検察庁 検事 島田健一	刑事局刑事課 局付 斎藤健一郎		機動捜査班	DF班							
		場所	最高検大会議室(本省ゾーン20階)														
10月30日 (水)	事務官	時限	9:30~12:00		昼 休 み	13:00~15:00		休 憩	15:10~18:10								
		内容	保全実務 I			保全実務 II			保全実務 III								
		担当	DF班			DF班			DF班								
		場所	東京地検1402号室(検察ゾーン14階)														
10月31日 (木)	検察官	時限	9:30~18:15														
		内容	解析実習														
		担当	委託業者														
		場所	委託業者の指定する会場														
11月1日 (金)	事務官	時限	9:30~18:15														
		内容	解析実習														
		担当	委託業者														
		場所	委託業者の指定する会場														
11月1日 (金)	検察官	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:00		休 憩	15:10~18:10									
		内容	保全実務 I		保全実務 II			保全実務 III									
		担当	DF班		DF班			DF班									
		場所	東京地検1402号室														
11月1日 (金)	共通	時限	9:30~12:00		昼 休 み	13:00~15:00											
		内容	スマートフォン、携帯電話機に 対する保全と解析手法(講義)			質疑応答 意見交換											
		担当	DF班			DF班											
		場所	東京地検1402号室(検察ゾーン14階)														

平成25年度後期デジタルフォレンジック研修日程

(法務省刑事局教養係)

2月4日 (火)	共通	時限	9:30~9:50	9:50~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	14:10~15:10	休 憩	15:30~16:30	16:40~17:40								
		内容	研修目的・ スケジュール説 明等	DF概要		捜査・公判にお けるDFの意義	改正刑訴法の 要点等		押収実務I	押収実務II								
		担当	DF班			東京地方検察庁 検事 島田健一	刑事局刑事課 局付 深野友裕		機動捜査班	DF班								
場所																		
2月5日 (水)	事務官 A班	時限	9:30~12:00		昼 休 み	13:00~15:00		休 憩	15:10~18:10									
		内容	保全実務I			保全実務II			保全実務III									
		担当	DF班			DF班			DF班									
		場所	東京地検1404号室(検察ゾーン14階)															
2月6日 (木)	事務官 B班	時限	9:30~18:15															
		内容	解析実習															
		担当	委託業者															
		場所	委託業者の指定する会場															
2月7日 (金)	共通	時限	9:30~18:15															
		内容	解析実習															
		担当	委託業者															
		場所	委託業者の指定する会場															
		時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:00		休 憩	15:10~18:10										
		内容	保全実務I		保全実務II			保全実務III										
		担当	DF班		DF班			DF班										
		場所	東京地検1404号室(検察ゾーン14階)															

別紙1-2

○取組内容① デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成24年度	平成25年度
研修を理解したとする回答の割合	88.1%	95.0%
研修を理解したとする回答数	52	57
参 加 人 数	59	60

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したもの。

＜アンケート回答内容＞

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数	割合
①実務に従事できる程度の理解を得た	17	28.3
②概要について理解した	40	66.7
③理解できなかった	0	0.0%
④その他意見	2	3.3
⑤無回答	1	1.7

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

1 デジタルフォレンジックに関する知識

	回答人数	割合
全く知らなかった	1	1.7%
デジタルフォレンジックという言葉は知っていた	19	31.7%
概要は知っていた	37	61.7%
実際に押収等を行える程度の知識があった	3	5.0%
無回答	0	0.0%

2□ 研修を通した難易度

	回答人数	割合
難しかった	16	26.7%
適当なレベルであった	44	73.3%
簡単だった	0	0.0%
無回答	0	0.0%

2□ 難しかったと感じた点

- ・業務で実際に取り扱った経験がないので、少し迷うと置いていかれる感じになりかけ、大変だった。
- ・レジュメに記載されてあるとおりに進めばよいが、1つでも違う選択をしてしまうと証拠物を損傷してしまったのではないかと不安になってしまう。アクシデントに対応するには、パソコンに関する一般的な知識が必要不可欠だと感じた。

3 研修受講後の理解度

	回答人数	割合
実務に従事できる程度の理解を得た	17	28.3%
概要について理解した	40	66.7%
理解できなかった	0	0.0%
その他意見	2	3.3%
無回答	1	1.7%

その他意見

- ・総論的な部分ではある程度理解できたのではないかと思っているが、実際の技術的な部分については十分とは言えないと思う。
- ・実務に従事できる程度のレベルではないが、それに近い程度の理解は得られたと感じる。

4□ 研修日程について

	回答人数	割合
適当な日程であった	43	71.7%
日程が短かった	15	25.0%
日程が長かった	2	3.3%
無回答	0	0.0%

「日程が短かった」と回答の適当な日数
14日くらい…1名 10日くらい…7名 7日くらい…3名 5日くらい…4名

「日程が長かった」と回答の適当な日数
3日くらい…2名

意見欄

(3日ぐらいが適当と回答)

- ・今回の内容であれば3日で十分と思われるが、もし、ほかのことも御指導いただけるようならもう少し日程があつても良いと思われる。
- ・一通りの学習に日数を要するのは仕方ないが、業務から前泊を含め一週間抜けるのは負担が大きい。研修前に予習させるなどして圧縮することは可能なのではないか。

(5日ぐらいが適当と回答)

- ・押収、保全について、もっと時間をかけて学びたいと思った。
- ・入寮日分の1日をパソコン用語、デジタルフォレンジック用語の説明に当ててもらえば2日目からすぐ講義に入ってもより理解が深まるのではないかと思う。

(7日ぐらいが適当と回答)

- ・実習にもう少し時間をとってほしい。特に解析は多種多様な方法を実質半日に詰め込んだ講義になり、時間的に無理気味であった。また、押収と保全は実際にも限られた時間内に適法、適正に実行しなければならない重要な実務に関する事なので、もう少し詳しく講義を聞いたかった。
- ・講義や実習で得た知識等を定着させるためにも、現場での実務に則した形での実習やトレーニングを増やしていただけないと自信をもって実務に臨めると思う。

(10日ぐらいが適当と回答)

- ・短い期間の中で詰め込むという感じだったので、実習の時間を長く取るなどもう少し長い期間であつてもいいと思う。

4□ 講義の順序について

	回答人数	割合
適当な講義順序であった	56	93.3%
講義の順序を変えた方がよい	1	1.7%
無回答	3	5.0%

その他意見

- ・検察官は解析→保全の順であったが、事務官と同じく保全を先行した方が分かりやすいと思う。
- ・強いて挙げるなら実習を行った後に、再度、法的アプローチを落とし込めば、理解が深まるのではないかと思った。
- ・最初にある程度の講義があつて流れを理解することができ、その上で実際に動かすという順序は分かりやすくてよかったです。

5□ DF概要 <DF班>

①講義時間	回答人数	割合
長い	3	5.0%
やや長い	10	16.7%
適当	43	71.7%
やや短い	4	6.7%
短い	0	0.0%
無回答	0	0.0%

②難易度	回答人数	割合
難しい	0	0.0%
やや難しい	6	10.0%
適当	47	78.3%
やや易しい	4	6.7%
易しい	3	5.0%
無回答	0	0.0%

③進め方	回答人数	割合
速い	0	0.0%
やや速い	5	8.3%
適当	51	85.0%
やや遅い	4	6.7%
遅い	0	0.0%
無回答	0	0.0%

その他意見

- ・概要の説明があったおかげで以後の各論についてスムーズに理解ができた。※複数回答あり
- ・この講義は本研修の目次的位置にあると思うので、「今後こんなことをやります。」という感じで、時間を短くしてもいいと思う。※複数回答あり

5□ 捜査・公判におけるDFの意義 <島田検事>

①講義時間	回答人数	割合
長い	0	0.0%
やや長い	2	3.3%
適当	38	63.3%
やや短い	17	28.3%
短い	3	5.0%
無回答	0	0.0%

②難易度	回答人数	割合
難しい	1	1.7%
やや難しい	10	16.7%
適当	49	81.7%
やや易しい	0	0.0%
易しい	0	0.0%
無回答	0	0.0%

③進め方	回答人数	割合
速い	0	0.0%
やや速い	8	13.3%
適当	52	86.7%
やや遅い	0	0.0%
遅い	0	0.0%
無回答	0	0.0%

その他意見

- ・講義時間はもう少し長くてもよいのではないか。※複数回答あり
- ・非常に分かりやすい講義で、その後の講義への理解が深まった。※複数回答あり
- ・専門用語が分かりにくかった。事前に予習ができなかつたのでやや難しく感じた。

5□改正刑訴法の要点等 <刑事局付>

①講義時間	回答人数	割合
長い	1	1.7%
やや長い	4	6.7%
適当	51	85.0%
やや短い	3	5.0%
短い	1	1.7%
無回答	0	0.0%

②難易度	回答人数	割合
難しい	1	1.7%
やや難しい	6	10.0%
適当	50	83.3%
やや易しい	2	3.3%
易しい	1	1.7%
無回答	0	0.0%

③進め方	回答人数	割合
速い	6	10.0%
やや速い	23	38.3%
適当	31	51.7%
やや遅い	0	0.0%
遅い	0	0.0%
無回答	0	0.0%

その他意見

- ・難解な条文をかみくだいて説明してもらい、とてもよく理解できた。※複数回答あり
- ・令状請求を行うまでの記載例等、実践ですぐに役立つ内容だった。
- ・事前にレジュメの配布があると良かった。

5□押収実務Ⅰ、Ⅱ <機動捜査班、DF班>

①講義時間	回答人数	割合
長い	0	0.0%
やや長い	2	3.3%
適当	53	88.3%
やや短い	5	8.3%
短い	0	0.0%
無回答	0	0.0%

②難易度	回答人数	割合
難しい	0	0.0%
やや難しい	7	11.7%
適当	52	86.7%
やや易しい	1	1.7%
易しい	0	0.0%
無回答	0	0.0%

③進め方	回答人数	割合
速い	0	0.0%
やや速い	7	11.7%
適当	52	86.7%
やや遅い	1	1.7%
遅い	0	0.0%
無回答	0	0.0%

その他意見

- ・実例に沿った有意義な講義だった。※複数回答あり
- ・実際の現場における体験談等について、もっと時間をかけて伺いたかった。※複数回答あり
- ・Iはやや難しかったが、非常に高度な内容だったので、役に立つと思った。パワーポイントは使用しなくてもいいのではないか。

5□保全実務Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ <DF班>

①講義時間	回答人数	割合
長い	1	1.7%
やや長い	2	3.3%
適当	51	85.0%
やや短い	5	8.3%
短い	1	1.7%
無回答	0	0.0%

②難易度	回答人数	割合
難しい	2	3.3%
やや難しい	7	11.7%
適当	47	78.3%
やや易しい	4	6.7%
易しい	0	0.0%
無回答	0	0.0%

③進め方	回答人数	割合
速い	1	1.7%
やや速い	6	10.0%
適当	48	80.0%
やや遅い	4	6.7%
遅い	1	1.7%
無回答	0	0.0%

その他意見

- ・初心者なので、もう少し実習の時間が欲しかった。※複数回答あり
- ・限られた時間内で多くのことを理解できた。実際に経験したことが自信につながる。
- ・実際のソフトの操作をたくさんできたので、保全のやり方がかなり理解できた。
- ・設定を明確にした方が良い。例えば、保全ソフトを使用する際、本番の環境、つまり、作業用パソコンを操作しているのか、押収したパソコンを見立てて操作しているのかの設定を明確にするとより分かりやすかった。

5□ 解析実習 <委託業者>

①講義時間	回答人数	割合
長い	1	1.7%
やや長い	7	11.7%
適当	37	61.7%
やや短い	10	16.7%
短い	4	6.7%
無回答	1	1.7%

②難易度	回答人数	割合
難しい	9	15.0%
やや難しい	18	30.0%
適当	29	48.3%
やや易しい	4	6.7%
易しい	0	0.0%
無回答	0	0.0%

③進め方	回答人数	割合
速い	8	13.3%
やや速い	17	28.3%
適当	30	50.0%
やや遅い	4	6.7%
遅い	1	1.7%
無回答	0	0.0%

その他意見

- ・実際にどのような作業がどのくらいの時間ででき、またどのようなことができて、どのようなことができないのかが分かった。
- ・一番難しかった。
- ・概要説明後、説明と同時に操作するやり方だったので分かりやすかったが、少し速いときもあった。

5口スマートフォン、携帯電話機に対する保全と解析手法 <DF班>

	回答人数	割合
長い	0	0.0%
やや長い	2	3.3%
適当	50	83.3%
やや短い	5	8.3%
短い	2	3.3%
無回答	1	1.7%

②難易度	回答人数	割合
難しい	3	5.0%
やや難しい	15	25.0%
適当	40	66.7%
やや易しい	1	1.7%
易しい	0	0.0%
無回答	1	1.7%

③進め方	回答人数	割合
速い	2	3.3%
やや速い	5	8.3%
適当	51	85.0%
やや遅い	1	1.7%
遅い	0	0.0%
無回答	1	1.7%

その他意見

- ・携帯解析の実習や解析・復元の限界について、詳細に説明してもらいたかった。
- ・保全方法や保全できることがPCに比べるとメーカー・機種によって異なることに驚いた。統一的なソフトがあればありがたいが、日々ソフトの更新などに注意が必要であると思った。
- ・スマートフォンや携帯電話機に対する実習がしたいと思った。※複数回答あり
- ・実際に機材を使って講義する方が、より理解しやすかったと思う。

6 不要と思われる講義

※複数回答可	回答人数	割合
DF概要	1	1.7%
捜査・公判におけるDFの意義	1	1.7%
改正刑訴法の要点等	8	13.3%
押収実務	0	0.0%
保全実務	0	0.0%
解析実習	0	0.0%
スマートフォン、携帯電話機に対する保全と解析手法	0	0.0%
該当なし	50	83.3%

改正刑訴法の要点等について

- ・別の講義において、実務に即した具体的な手続の流れの中で触れた方が理解しやすく、かつ、それで十分。※複数回答あり

その他意見

- ・知識が疎いこともあり、全ての講義が勉強になった。
- ・不要な講義はない。※複数回答あり

7 デジタルフォレンジックの活用に必要なこと

実際の捜査処理(捜査応援・実地研修を含む)において経験を積む

- ・捜査応援などで、実務経験を積む。※複数回答あり
- ・実際の押収、保全、解析の場に立ち会って、現場を体験する。※複数回答あり

より実践的な研修(機材を使用する機会を増やす等)の実施

- ・保全、解析まで一人でやるまとめ問題のようなものを取り入れていただきたい。※複数回答あり
- ・携帯電話とスマートフォンの保全、解析も実技を取り入れた方がいいと思う。※複数回答あり
- ・タブレットについてもう少し詳しい説明があれば良かったと思う。
- ・データの消去や削除についての詳しい研修があれば良いと思う。

各庁間の情報共有体制の構築

- ・DF班のある地検からの情報提供。
- ・今までDF班に照会があった事例について、対処方法をQ & A形式で職員誰もが閲覧できるような形になったら良い。夜、休日等でDF班と連絡が取れないときは有効ではないか。
- ・地方の非部制府では、知識があっても実務で活かす場面がほとんどないため。デジタルフォレンジックに関する意識が薄れ、技術の進歩や最新の情報についていけなくなりがちであるので、定期的な情報提供や捜査応援といった形で実務に関わる機会を多く作っていただけると良いと思う。

練習環境の整備

- ・本番前に事前に練習できるよう、デジタルフォレンジックの保全についてシミュレートした練習用の機材、ソフト等を各地検に備えていただきたい。※複数回答あり
- ・実際に機材を操作し、定期的に練習する。※複数回答あり

その他

- ・研修内容はそのままに、派遣者を各庁複数人にしたり研修回数を増やすなどして、各庁でDF班のように活動できる人を増やしていくことも必要なのではないかと思う。
- ・講義を録画したDVDの各庁への配付。
- ・自庁でのフィードバック。

8 研修全般に対する意見、要望等

感想

- ・大変有意義な研修だった。今後も継続して行ってほしい。※複数回答あり
- ・概要と実機操作だけにとどまらず、実際の現場の現状や改正された関連法の条文解説もあり、全体を通して非常に分かりやすく、デジタルフォレンジックを一連の流れとして理解することができた。
- ・多くの職員にフィードバックして知識を共有していきたいと思う。
- ・DF未経験者が受講するには適当なレベルであったと思う。私自身が未経験であり、DFについて言葉しか知らなかつたが、本研修でDFの概要(収集・保全・解析)が理解できた。
- ・当庁においては独自捜査等はほどんどなく、デジタルデータ等の差押え等もないことから、あまりデジタルフォレンジックに対する意識が高くないというのが現状であった。職員の意識改革が大切であると思った。
- ・事前に専門用語を十分予習してくることの重要性を感じた。
- ・DFは奥が深く、常に進化し続けていることが分かり、我々も日頃から勉強していく必要があることが分かった。

意見・要望

- ・実際に機材に触れる時間がもう少し長ければ良いのではないかと思う。
- ・講義以外に実際に課題を与えてさせてみるという方法もいいのではないかと思った。
- ・事例が集積されれば、各地の運用・実情等についても、研修に盛り込んでフィードバックしてもらいたい。
- ・警察ではどこまで解析できるのか、何を調べることができるのか等の実情について講義があれば良いと思う。
- ・東京地検DF班の講義のレジュメを研修前に一読するよう指示があったおかげで、DF班の初日の講義についてはかなりスムーズに理解できた。できれば他の講義でも事前にパワーポイントやレジュメを配付していただければありがたいと思う。
- ・より実務につなげるためには、あらかじめ専門用語をまとめたペーパーを配付するなどし、各研修員が研修前に十分な予習をしてから本研修に臨めるようになるといいと思う。
- ・委託業者の補足資料のようなものがあるとありがたい。

その他

- ・デジタルフォレンジック関係の法総研図書を作成、発行して職員に配付するのも、デジタルフォレンジック技能の普遍化には役立つものと思料する。
- ・将来的には、中央や高検から、独自捜査のときには応援に来ていただけるような体制になるのが望ましいと思う。
- ・本研修を受講しただけでは、実務でいきなりできるレベルにはならないため、当面部制庁の職員が非部制庁の押収等でデジタルフォレンジックが必要になったときに応援に来ていただけるとありがたい。

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成25年11月28日(木)	
時 間	実 施 内 容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 10:50	刑事局説明 「被害者支援をめぐる最近の動向について」 刑事局付(総務課) 茂木潤子
10:50 ~ 11:20	刑事局説明 「被害者参加旅費等支給制度について」 刑事局付(刑事法制管理官室) 三谷真貴子
11:30 ~ 12:20	刑事局説明 「被害者保護のための諸制度の運用と実情について」 刑事局付(総務課) 煙山 明
12:20 ~ 13:30	休 憩
13:30 ~ 15:00	講 義 「捜査機関との連携の実情と今後の連携の在り方について」 大阪被害者支援アドボカシーセンター職員
15:30 ~ 17:30	フリーディスカッション・質疑応答(注)
17:30 ~ 18:00	事務連絡等

(注) フリーディスカッションには、茂木刑事局付、煙山刑事局付、大阪被害者支援アドボカシーセンター職員が出席する。

別紙2-2

○取組内容② 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
有意義とする回答の割合	96.2%	91.3%	95.0%	88.8%	91.3%
有意義とする回答数	51	73	76	71	73
参加人数	53	80	80	80	80

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	73	91.3	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援に関する諸制度について、改めて見直すことができた。 ・民間団体や他機関との連携の必要性についても学べた。 ・普段行っている業務内容について不安があつたが、このように全国から集まって研修することにより、業務内容を再認識することができた。 ・現職とは違って、支援員の職務は単独または少人数で行うことが多く、やはり研修で種々の意見を聞くことは、非常に有意義であった。
どちらとも言えない	5	6.3	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者への対応方法等について、ロールプレイング等で実演するなど、具体的なものがあると実践的と思われる。 ・フリーディスカッションはとても有意義であったが、各講義についてもう少し時間をかけてほしい。
有意義でない	0	0.0%	
無回答	1	1.3%	
不提出	1	1.3%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 79人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
開催時期(11月28日)	早い	0	0.0%
	適当	48	60.0%
	遅い	31	38.8%
	無回答	0	0.0%
期間(1日)	長い	2	2.5%
	適当	70	87.5%
	短い	7	8.8%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	73	91.3%
	どちらとも言えない	5	6.3%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	1	1.3%
主な理由	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援に関する法制度(改革), 各省庁の取組, 各検察庁の被害者支援活動の実情について知る機会を得て, 今後の実務の参考になった。(意見多数) ・各庁の取組を参考にし, 自庁にフィードバックできる。各制度のポイント, 留意点の把握に役立つ。(意見多数) ・被害者支援を巡る最近の動向や新制度を知ることができた。(意見多数) ・被害者の心情に寄り添った支援をどうすればできるのかを考えることの重要性を改めて考えさせられた。 ・民間団体や他機関との連携の必要性についても学べた。 ・知識が増えたことで, 被害者対応の際に接し方に気配りができると思われる。 ・日常業務に追われ, 深く考えることができないので, 特別に時間を設けて, 支援について考えられる良い機会だった。 ・内容は重要なもののばかりで仕事に役立つものばかりであったが, 時間があれば内容を理解しながら受講できたと思われ, 時間が足りなかつたのが残念。 ・もっと専門性のある話を聞く機会があつてもいいのではないかと思う。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者への対応方法等について, ロールプレイイング等で実演するなど, 具体的なものがあると実践的と思われる。 ・対象者に若手事務官を含める等拡大してはどうか。 ・検察官や検察事務官に対して周知する内容が多いが, OBの支援員から直接検察官等に対し, 周知することは難しいと考える。他方, 制度が変遷しており, 被害者支援員の研修としては有意義と思っている。 		
今後の被害者支援活動に活用できること	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度施行に関する事項(意見多数) ・関係機関との連携(意見多数) ・他庁の支援の取組状況(意見多数) ・帰庁後, 全体にフィードバックする(意見多数) ・被害者等が必要とする支援についてより深く理解できたため, 同じ目線で対応すべきことを実践したい。(意見多数) ・資料等はすべて参考となる。 		
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省における研修は気持ちも新たに明日に臨めるよい機会となった。(意見多数) ・被害者への支援など組織としての取組のみではなく, 検察庁職員一人ひとりが意識を高めなければならないと感じた。(意見多数) ・被害者対応の難しさを改めて認識したが, 関係法令や諸制度の理解を深めるための自己研鑽が必要だと感じた。 ・現職とは違って, 支援員の職務は単独又は少人数で行うことが多く, やはり研修で種々の意見を聞くことは, 非常に有意義であった。 ・フリーディスカッションはとても有意義であったが, 各講義についてもう少し時間をかけてほしい。 ・非常に有意義であったが, 開催時期については9月頃が適当ではないかと思う。 		

別紙2－3

質問項目	回答内容	回答人数	割合
2. 講義・茂木刑事局付			
時間(30分)	長い	0	0.0%
	適当	51	63.8%
	短い	28	35.0%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	70	87.5%
	どちらとも言えない	9	11.3%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	(「有意義」回答) ・被害者等基本計画における法務・検察の施策・方針の概要を知ることができ、有意義であった(意見多数)。 ・情報の提供があり(内閣府のホームページ)参考となつた。また、各通達・通知一覧表は非常にありがたかった。自分の事務処理の根底を再確認できた。 ・少し時間が足りない感じた(意見多数)。		
	(「どちらとも言えない」回答) ・大まかな説明ではなく、ある程度項目を絞った説明が良いのではないかと思った(意見多数)。 ・項目の網羅で終わってしまい、法務省としてどういう方向性で対応しているのかよく分からない。現場に目を向け、必要なサポートを上級庁として行ってほしい。		
質問項目	回答内容	回答人数	割合
3. 講義・三谷刑事局付			
時間(30分)	長い	0	0.0%
	適当	59	73.8%
	短い	18	22.5%
	無回答	2	2.5%
内容	有意義	73	91.3%
	どちらとも言えない	4	5.0%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	2	2.5%
主な理由	(「有意義」回答) ・新しい制度について、最新の知識を得られた(意見多数)。 ・あまり検察には関係ない制度だと思っていたので、認識改めることができた。 ・旅費の支給制度について説明があったが、被害者支援員としてこの制度を十分理解した上で、制度説明しなければならないことの重要性を強く感じた。 ・新たな制度であるため、短時間での説明はやむを得ないが、制度が運用された後に問題点等が生じた場合などの情報も知りたい。		
	(「どちらとも言えない」回答) ・講義時間が短いと感じた(意見多数)。 ・手続面より、制度の説明をしてほしかった。		

別紙2-3

質問項目	回答内容	回答人数	割合
4. 講義・煙山刑事局付			
時間(50分)	長い	2	2.5%
	適当	69	86.3%
	短い	6	7.6%
	無回答	2	2.5%
内容	有意義	72	90.0%
	どちらとも言えない	4	5.0%
	有意義でない	1	1.3%
	無回答	2	2.5%
主な理由	(「有意義」回答) ・とても聞きやすく、レジュメも分かりやすくてとても勉強になった(意見多数)。 ・各種制度のポイントについて、頭の整理ができた(意見多数)。 ・諸制度について、分かっているつもりであったが、再認識できた(意見多数)。		
	(「どちらとも言えない」回答) ・諸制度についての再認識に終わったが、改めて確認できた事項もあった。		
	(「有意義でない」回答) ・検審や給付金の話より、情報支援やプライバシー等保護の説明をもっと聞きたかった。		
質問項目	回答内容	回答人数	割合
5. 講義・大阪被害者支援アドボカシーセンター職員			
時間(1時間30分)	長い	7	8.8%
	適当	70	87.5%
	短い	0	0.0%
	無回答	2	2.5%
内容	有意義	72	90.0%
	どちらとも言えない	4	5.0%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	3	3.8%
主な理由	(「有意義」回答) ・被害者の方に対する細やかな支援と気配りの必要性について改めて認識することができ、検察庁として、どういう点に配慮しなければならないかを考えさせられた(意見多数)。 ・最前線で活躍しているNPO法人の苦労等がよく理解できた(意見多数)。 ・民間支援団体や他機関との連携の必要性や留意点について学べた(意見多数)。 ・地元でも各支援団体との会合で聞く話も多くあったが、改めて聞くと、被害者支援の難しさが再認識できる。この種の話は、何回も受講する必要があり、他の職員にも公開すべき。		
	(「どちらとも言えない」回答) ・もう少し事例を挙げて、当庁職員に不足している観点や考え方を示しても良いのではないかと感じた。我々ができてないことを再確認することも必要でないか。 ・民間の被害者支援団体の活動や同団体が体得し、整理した留意点など実情を理解するには有意義であったが、他方、具体的な連携方策が提示されれば、帰庁後に応対検討や活用策が考えられたため、どちらとも言えない。		

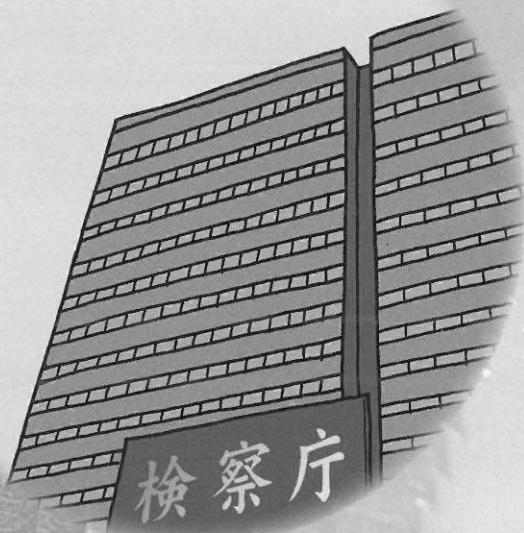
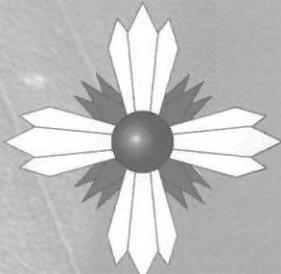
別紙2－3

質問項目	回答内容	回答人数	割合
6. フリーディスカッション			
時間(2時間)	長い	9	11.3%
	適当	63	78.8%
	短い	2	2.5%
	無回答	5	6.3%
内容	有意義	69	86.3%
	どちらとも言えない	5	6.3%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	5	6.3%
主な理由	(「有意義」回答) ・他庁の取組等の話は、参考になった(意見多数)。 ・相談担当者の具体的なアドバイスがとても参考になった(意見多数)。 ・関係機関や庁内連携について大変参考になった。 (「どちらとも言えない」回答) ・各庁支援員に体制的な差があるため、職員に周知し難い庁には問題なしと言えない。他方、内容としては、各庁の実情や外部意見も聴取でき、特に相談担当者からの意見は有意義であった。 ・特に当庁で取り入れるべきものはないが、局付検事の進行はめりはりがあり、また、民間支援団体職員の知識の一端に触れることができるなど全体的にはプラスであったと思う。		
7. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由			
実際の被害者や遺族の方のお話(意見多数)…生の被害者や遺族の気持ちを直接聞きたい。			
民間やその他の支援機関関係者の講義(意見多数)…被害者支援機関の連携を図るためにも他機関の関係者の経験等を聞く必要がある。			
法テラスの担当者による、法テラスの被害者支援業務…どういう業務を行っているのかあまり知らないため。			
被害者参加旅費支給制度について(意見多数)…今回は始まっていないので、支給制度の活用状況等の説明があるといいのではないかと思う。			
心理カウンセラー等による被害者の心情について(意見多数)…検察事務官の不適切な言動により、被害者が二次被害を受けることのないようにするため。			
8. その他意見等			
検察官・検察事務官がもっと参加できればと思う。			
フリーディスカッションで取り上げた事例を資料として配布していただきたい(意見多数)。			
検察官の講義の中にも、具体例を入れて話してもらえるとわかりやすい。			

真実を見つめ、社会正義の実現のために犯罪に立ち向かいます！

検察庁

Public
Prosecutors
Office



検察は、刑事事件について、捜査・公判活動を通じて、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するための役割を担っています。

その役割を果たすために、検察においては、常に、厳正公平、不偏不党の立場で、基本的人権を尊重しつつ、法と証拠に基づき、適正・妥当な処分と科刑の実現に努めています。

近年、裁判員制度が導入されるなど、刑事司法をめぐる状況が大きく変化している中で、検察としては、その変化にも柔軟に対応しながら、国民に信頼され、その負託に応えられる検察であり続けるよう、職員が一丸となって取り組んでいます。



検事総長 小津 博司

目次
Contents

検察庁の組織	2
検察庁の機構	2
全国の検察庁で処理した事件（平成22年）	2
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	3
捜査・公判部門	7
検務部門	9
被害者支援	11
国際捜査	12
Q & Aコーナー	13
検察庁所在地一覧表	14

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

検察庁では、検察官・検察事務官などが執務しており、検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、刑の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法など各種の法律により数多くの権限が与えられています。

最高検察庁

1 庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京に1か所だけあります。高等裁判所が裁判を行った刑事事件で上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁

8 庁 (支部6府)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が裁判を行った刑事事件で控訴された事件などを取り扱います。

地方検察庁

50 庁 (支部 203 庁)

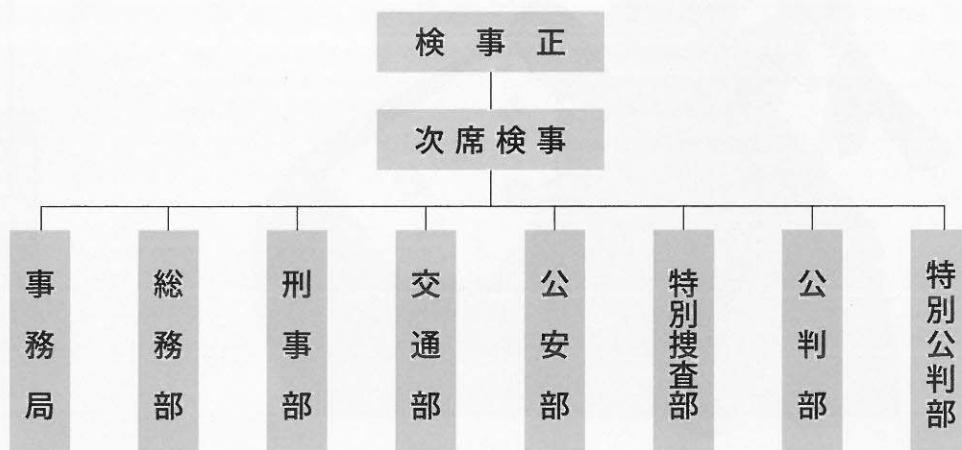
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁

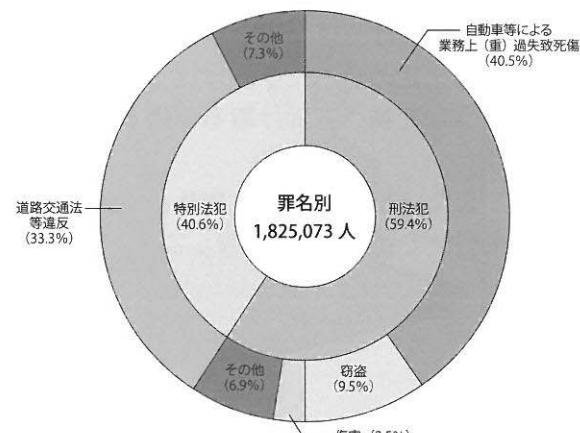
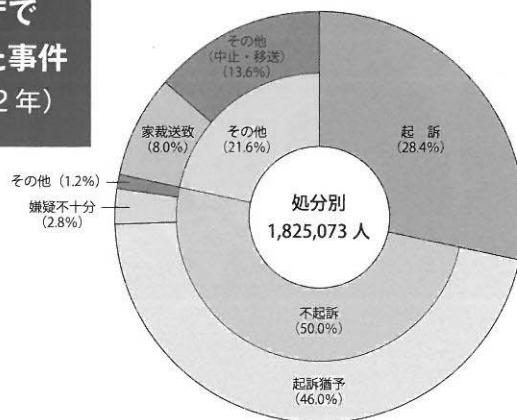
438 庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽い刑事事件を取り扱います。

検察庁の機構 (東京地検の例)



全国の 検察庁で 処理した事件 (平成 22 年)



刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

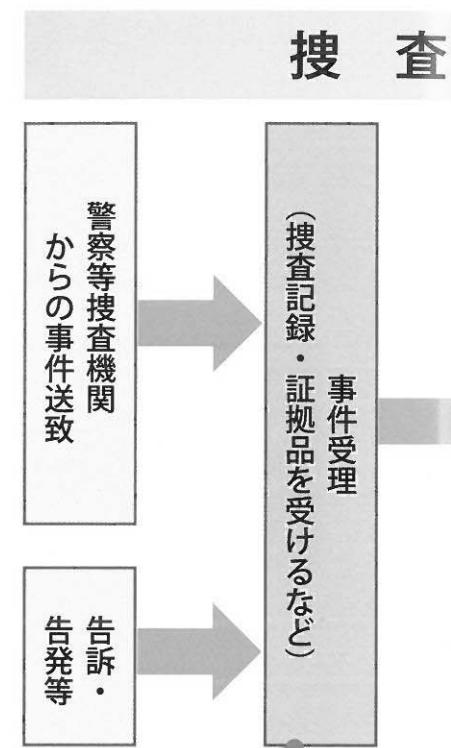
検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては右の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。

刑事事件（犯罪）が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に証拠を収集したり、被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる（送致・送付）ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。

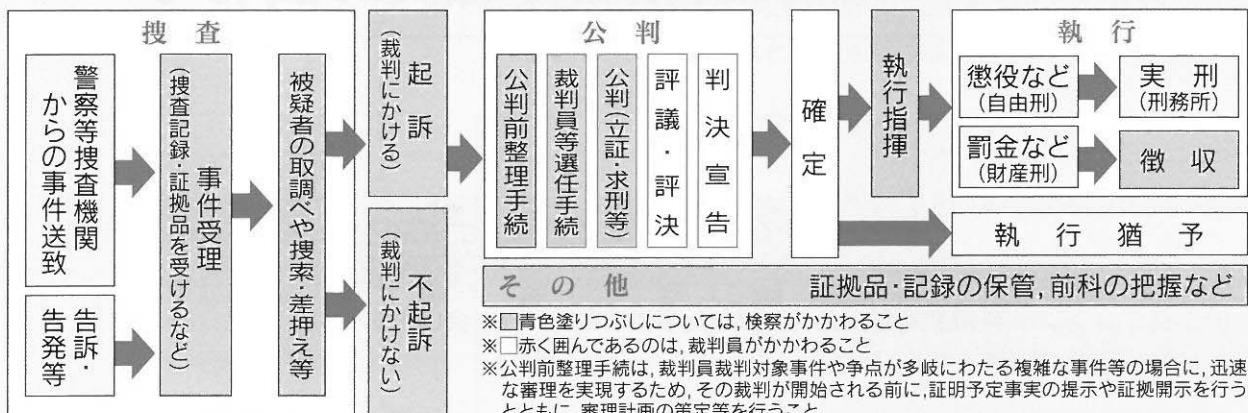


警察官などから事件が送られてくると、検察庁では、送られてきた事件が法律上定められた手続に従っているかどうかを調べて受け取る手続を行います。

また、犯罪で使われた物など（証拠品）も併せて受け入れて保管しています。



捜査・公判の流れ図(裁判員裁判の例)

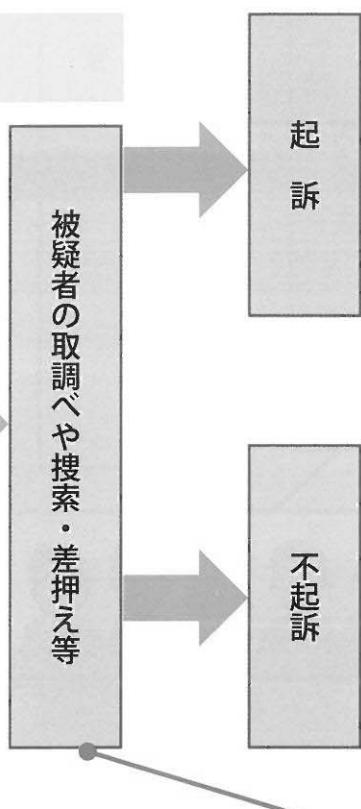


検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かず書類審査で刑（罰金・科料のみ）が言い渡される略式命令請求があります。

なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。



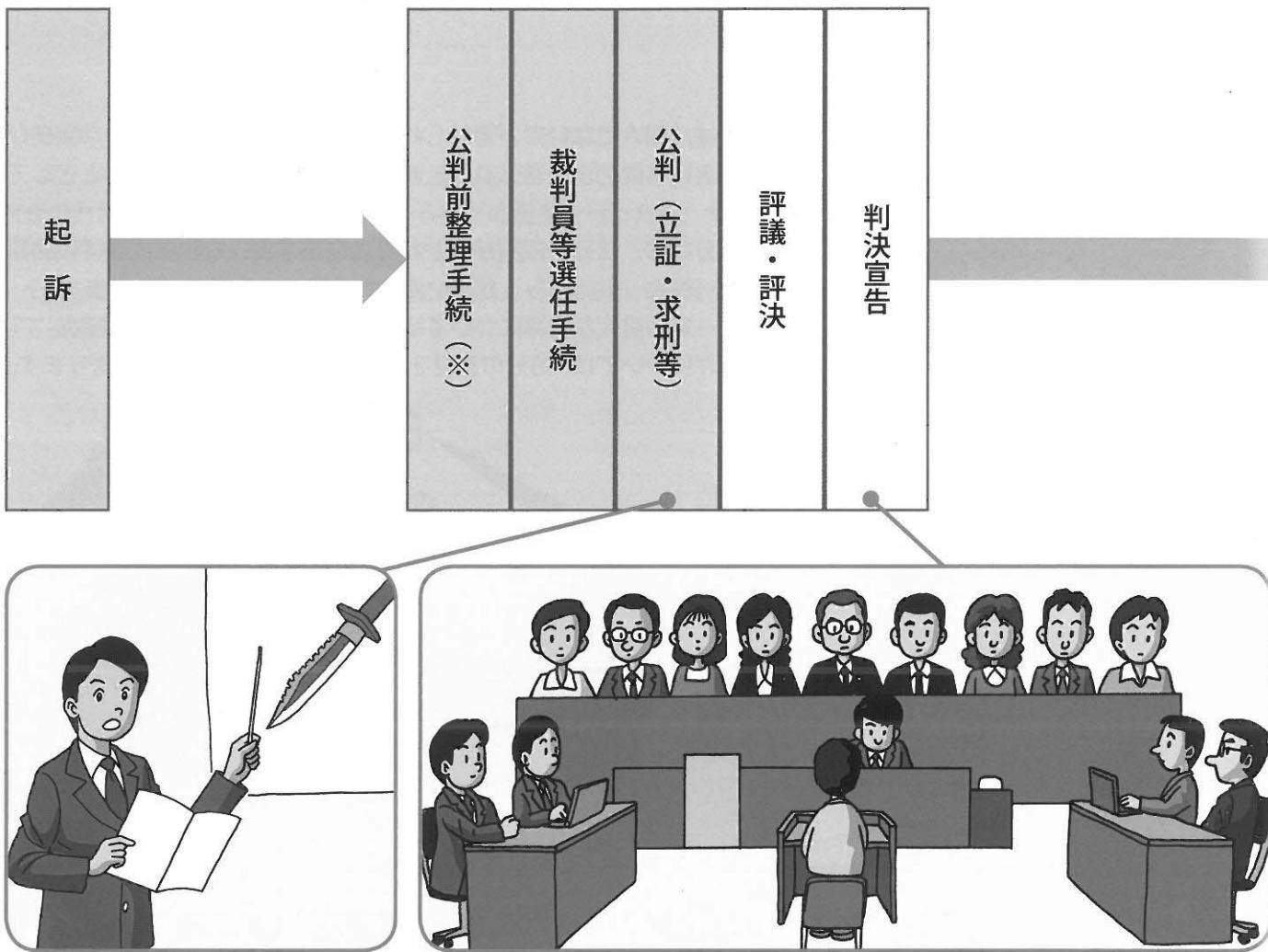
検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、事件を起訴するか不起訴にするかを決めます。



刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

公判（裁判員裁判の例）

～検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います～



検察官は、証人尋問などを行って被告人（起訴された被疑者）が犯罪を行ったことなどを証明します（証拠調べ）。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます（論告といいます）。

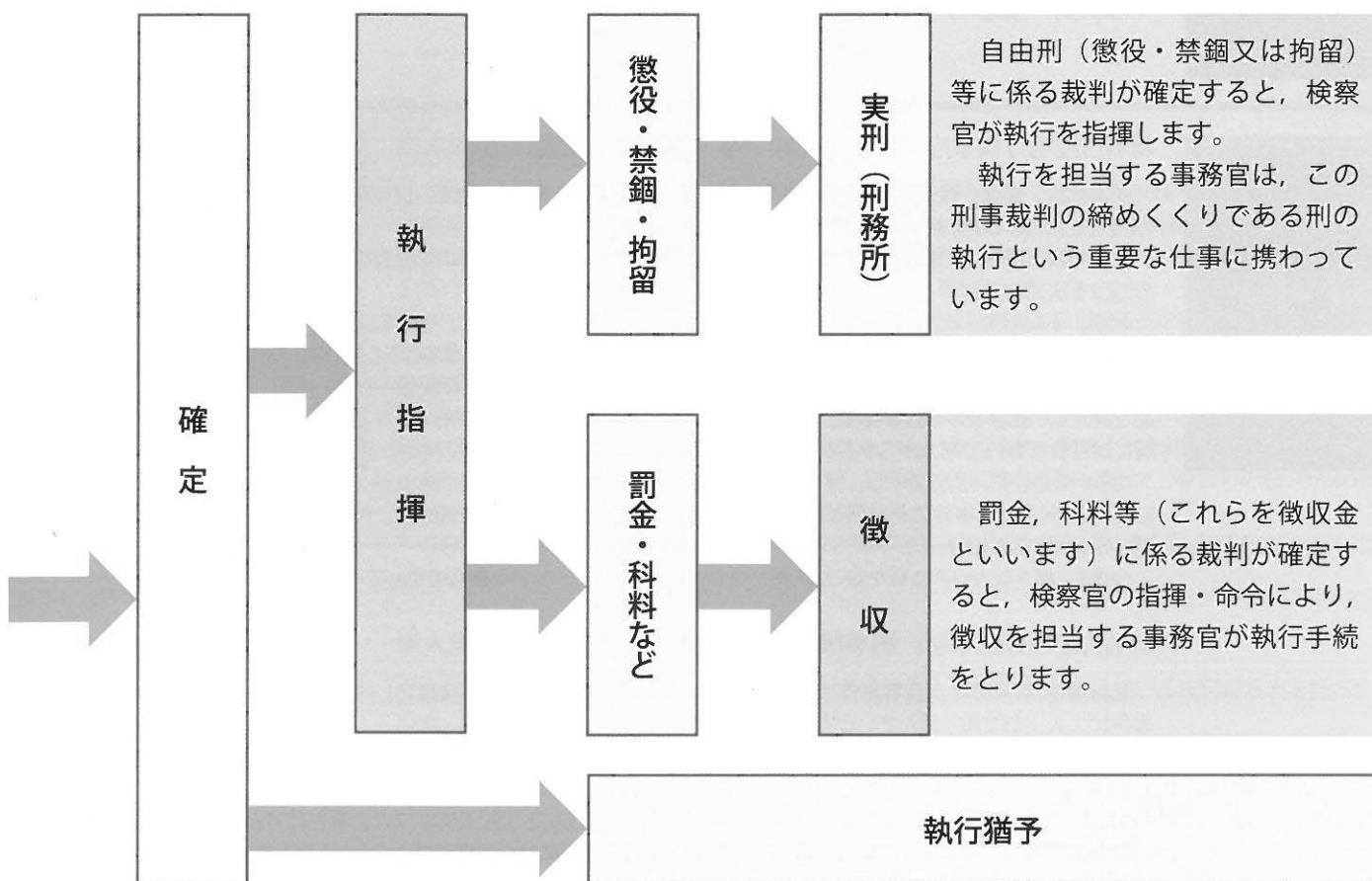
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、しかも的確な立証に努めています。

※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行う手続のことです。

執 行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



その他にも…



検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の審査やこれを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。

検察は、無実の人を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。



■名古屋地方検察庁 刑事部 檢事 田中 裕亮

刑事部は、殺人、強盗等の凶悪事犯や詐欺、業務上横領等の知能犯など、日々発生する多種多様な事件の捜査を担当している部署です。

検察官は、警察等の捜査機関と協力、連携しながら、数多くの事件について捜査を行い、起訴、不起訴等の処分を決定します。

起訴、不起訴等の処分は、被疑者の人生をも左右する重大なことであり、それを決定する検察官の責任は重大ですから、担当する事件については、真相を解明した上で処分を決定するよう心掛けています。

真相解明と言っても、それを行うのは簡単ではありません。事件の現場や凶器、遺留品などの証拠品を見たり、被疑者から話を聞くことはもちろん、時には被害者から何時間もかけてじっくりと話を聞き、また時には目撃者等の参考人から事件に関する話を聞くなどして事件の本質を見極めるように努めています。

つらいことが多い仕事ですが、警察や立会事務官と力を合わせて捜査を行った結果、徐々に真実が明らかになっていく際や、事件の処分後に被害者等から感謝の言葉をいただいた際には、何物にも代え難い喜びを感じることができます。

今後も、様々な人の声に耳を傾け、証拠と真摯に向き合った上で、日々捜査を行っていきたいと思っています。

■名古屋地方検察庁 刑事部 檢察事務官 大山 花織里

私は現在、刑事部の立会事務官として勤務しています。立会事務官として、検察官とペアとなり、検察官を支え、事件に二人三脚で取り組んでいます。

事件捜査における立会事務官の職務は多岐にわたっています。刑事訴訟法に基づく各種手続はもちろんのこと、検察庁内部での検務、事務局各部門との連絡や、警察を始めとする関係機関との連携調整、時には個々の事案での法的解釈などについて検察官から意見を求めることがあります。また、事件は多種多様であって流動的であり、被害者等の事件関係者の方とじかに接する時には、知識ではなく、一人の人間としての思いやりや気遣いが必要とされる場面もありますし、被害者のことを考えると時には辛いときもあります。ですが、社会正義を実現するという目的のため、検察官と共に捜査を尽くすことは、検察庁の一員としての大きな充実感を与えてくれるものです。

検察庁は堅苦しく厳しいイメージがありますが、検察官や周囲の諸先輩の方々は、検察事務官になってまだ4年目と経験が浅く、迷惑をかけることも多くある私を、温かく支えてくださっています。皆様の期待や応援に感謝しながら、それに応えるべく、精一杯日々の業務に取り組んでいます。

■東京地方検察庁 特別捜査部 主任捜査官 渡部 寿男

特別捜査部で扱う事件は規模が大きく、複数の検察官と検察事務官が集まり班体制で一つの事件の捜査を行います。現在は、脱税などを扱う財政班、インサイダー取引などを扱う経済班、汚職などの特殊事件を扱う特殊直告班に分かれています。特別捜査部というと、ニュースで映るような大企業へ搜索に入る場面などを想像するかもしれません、その裏には、長期間にもわたる地味な内偵捜査の期間があります。

私は、現在、特別捜査部の特殊直告班機動捜査担当として勤務しています。特殊直告班が扱う事件は、検察庁が独自で行う捜査が中心であり、証拠を少しずつ集めていくところから捜査が始まります。そのため、私が所属している機動捜査担当の主な業務は、検察官が円滑に捜査を進められるように様々な証拠を集めたり、裏付け捜査を行うことです。銀行へ行き預金口座の動きを調べたり、事件関係先へ行き聞き込みを行ったり、逮捕のための所在捜査や張り込みを行ったり、文字どおり機動力が要求されるとともに臨機応変な対応が求められる仕事もあります。また、一人の捜査官として行動するので、常に緊張感を持って動かなければなりません。自分一人の行動が捜査全体に影響を与えることもありますので、そのときに感じる責任というものは並々ならぬものがあります。だからこそ、自分の行動が捜査の進展に寄与したときは、大変なやりがいを感じることができます。そして、一つの事件の捜査を終えたときに、皆で分かち合える喜びや達成感というものも、一人では味わうことのできない格別のものがあります。

特別捜査部の仕事は、マスコミなどで報道されているように世間から注目を浴びたり、社会的に大きな影響を与えたりすることが多くあります。しかし、どのような状況であっても、目指すべき方向を見失うことなく、國民の負託に応えていけるよう日々職務を全うしていきたいと思います。



■大阪地方検察庁 公判部 檢事 松本 剛

公判部は、捜査部が起訴した事件について公判活動を行う部署です。立証計画を立てた上、提出証拠の選定等の準備を行い、公判に臨むというのが部共通の基本業務ですが、我々裁判員裁判の担当者として特に留意していることが二つあります。一つは、いかにして事件の内容を分かりやすく、かつ、的確に説明し、裁判員の方々に理解していただくかということです。どんなに複雑な事件であっても「一度聞いただけで理解できる」というレベルで説明するためにはどうすべきか、日々、試行錯誤しながら工夫を凝らしています。もう一つは、いかにして関係者の協力を得て、適切な立証を行おうかということです。公判での立証に証人尋問は欠かせず、特に裁判員裁判では法廷における証言が重視される傾向があります。しかし、特に被害者の場合、被告人の目前で証言し、弁護人の反対尋問を受けること自体が苦痛を伴いがちですし、自分の受けた被害の内容を裁判員や傍聴人に知られることを恐れる方もいます。このような場合に、素早く、誠実に対応して証言の必要性を理解していただくとともに、安心して証言できるよう被害者保護の措置を講じて、被害者の思いが裁判の結果に反映されるようにすることは我々の最重要業務の一つです。

このように、我々は、裁判員や関係者の方々の理解と信頼を得て、適正妥当な判決を得るべく、日々仕事に邁進しています。

■大阪地方検察庁 公判部 主任捜査官 河田 晃治

裁判員裁判支援室では、殺人事件や放火事件など重大事件が対象となっている裁判員裁判を担当する検察官・検察事務官を様々な面で支援しています。

例えば、膨大な証拠内容の確認作業、証人等の出廷確保や所在調査、被害者の法廷付添いなどの人的な支援を行い、裁判が円滑に進行するよう取り組むとともに、被害者や被害者遺族の方々に対しては、被害感情に十分配慮して対応するよう心掛けています。さらに、裁判で証拠として提出する防犯カメラの映像等を必要な部分のみ抽出して簡潔に分かりやすく編集したり、被害者等のプライバシーに配慮し、映像のモザイク処理や録音テープに記録されている被害者の氏名等の削除を行っています。また、公道上で拳銃を発砲した事件では、事件現場で拳銃を発砲することがどれだけ危険であるかを立証するため、360度全方位の風景画像を写し出す技術を用いてパノラマ画像を作成し、事件現場の周囲の位置関係や距離感を視覚的に理解しやすくするなどの各種電子データを編集する技術的な支援を行い、裁判で検察官が分かりやすくかつ的確な主張・立証が、より効果的にできるよう日々工夫して業務に取り組んでいます。



■横浜地方検察庁 交通部 副検事 阿部 渡

交通部は、危険運転致死傷や自動車運転過失致死傷、酒気帯び運転や無免許運転等の道路交通法違反といった交通事件の捜査を行う部署です。

交通事故の被疑者は、一般刑事事件と異なり、その多くが一般市民である場合が多く、被疑者としての取調べを受けることが初めてで、緊張や精神的動揺から事故状況などについて正確に供述できないこともあるため、取調べに当たっては、言葉遣いを始め、被疑者に落ち着いてもらい、じっくりと記憶を喚起してもらって事故状況などについて供述してもらうよう留意しています。

また、被害者からの聴取に当たっては、受傷による肉体的苦痛だけでなく、ある日突然被害を受けることになった被害者の声に十分耳を傾け、その精神的苦痛などについても聴取するようになっています。

居眠り運転などにより集団登校中の児童や保護者らの列に車両を逸走させて死亡させるなどの重大事故が後を絶ちませんが、死亡事故の被害者の遺族については、一番大切にし、愛情を注いでいた家族の命を一瞬にして奪われた悲しみや苦しみ、大黒柱として家族を養ってこられた方を失った今後の生活に対する不安など、それぞれの遺族が抱える苦悩を十分に聴取し、被害感情の甚大さを適正に裁判官に伝えられるよう心掛けています。

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収などです。



[事件・令状]

■盛岡地方検察庁 檢察事務官 奥友 千景

事件事務は、テレビや新聞等で報道される事件も含め、警察等の捜査機関から送られてきた事件が法律で決められた手続に従っているかどうかを確認し、事件記録の受理手続を行います。また、令状事務は、被疑者が逮捕された事件についての勾留状等の令状請求手続やその執行等に関する事務を行います。

私は現在、事件担当として職務に当たっています。事件記録を受理する際には、事件の内容に沿った必要な書類はそろっているか、記載されている内容に誤りはないかなどを確認します。さらに、逮捕後、いつまでに身柄を検察庁に送らなければならないか、いつまで身柄を拘束できるのかなどという点は法律によって決められていますので、「時間」も大切な点検項目になります。もし、これらに不備があると、人権に関わる問題になるため、一層注意をしなければなりません。

このように検察庁の仕事は、人権に関わるものが多いいため、常に緊張感をもって仕事に臨んでいますが、職場環境は決して堅苦しいものではなく、上司や先輩の温かい指導をいただきながら、充実した日々を送っています。

[証拠品]

■札幌地方検察庁 検務専門官 宮末 聖

証拠品は、事件について欠くことのできない重要な証明資料です。証拠品担当事務官は警察等の捜査機関から送られてきた証拠品について、所有者等の財産権の保護も十分考慮して受入手続を行います。その後、事件の推移により、証拠品の保管・処分等の事務を行います。

平成22年、刑事訴訟法が改正され、公訴時効が廃止又は延長されたことに伴い、証拠品の保管期間が長くなることもあるため、管理に当たっては、証拠品の所有者等の私法上の権利の保護に心掛ける「財産的価値の保全」や、裁判における証明資料として滅失や変質のないよう、「証拠価値の保全」に努めるなど、これまで以上に慎重な対応が求められています。

札幌地方検察庁では上席検務専門官を筆頭に私を含め5名の証拠品担当事務官がおりますが、常に緊張感を持つつも、明るい職場環境で、種々の問題にもチームワークで事務処理に当たっています。

[執 行]

■鹿児島地方検察庁 主任捜査官 桑野 一美

執行担当では、裁判の把握から死刑及び自由刑（懲役・禁錮又は拘留）の執行指揮に至るまでの手続並びにこれに付随する事務、また、有罪裁判確定後の被害者等通知に関する業務を行っています。

刑の執行は、捜査及び公訴の維持とともに、検察官の行う重要な職務の一つであり、中でも死刑及び自由刑は、人の生命又は自由を奪うもので、直接人権に影響を及ぼす刑ですから、その執行手続に誤りがないようにならなければいけません。また、刑事裁判の締めくくりとして重要な意義を持っており、いかに慎重な手続を経て言い渡された裁判であっても、この刑の執行が不完全では裁判の目的は達成されないことになります。これらの点から、事務の正確性と迅速性が求められ、常に緊張感を持って職務に当たらなければなりません。

被害者等通知に関しても、警察等その他関係機関と連携しつつ、被害者等に対し、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等を正確かつ迅速に通知しなければなりません。

私も普段から関係法令を始めとして、判例、学説、通達などの研究を怠らず、旺盛な責任感を持って職務に当たるよう努めるとともに、明るく風通しの良い職場環境作りを意識しつつ、上司等にも相談して的確な対応を執ることを心掛けています。

[徵 収]

■広島地方検察庁 検務専門官 家頭 明日美

私は、現在、徵収事務を担当しています。

徵収事務には、罰金や科料などの徵収金に係る裁判の把握から、納付の告知、現金等の収納、未納者に対する強制処分に関する事務までが含まれます。

特に罰金未納者の対応では、納付に窮する理由を切実に語られることも度々あり、正直戸惑うこともあります。が、刑罰の厳格な執行のため、経験豊富な上司や先輩方の暖かい指導に助けられながら緊張感をもって職務に当たっています。

この仕事は、常に相手と接するため、言動等にも注意が必要となります。非常に責任感の感じられるやりがいのある仕事だと思っています。

これからも、関係法令や規程を十分に把握した上で、自己研さんに励みながら、少しづつ経験を積んでいきたいと考えています。

[犯 歴]

[記 錄]

■高松地方検察庁 検務専門官 大西 宏

犯歴事務は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理についての事務を行います。

また、記録事務は、裁判が確定した後、裁判所から検察庁に引き継がれた訴訟記録を保管・管理する事務や記録の閲覧についての事務を行います。

私は、現在、記録事務を担当し、主に保管記録の閲覧請求に対応する事務を行っています。保管記録の閲覧請求があったときは、検察官が関係法令などに基づき閲覧の許否を判断します。そして許可となった場合でも、閲覧対象となる記録を逐一精査して、閲覧の許可により事件関係人などの名誉又は生活の平穀などを害するおそれのある箇所などを十分に検討し、その結果、一定の閲覧制限を加える場合もあるので、個々の閲覧請求事案ごとに細心の注意を払う必要があります。その中には判断の難しい事案もありますが、上司の指導や同僚のアドバイスを参考しながら対応しています。

このように、職責の重さを意識しながらも、高松地検では、風通しの良い職場環境の下で、充実したやりがいのある毎日を送っています。

被害者支援

検察庁では、捜査や公判の段階、あるいは裁判後においても、各種の被害者支援や保護を行っています。その被害者支援・保護の一環として、犯罪被害者の方々に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者への支援に携わる被害者支援員を検察庁に配置しています。

検察庁の犯罪被害者保護と支援のための主な取組は以下のとおりです。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を、参考人の方に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の刑務所からの出所時期などに関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

被害者支援員制度

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っているほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。



このパンフレットは、検察庁における被害者支援・保護について分かりやすく解説しています。

ホームページからもご覧になれますので、ご活用ください。
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)

被害者ホットライン

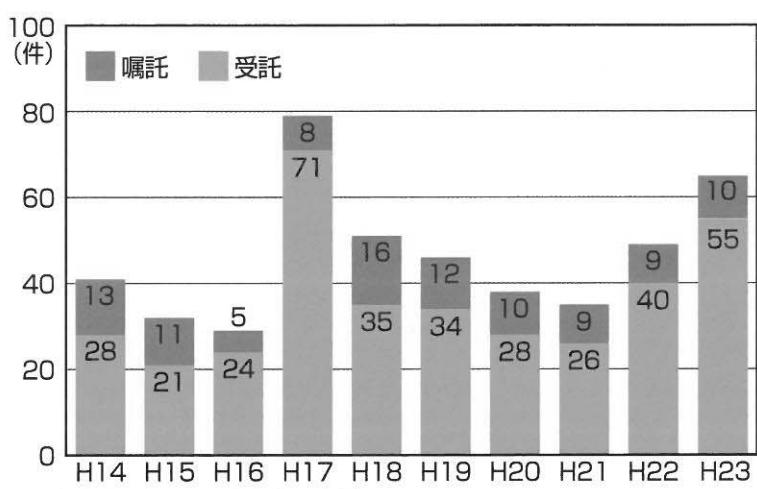
被害者の方々が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問い合わせが行えるよう、専用電話として被害者ホットラインを設けています。

國際搜查

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっていますが、犯罪もその例外ではなく、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在するなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国及び中国等との間で二国間の刑事共助条約を締結するなどし、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

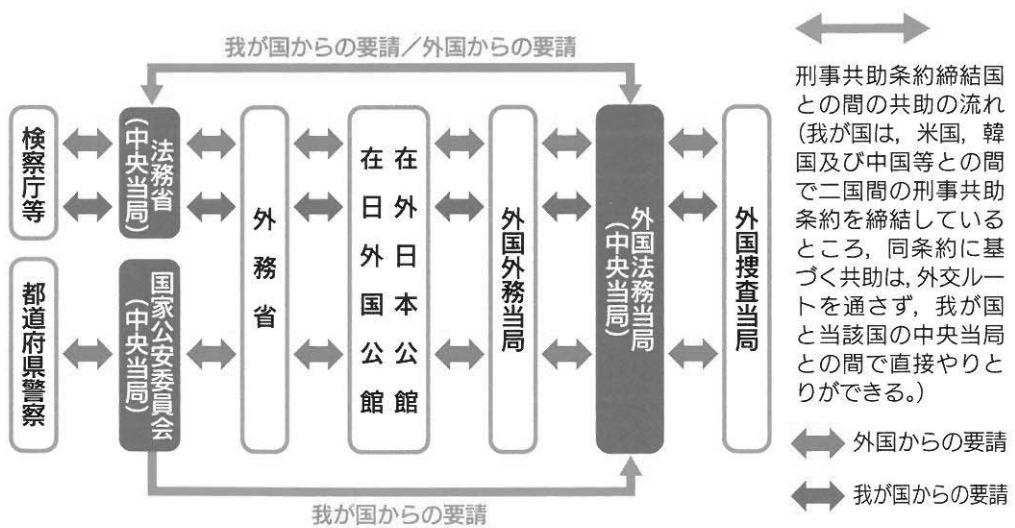
検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

國際搜查共助事件件數



※法務省刑事局及び警察庁の資料による。

捜査共助の手順



Q & A コーナー

[検査について]

Q 警察で事情を聞かれて供述調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、供述調書を作成したりすることもあるのですか？

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方などから事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力をお願いします。

Q 検察庁の独自検査とは、具体的にどういうことをするのですか？

A 検察庁の独自検査とは、自ら検挙摘発して行う検査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別検査部（特捜部）が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている所があります。

[検察官・検察事務官の資格、採用について]

Q 検察官になるための資格について教えてください。

- A**
- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
 - 2 裁判官（判事・判事補）
 - 3 弁護士
 - 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
 - 5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が異なります。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員試験に合格することが必要です。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の人事課（法務省代表電話03-3580-4111）において取り扱っているので、そちらにお問い合わせください。検察事務官の採用については、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

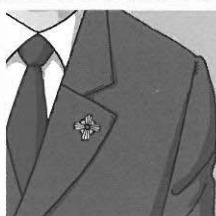
[その他]

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察官職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。詳しくは、最寄りの検察庁にお問い合わせください。

Q 検察官の付けているバッヂには、どんな意味があるのでしょうか？

A 検察官のバッヂの形は、紅色の旭日に菊の白い花弁と金色の葉があしらっており、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）」のバッヂと呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋に現れる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁所在地一覧表

最高検察庁		〒 100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	東京	〒 100-8904	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	大阪	〒 553-8511	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2100
	名古屋	〒 460-0001	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1581
	広島	〒 730-0012	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2451
	福岡	〒 810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9000
	仙台	〒 980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6153
	札幌	〒 060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9311
	高松	〒 760-0033	高松市丸の内 1-1	087-821-5631
地方検察庁	東京	〒 100-8903	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒 231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7600
	さいたま	〒 330-8572	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒 260-8620	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-2071
	水戸	〒 310-8540	水戸市北見町 1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒 320-0036	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒 371-8550	前橋市大手町 3-2-1	027-235-7800
	静岡	〒 420-8611	静岡市葵区追手町 9-45	054-252-5135
	甲府	〒 400-8556	甲府市中央 1-11-3	055-235-7231
	長野	〒 380-0846	長野市大字長野旭町 1108	026-232-8191
	新潟	〒 951-8502	新潟市中央区西大畠町 5191	025-222-1521
	大阪	〒 553-8512	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2200
	京都	〒 602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御盡町 82	075-441-9131
	神戸	〒 650-0016	神戸市中央区橘通 1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒 630-8213	奈良市登大路町 1-1	0742-27-6821
	大津	〒 520-8512	大津市京町 3-1-1	077-527-5120
	和歌山	〒 640-8143	和歌山市二番丁 3	073-422-4161
	名古屋	〒 460-8523	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1481
	津	〒 514-8512	津市中央 3-12	059-228-4121
	岐阜	〒 500-8812	岐阜市美江寺町 2-8	058-262-5111
	福井	〒 910-8583	福井市春山 1-1-54	0776-28-8721
	金沢	〒 920-0912	金沢市大手町 6-15	076-221-3161
	富山	〒 939-8510	富山市西田地方町 2-9-16	076-421-4106
	広島	〒 730-8539	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2453
	山口	〒 753-0048	山口市駅通り 1-1-2	083-922-1440
	岡山	〒 700-0807	岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5651
	鳥取	〒 680-0022	鳥取市西町 3-201	0857-22-4171
	松江	〒 690-0886	松江市母衣町 50	0852-32-6700
	福岡	〒 810-8651	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒 840-0833	佐賀市中の小路 5-25	0952-22-4185
	長崎	〒 850-8560	長崎市万才町 9-33	095-822-4267
	大分	〒 870-8510	大分市荷揚町 7-5	097-534-4100
	熊本	〒 860-0078	熊本市中央区京町 1-12-11	096-323-9030
	鹿児島	〒 892-0816	鹿児島市山下町 13-10	099-226-0611
	宮崎	〒 880-8566	宮崎市別府町 1-1	0985-29-2131
	那霸	〒 900-8578	那霸市樋川 1-15-15	098-835-9200
	仙台	〒 980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6151
	福島	〒 960-8017	福島市狐塚 17	024-534-5131
	山形	〒 990-0046	山形市大手町 1-32	023-622-5196
	盛岡	〒 020-0023	盛岡市内丸 8-20	019-622-6195
	秋田	〒 010-0951	秋田市山王 7-1-2	018-862-5581
	青森	〒 030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211
	札幌	〒 060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9313
	函館	〒 040-0031	函館市上新川町 1-13	0138-41-1231
	旭川	〒 070-8636	旭川市花咲町 4	0166-51-6231
	釧路	〒 085-8557	釧路市柏木町 5-7	0154-41-6151
	高松	〒 760-0033	高松市丸の内 1-1	087-822-5155
	徳島	〒 770-0852	徳島市徳島町 2-17	088-652-5191
	高知	〒 780-8554	高知市丸ノ内 1-4-1	088-872-9191
	松山	〒 790-8575	松山市一番町 4-4-1	089-935-6111

検察庁

Public
Prosecutors
Office

検察庁ホームページ 検察庁

<http://www.kensatsu.go.jp>

別紙3－2

○取組内容③ 広報活動の実施回数

指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
広報活動の実施回数(回)	1,339	1,287	1,187	1,135	1,158

平成25年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数(回)	参加人数(人)
出前・移動教室	728	22,821
講演会・説明会	88	3,343
模擬裁判	148	5,717
イベントの実施・参加	28	7,728
その他	166	2,103
合計	1,158	41,712

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護人、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(7))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け : II-5-(1))				
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・刑事施設^{*2}の総合警備システム^{*3}を更新整備する。 				
施策の予算額・ 執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	4,598,418	5,889,716	4,633,445
	補正予算(b)	1,895,655	1,950,792	2,891,784	—
	繰越し等(c)	△1,198,120	△749,551	—	/
	合計(a+b+c)	5,295,953	7,090,957	—	
	執行額(千円)	5,041,482	6,622,250	—	
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条^{*4}等 ○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条^{*5}等 				

測定指標	平成25年度目標	達成				
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、刑事施設職員の保安警備に係る職務執行力の強化を図る。	達成				
施策の進捗状況（実績）						
<p>各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。</p>						
参考指標	実績値					
1 管区機動警備隊集合訓練	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

の実施状況	実施回数 (回)	7	8	7	8	8	
	参加者数 (人)	323	329	329	339	343	
2 訓練参加者に対するアンケート (訓練を有意義とする回答) (%)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		96.9	98.2	95.4	92.9	96.2	
測定指標		平成25年度目標値				達成	
2 総合警備システムの更新整備施設 ※25年度目標とした23施設について、全て更新整備を完了したが、うち、1施設については、24年度中に整備を終えたため、実績値としては24年度に計上した。		23施設				達成※	
評価結果	目標達成度合い の測定結果	基準値	実績値				
		—	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	21	22	17	13	
施策の分析							
(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員（刑務官）について、それぞれの矯正管区等が主体となり、大規模震災等の非常事態の発生、被収容者による暴動、騒じょう等を想定した上、非常時の訓練 ⁶ を行った。あわせて、大型テント、浄水器、簡易トイレ、炊飯器等の防災用具の使用訓練も積極的に取り入れるなど、保安事故、激甚災害等に備えた実践的な訓練を行った。 特に、東日本大震災が発生した際には、約9か月間にわたり約3,600名（延べ人員）の刑務官を被災地に派遣し、地元住民等への炊き出しなどの支援を行ったが、その教訓をいかし、炊き出し訓練等を積極的に行なった。 また、この訓練は、仮に刑事施設自体が被災した場合においても、被収容者への食事給与等は欠かせないものであることから、有事の際の保安警備の観点からも、非常に有意義な訓練であったと考える。さらに、消防訓練においては消防士を、特別警備活動訓練においては、警察官である機動隊員をそれぞれ招へいするなど、実践的かつ実務的な訓練を実施した。 管区機動警備隊集合訓練終了後の各隊員343名に対するアンケートにおいて、「有意義であった」旨を回答した者が96.2パーセントであった。 以上のことから、同訓練を通じて刑務官に多種多様な技能を身に付けさせることができ、刑事施設職員の職務執行力の強化を図るという目標を達成することができた。							

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1、2関係】

達成手段②「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、危機場面における対策のほか、刑事施設における通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法をきめ細かく指導するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する場面においても、同訓練で習得したことを、実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑務官にも伝達するなどして共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効的かつ効率的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標1、2】

刑事施設においては、「被収容者の身柄の確保」、「保安事故の防止」及び「規律秩序の維持」を目的とし、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後のとりでとして、厳重な保安警備体制が要請されており、何よりも平穏な状態を維持することが重要である。仮に、保安事故が発生したとしても、いち早く、平時の状態に回復することが刑事施設あるいはそこで勤務する刑務官に求められている。

一たび、大きな保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための管区機動警備隊集合訓練を充実させ、あらゆる危機場面を想定して、物的・人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは重要な意義があるといえる。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀、工場、廊下、居室、保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異状事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は、第16条第1項若しくは第2項又は第17項第1項の規定により非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*6 「非常時の訓練」

非常動員赴援訓練、暴動・騒じょうに対する訓練、捕縄、手錠及び拘束衣の使用訓練、拳銃使用訓練、警備用具使用訓練（大型催涙弾発射機等）、消防訓練、救急法、総合防災訓練、特別警備活動訓練、研究討議（逃走事故発生時の初動体制等）

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(8))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け : II-5-(2))				
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。				
達成すべき目標	刑事施設 ² における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所（院）後の就労の安定を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	48,572,693	49,157,463	47,713,566
	補正予算(b)	1,465,082	△283,684	229,663	—
	繰越し等(c)	65,618	0	—	/
	合計(a+b+c)	50,103,393	48,873,779	—	
	執行額(千円)	49,195,554	48,267,301	—	
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの	○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第84条 ³ 等 ○ 少年院法（昭和23年法律第169号）第4条 ⁴ 等 ○ 子ども・若者ビジョン（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定） 第3-2-(1)③（非行少年に対する就労支援等） ⁵ ○ 刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定） 第2-(2) ⁶ ○ 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定） 第3-2-(2)就労の確保 ⁷ ○ 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月犯罪対策閣僚会議決定） III-3-(2)-②就労支援の推進 ⁸				

測定指標	平成25年度目標値					達成
1 刑事施設における職業訓練の充実度（受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者率）（別紙参照） ※ PFI刑務所 ⁹ は、その他の刑事施設と異なり、民間業者が職業訓練の実施主体であることから、両者を区別して取り扱っている。	対前年度増					達成
	基準値	実績値				
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
職業訓練受講者数（人）	3,248	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710

職業訓練受講者率（%）	5.50	4.10	4.10	5.00	5.50	6.70
職業訓練の修了者数（人）	2,883	2,343	2,248	2,647	2,883	3,267
資格・免許等の取得者率（%）	87.1	86.5	87.4	88.4	87.1	88.2
参考指標		年度ごとの実績値				
受刑者数（人）		21年度 67,144	22年度 64,570	23年度 62,137	24年度 59,076	25年度 55,750

測定指標	平成25年度目標値						達成
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合（%）	対前年増						おおむね達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
就労支援実施人員の割合（%）	10.3	6.9	9.2	10.9	10.3	10.3	
就労支援実施人員（人）		2,093	2,720	3,128	2,829	2,721	
刑事施設出所者数（人）		30,213	29,461	28,583	27,485	26,535 (速報値)	

測定指標	平成25年度目標値						達成
3 少年院における就労支援実施人員の割合（%）	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
就労支援実施人員の割合（%）	16.6	19.7	19.0	15.4	16.6	18.3	
就労支援実施人員（人）		841	812	614	638	724	
少年院出院者数（人）		4,264	4,282	3,986	3,845	3,948 (速報値)	
参考指標	実績値						
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の	21年	22年	23年	24年	25年		

割合 (%)	69.3	69.5	70.8	70.5	73.6 (速報値)
--------	------	------	------	------	---------------

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標 1 及び 3 については、目標を達成することができた。また、測定指標 2 については、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
		施策の分析
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 2】 各刑事施設において、平成25年度もハローワークによる職業講話、職業相談・紹介及び就労支援スタッフによるキャリアカウンセリングといった様々な就労支援策を実施しており、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合は、目標値とした前年実績である10.3パーセントと同値となったことから、おおむね目標を達成したといえる。	
(達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1, 2, 3 関係】 達成手段①「受刑者就労支援体制等の充実」において実施している職業訓練は、就職に必要となる知識や技術、資格を付与するために有効であることから、各刑事施設において計画的に実施している。その結果、職業訓練受講者数及び資格・免許等の取得状況も上昇しており、一定の効果を上げていると認められる。 また、刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、具体的な求職活動の指導を行っているところ、刑事施設における就労支援実施人員の割合は10.3パーセントとなっており、一定の効果を上げていると認められる。 さらに、少年院における就労支援については、原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効的かつ効率的に実施されている。		
次期目標等への反映の方向性		
 【施策】 被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、現在の目標を維持し、引き続き就労支援等の拡充等を図っていく。 【測定指標 1】 職業訓練受講率は上昇しており、今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。 【測定指標 2】 再入所者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡大を図っていく。		

【測定指標3】

就労支援実施人員は増加しており、今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア [意見] [反映内容]
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課、対象期間：平成21年4月1日～平成25年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課、対象期間：平成21年4月1日～平成25年3月31日) ○評価の過程で使用した公的統計 ・「成人矯正統計年報」※平成25年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※平成25年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
----	-----------------------------------	--	--

担当部局名	矯正局成人矯正課、矯正局少年矯正課	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-------------------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

（矯正処遇）

第84条第1項 受刑者には、矯正処遇として、第92条（懲役受刑者の作業）又は第93条（禁錮受刑者等の作業）に規定する作業を行わせ、並びに第103号（改善指導）及び第104号（教科指導）に規定する指導を行う。

*4 「少年院法（昭和23年法律第169号）」

（矯正教育）

第4条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活のも

とに、左に掲げる教科並びに職業訓練の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

一 初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科

二 中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要とする教科、更に必要があれば、高等学校、大学又は高等専門学校に準ずる教科

三 医療少年院においては、特別支援学校で必要とする教科

2 少年院の長は、在院者を、前項の矯正教育に關係のない労働に従事させてはならない。

*5 「子ども・若者ビジョン」第3-2(1)③(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*6 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」2-(2)

矯正施設（刑務所・少年院）入所（院）中から出所（院）後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組（更生保護就労支援モデル事業）について、適切な効果検証を行い、効果的な就労支援対策を推進する。

また、法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所⁹等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し、矯正施設（刑務所・少年院）において当該企業が求める人材を育成して出所（院）後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど、企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。

*7 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*8 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*9 「PFI刑務所」

PFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

○ 職業訓練受講者数、職業訓練修了者数及び職業訓練受講率の推移（単位：人）

年 度	21	22	23	24	25
職業訓練受講者数	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710
職業訓練修了者数	2,343	2,248	2,647	2,883	3,267
受刑者数	67,144	64,570	62,137	59,076	55,750
受講率	4.10%	4.10%	5.00%	5.50%	6.70%

※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100(%)

○ 資格・免許等取得状況の推移

(単位：人)

年度\資格等		危険物取扱者	溶接技能者	ボイラーテク師	自動車整備士	理容師	その他	合計	取得者率
21	受験者	1,106	479	321	88	38	3,037	5,069	86.5%
	合格者	885	414	273	83	37	2,691	4,383	
22	受験者	1,026	363	298	73	36	3,462	5,258	87.4%
	合格者	802	337	251	71	36	3,096	4,593	
23	受験者	1,132	344	307	78	39	3,765	5,665	88.4%
	合格者	914	319	252	77	39	3,405	5,006	
24	受験者	1,200	375	339	73	40	3,920	5,947	87.1%
	合格者	933	316	288	72	39	3,529	5,177	
25	受験者	1,281	425	306	59	32	4,435	6,538	88.2%
	合格者	1,025	374	262	55	27	4,021	5,764	

※資格・免許等の取得者率＝資格・免許取得者数／資格・免許取得者試験受験者数×100(%)

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(9))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な運営に必要な民間委託等 ^{*2} の実施 (政策体系上の位置付け : II-5-(3))				
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。				
達成すべき目標	PFI手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,355,682	15,704,682	15,685,604
	補正予算(b)	△180,454	△116,457	△15,020	—
	繰越し等(c)	0	0	—	/
	合計(a+b+c)	15,175,228	15,588,225	—	
	執行額(千円)	15,083,970	15,497,223	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号） ^{*3} ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号） ^{*4} ○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定） ^{*5} ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号） ^{*6} ○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定） ^{*7} ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月14日再犯防止対策ワーキングチーム決定） 2-（2）【就労支援対策の充実強化】 ^{*8} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第3-2-（2）就労の確保 ^{*9} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） III-3-（2）-②就労支援の推進 ^{*10}				

測定指標	平成25年度目標	達成
1 PFI刑務所 ^{*11} における職業訓練の充実	PFI刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
実施対象施設において、別紙1-1のとおり受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。		

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 職業訓練受講者数（人） ※延べ人数	5,668	9,350	7,769	7,913	7,203
2 職業訓練受講率（%） * 職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%）	136	185	160	167	156
3 職業訓練修了者数（人） ※延べ人数	5,099	9,637	7,357	7,648	6,926
4 資格・免許等の取得者数（人） ※延べ人数	1,061	1,326	1,370	1,287	1,334
5 PFI施設における受刑者数（人）	4,166	5,066	4,853	4,735	4,612

測定指標	平成25年度目標	達成
2 職業フォーラム ^{*12} の活用	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*13} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就労意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）					
平成24年度からは、実施対象施設において、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により説明を行った後、希望した者について、個別に各企業から直接の詳細説明及び面接を行う職業フォーラムを実施している。					

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 実施回数（回）	—	—	3	3	3
2 参加受刑者数（人）	—	—	134	84	89

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。

評 価 結 果	<p>測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析
(測定指標の目標達成度の補足)	
<p>【測定指標 1】</p> <p>PFI手法を活用して職業訓練を実施している4施設において、比較的求人上位の11業種のうち、約40種目の訓練科目について職業訓練を実施した（別紙1-1及び1-2参照）。実施した職業訓練が該当すると想定される業種の新規求人数は、全新規求人数の約72パーセントを占めている。</p> <p>職業訓練の実施状況については、受講者数、受講率及び修了者数は前年度を下回る結果となったものの、資格・免許等の取得者数は前年度の1,287名から1,334名と47名増加している。</p> <p>また、全受刑者を対象としたパソコン操作やビジネスマナーなど、就労のために職業人として必要な基礎的なスキルの付与を目的とした基礎訓練科目を9種目設け、計5,342名の受刑者に対し同訓練を実施した。</p> <p>このように、民間のスキルやノウハウを活用し、雇用情勢に応じた職業訓練を積極的に実施し、受刑者に資格や免許を取得させるという目標を達成することができた。</p>	
<p>【測定指標 2】</p> <p>職業フォーラムについては、平成24年度から全受刑者を対象に行っているが、平成25年度は参加企業数を増やした。また、平成25年度においては、実際に企業面接を実施した受刑者について効果を測定し、今後の実施方法を検討するため、面接実施者22名にアンケートを実施した（別紙2参照）。アンケートでは、18名（81.8パーセント）が「社会復帰に向けて前向きに受刑生活を送る気持ちが得られたと思う」と回答した。さらに、21名（95.5パーセント）が「働く意欲、働くことへの心構え・イメージが得られたと思う」と回答した。</p> <p>これらのアンケート結果等から、職業フォーラムにより受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起を図ることができ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図るという目標を達成することができたと評価できる。</p>	
(達成手段の有効性、効率性等)	
<p>【測定指標 1 関係】</p> <p>達成手段②「PFI刑務所の運営」において実施している職業訓練は、施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用し、職業人に必要な基礎的なスキルの付与を目的とした訓練科目や雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成25年度における職業訓練受講者数は前年度を710名下回る結果となったものの、資格・取得免許等の取得者数は増加し、達成手段であるPFI手法による施設運営が有効に機能しているものと評価できる。</p>	
<p>【測定指標 2 関係】</p> <p>達成手段①「刑事施設の民間委託運営」において実施している職業フォーラムは、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において、民間のネットワークとノウハウを活用し、平成23年度から実施しており、実施を継続する中で方法を検証し、例えば、効率的な職業選択を行うことができるよう受講者に対しキャリアコンサルタントの講話を実施する等の改良を加えているところである。職業フォーラム実施後、企業面接を実施した受刑者のアンケート結果の中で、「まじめに仕事をして生活をしていくという気持ちが強くなり、希望を持つことができた。そして1日も早く働かせていただきたいと思った。」という前向きな意見があったことからも、受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に効果があったと認められる。</p>	
次期目標等への反映の方向性	
【施策】	

今後も、職業訓練及び出所後の就労支援を充実させるため、現在の目標を維持し、引き続き民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練及び職業フォーラムを実施していく。

【測定指標1】

「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月14日再犯防止対策ワーキングチーム決定）において、取組の方向性の一つとして、「就労支援対策の充実・強化」が掲げられており、PFI刑務所等において、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施することが求められている。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても、「就労の確保」として、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うこととされている。また、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援や雇用確保を充実・強化することとされている。加えて、「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）において、「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」の一つとして、「就労支援の推進」が掲げられ、「刑事施設における職業訓練等の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施することとされた。

これらを踏まえ、資格・免許等の取得割合の向上を図り、受刑者の出所後の就労に役立てるため、引き続き、PFI刑務所においては、民間事業者と協力・調整の上、民間のノウハウやアイデアを大いに活用し、雇用情勢に応じた幅広い職業訓練を実施していく。

【測定指標2】

職業フォーラム実施後、企業面接を実施した受刑者のアンケート結果によると、全体の86.4パーセントに当たる19名が職業フォーラムの内容について、「大変良かった」又は「良かった」と回答している。その一方で、「帰住予定地にかかわらず、自分の資格を生かした職種情報を教えてほしい。」「もう少し多くの仕事の説明が聞きたかった。」など、同フォーラムの内容について更なる改善を求める意見が見られた。出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰のための就労支援の充実・強化が引き続き必要であり、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施施設においては、平成25年度のアンケート結果を踏まえ、職業フォーラムの実施方法や内容等を検証し、就労支援スタッフ等との連携を図りつつ、同取組の一層効果的な運用に努め、引き続き、職業フォーラムを実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課、対象期間：平成21年4月1日～平成25年3月31日) ・職業フォーラムについてのアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。 ・「一般職業紹介状況（平成26年2月分）」 (厚生労働省ホームページ [http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002y42w.html])
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成26年8月

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るために措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*4 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講すべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*6 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*7 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講すべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*8 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月14日再犯防止対策ワーキングチーム決定）

2-(2) 【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*9 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-(2) 就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける

実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*10 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

III－3－(2)－②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*11 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*12 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*13 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業、職業訓練、教育、分類業務について、民間委託を実施している。

別紙1-1

○測定指標1(参考)

職業訓練

訓練科目	訓練定員	実施期間	取得可能な資格等	新規求人人数(人) 【業種】※3	全新規求人人数 に対する割合※3
基礎科目					
安全衛生・品質管理・環境配慮科	島根 全受刑者	1年	—		
ボランティア啓発科	島根 全受刑者	3・5月	—		
ビジネススキル科	島根 全受刑者	3月	—		
情報処理技術科(ITSKIL養成)	島根 全受刑者	1年	—		
ワーカーイントロダクション科	島根 全受刑者	3月	—		
情報処理技術科(PC基礎)	島根 全受刑者	1年	—		
共通基礎コース(パソコン基本操作、ビジネスマナー、ビジネスライティング等)	播磨 全受刑者	3週間	—		
キャリアデザイン科	喜連川 全受刑者	4月	—		
ビルクリーニング科	喜連川 全受刑者	6月	—		
専門科目					
ホームヘルパー科	島根 20名 島根 30名 喜連川 10名 播磨 40名	10月 6月 4月 6月	介護職員初任者研修 訪問介護員養成研修2級 介護職員初任者研修	108,441 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.5%
販売サービス科	島根 40名 島根 60名 播磨 60名	5月 6月 4月	販売士検定3級 販売士検定2級、サービス接遇検定2級	111,669 【小売業】	12.9%
医療事務科	島根 20名 島根 28名	6月 4月	メディカルラーチ(医療事務技能審査試験)2級 医科医療事務管理士	64,534 【医療業】	7.4%
社会福祉基礎講座科	播磨 40名	6月	ケアクラーク メディカルラーチ(医療事務技能審査試験)2級	108,441 【社会保険・社会福祉・介護事業】 64,534 【医療業】	12.5% 7.4%
情報処理技術科(プログラムシステム設計)	島根 20名	6月	基本情報処理技術者・応用情報処理技術者・データベーススペシャリスト	22,340 【情報サービス業】	2.6%
情報処理技術科(PC上級科CS)	島根 20名	1月	ワープロ技士1~3級 表計算技士1~3級 データベース技士1~3級		※2
情報処理技術科(PC初級)	喜連川 25名	4月	表計算技士3級		※2
情報処理技術科(PC中級)	喜連川 20名	4月	表計算技士2級		※2
情報処理技術科(PC基礎)	播磨 30名	6月	日商PC検定試験(文書作成、データ活用)		※2
情報処理技術科(PC応用)	播磨 30名	6月	ITパスポート、ビジネスデータベース技能認定試験3級		※2
CAD技術科	島根 20名 島根 20名 喜連川 20名	3月 6月	CADトレース技能審査 建設 初級 建築CAD3級	64,517 【建設業】	7.4%
DTP科	島根 10名	6月	Illustratorクリエイター能力認定試験	22,340 【情報サービス業】	2.6%
デジタルコンテンツ編集科	島根 30名	12月	—	22,340 【情報サービス業】	2.6%
調理科	島根 20名 喜連川 80名	1年 1年	調理師試験合格証明 調理師		
調理科(パン職人)	島根 10名	1年	調理師試験合格証明	66,822 【宿泊業・飲食サービス業】	7.7%
調理科(フードコーディネーター)	島根 30名	6月	—		
クリーニング科	島根 16名 喜連川 10名 播磨 30名 播磨 4名	3月 1年 1年 11月	調理師試験合格証明 クリーニング師免許	35,314 【生活関連サービス業】	4.1%
ビジネス会計科	島根 40名	3月	ビジネス会計検定3級		※2
福祉住環境コーディネーター科	島根 40名	3月	福祉住環境コーディネーター検定3級	108,441 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.5%
食の検定科	島根 30名	3月	食の検定 食農3級、食生活アドバイザー	5,080 【農・林・漁業】	0.6%
手話科	島根 30名	7月	手話奉仕員	108,441 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.5%
理容科	島根 20名	2年	理容師	35,314 【生活関連サービス業】	4.1%
建設機械科	島根 30名	3月	玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習 車両系建設機械・整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習		
建設機械科(総合建設課程)	播磨 10名	2月	各特別教育修了証(特定粉じん作業・低圧電気取扱・研削といし取替試運転作業・高所作業車運転・小型車両系建設機械運転)	64,517 【建設業】	7.4%
フォークリフト運転科	喜連川 5名 播磨 10名	1月 1月	フォークリフト運転技能講習修了証		※2
ビルハウスクリーニング科	播磨 10名	3月	—	67,133 【その他商業施設・サービス業】	7.7%
点字翻訳科	島根 58名	1年	—	108,411 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.5%
音訳科	島根 30名	1年	—	108,411 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.5%
農業科	喜連川 15名	1年	日本農業技術検定3級	5,080 【農・林・漁業】	0.6%
エックス線作業主任者養成科	播磨 60名	4月	エックス線作業主任者	64,534 【医療業】	7.4%
サービスマネージャー育成科	播磨 60名	4月	ホテル実務技能認定上級	66,822 【宿泊業・飲食サービス業】	7.7%
皮革工芸技能習得科	播磨 60名	6月	—	80,103 【製造業】	9.2%
特化ユニット対象(リハビリの要素を取り入れた職業訓練)					
神楽面・衣装製作科	島根 30名	1年	—		
石見焼製作科	島根 30名	1年	—		
石州和紙製作科	島根 30名	1年	—		
農業園芸科(バラ栽培)	島根 30名	1年	—		
農業園芸科(園芸)	播磨 12名 島根 100名	3月 1年	—		
農業園芸科(農業)	喜連川 10名 播磨 70名	1年 1年	—		
畜業科	喜連川 20名 播磨 48名	6月 1年	—		
PC基礎科	喜連川 20名	4月	—		
竹細工科	喜連川 10名	6月	—		

※1 全受刑者を対象に職業人として必要な基礎的スキルや常識を身につけさせることを目的とする職業訓練である。

※2 一定の専門的ビジネススキル等を有する者に対して当該能力を有していることを証明する資格・免許であり、複数業種に活用されることが見込まれるスキルである。

※3 平成26年3月29日(金)付け厚生労働省公表資料「一般職業紹介状況(平成26年2月分)について」の第3表-2「産業別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)」からデータを引用

※4 特化ユニットには、身体又は精神に障害を有する者を収容しており、心身の状況に応じ、対象者にリハビリの要素を取り入れた職業訓練を実施している。

○測定指標1(参考)

産業別一般新規求人状況(平成26年2月)

	産業	新規求人全数(人)	対前年同月比
1	医療、福祉	174,303	5.3%
	医療業	64,534	-3.4%
	社会保険・社会福祉・介護事業	108,441	11.3%
2	サービス業	131,542	16.7%
	その他の事業サービス業	67,133	10.1%
3	卸売業、小売業	125,330	2.8%
	小売業	95,803	1.6%
	各種商品小売業	15,866	-6.2%
4	製造業	80,103	19.9%
5	宿泊業、飲食サービス業	66,822	3.9%
6	建設業	64,517	1.7%
7	運輸業、郵便業	48,569	4.4%
8	公務・その他	38,473	7.6%
9	生活関連サービス業、娯楽業	35,314	3.9%
10	情報通信業	27,905	6.2%
	情報サービス業	22,340	5.2%
11	学術研究、専門・技術サービス業	25,361	1.0%
12	不動産業、物品賃貸業	16,539	9.4%
13	教育、学習支援業	15,320	-2.7%
14	金融業、保険業	6,452	-4.0%
15	農業、林業、漁業	5,080	5.2%
16	複合サービス業	4,123	20.5%
17	電気・ガス・熱供給・水道業	752	15.2%
18	鉱業、採石業、砂利採取業	306	6.3%

- ・ 平成26年3月28日(金)付け厚生労働省公表資料「一般職業紹介状況(平成26年2月分)について」の第3表-2「産業別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)」を構成しなおしたもの(新規求人数が多い順に並べ替える等)
 - ・ [] は、実施職業訓練の該当業種を表す。
 - ・ 比較的求人上位の業種について、職業訓練科目として設定している。

○測定指標2(参考)

職業フォーラム参加者に対するアンケート結果(実施後)

(回答人数22名)

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1 あなたは、今回の職業フォーラムに参加したことで、どのような情報が得られましたか。			
①社会において求められる就労に必要なスキルについての情報が得られたと思いますか。			
思う	思う	16	72.7%
	どちらでもない	4	18.2%
	思わない	2	9.1%
②自分が就労を希望する職種に関する参考情報が得られたと思いますか。			
思う	思う	19	86.4%
	どちらでもない	2	9.1%
	思わない	1	4.5%
③採用面接を実施することで、採用面接に必要なスキルが得られたと思いますか。			
思う	思う	15	68.2%
	どちらでもない	5	22.7%
	思わない	2	9.1%
④その他職業フォーラムに参加したことにより得られた情報についての記載例			
<ul style="list-style-type: none"> ・自分に対する聞き取り調査みたいに、ほとんど質問を受けるだけに終始した感じだった。 ・面接をしていただき、仕事の内容や技術的なことを伺うことができて大変良かったと思う。この経験を生かして社会復帰したいと思う。 ・受ける側の人にどう伝えるか、筋道よくいけなかつたのは、自分で改善していこうと思えた。 ・社会の厳しさが分かった。 ・昨年の職業フォーラムより企業側と深い話ができるので良かった。 ・寮付の職が多いと良いと思う。 ・今後の面接で話をしたように自分が受刑者だというつもりもないし③は答えを出しにくい。 ・自分にとって、役に立つことがあればどんどんチャレンジして努力するしかないと思う。 ・前向きに考え、先を見つめながら社会復帰に挑むことができる。 ・自分の気持ちの持ちようで、社会においてのたくさんの仕事に対し、意欲を持てるを感じた(身体に障害がなく健康体であれば)。 ・もう少し多くの仕事の説明が聞きたかった。 ・帰住地に合う企業の情報が聞きたかった。 ・会社説明の時間を、内容をもっと長く、濃くしてほしかった。 			
2 あなたは、今回の職業フォーラムに参加したことで、どのような効果が得られましたか。			
①社会復帰への不安感の軽減が得られたと思いますか。			
思う	思う	18	81.8%
	どちらでもない	1	4.5%
	思わない	3	13.6%

②社会復帰に向けて前向きに受刑生活を送る気持ちが得られたと思いますか。			
思う	18	81.8%	
どちらでもない	2	9.1%	
思わない	2	9.1%	
③働く意欲、働くことへの心構え・イメージが得られたと思いますか。			
思う	21	95.5%	
どちらでもない	0	0.0%	
思わない	0	0.0%	
無回答	1	4.5%	
④その他職業フォーラムに参加したことにより得られた効果についての記載例			
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用側の情報を具体的に教えてほしかった。 ・まじめに仕事をしていくという気持ちが強くなり、希望を持つことができた。そして1日も早く働かせていただきたいと思った。 ・先の見れない所に光がさしたような希望が出て、これから的生活が良くなると思った。 ・もし採用された場合は、自分に自信を取り戻せるような気がする。 ・③については失ってないので答えようがない。 ・ここで就職を決めれないようでは、お先は真っ暗だという気持ちが強くなつた。 ・出所後の就職先を確実に決めることができて、自分の目指すべき目標が1つ明確になつた。 ・②の質問も、受刑生活とはあまり関係のないことで答えが出せない。 ・社会復帰に向け色々勉強して、これから的生活に役立ちたい。 ・多々の業務を取り入れてほしい。 ・もう一度、初心に帰り、働くことの大切さを感じた。 			
3 職業フォーラムについて何か要望したいことはありますか(複数回答可)。			
①もっと帰住予定地の企業の情報を教えてほしい。	17	47.2%	
②出所後に就職するためには自分が何をすればよいのか説明してほしい。	10	27.8%	
③もっと直接雇用につながるような指導(履歴書の書き方・面接の答え方等)をしてほしい。	9	25.0%	
④その他職業フォーラムに対する要望についての記載例			
<ul style="list-style-type: none"> ・帰住予定地にかかわらず、自分の資格を生かした職種情報を教えてほしい。 ・一年中、就労支援としてこのやり方を取り入れてほしい。先が短い人にはたいへん助かるので。 ・自分自身でもハローワークなどに行って、職業を探して早く仕事をして生活していくたい。 ・職業フォーラムについても要望は、東京、神奈川だけでなく前の友人などと手を切る為にもっと幅を広げた方が、今後に繋がる人が増えると思う。 ・更に企業が増えてほしい。 ・今回のような個人面接をもっと積極的に取り入れていってほしい。 ・あまりにも企業が少なすぎる。 ・もっと多数の企業からの応募を見てみたかった。 ・職業フォーラムにて企業を紹介していただけただけで、私は充分にありがたい。 			

4 今回の職業フォーラムの内容は総じてどうでしたか。

①大変良かった	9	40.9%
②良かった	10	45.5%
③ふうつ	3	13.6%
④あまり良くなかった	0	0.0%
⑤悪くなかった	0	0.0%

5 4で「①大変良かった」・「②良かった」と回答した方にお尋ねします。どのような点が良かったですか

- ・何も隠し立てせずに会社の職員の方とお話ができたことで、社会復帰するという希望が持てた。
- ・犯罪者に対して、前向きに就労の場をくださる企業がこんなに多くあるのが分かり、良かったと思う。仕事が見つかるか不安な気持ちが少しやわらいだ気する。
- ・心がまえをする前に面談だったので、本心から気持ちを話せたのでとても勉強になった。
- ・職業フォーラムを受けた会社が、とても丁寧に色々教えてくれたのでとても良かった。
- ・実際に社会の人間と面談する事で、自分の中で緊張感が生まれ、とても新鮮な気持ちになった。
- ・一般企業の方と面接をして、出所後もこの経験は役に立つと思う。
- ・会社の社長さんと話ができる良かった。
- ・刑務所は人材の宝庫という人がいるという点についてのみ。
- ・企業側と軽い話ではなく、出所後の就職先と言う具体的な話ができたのが凄く良かった。
- ・何よりも採用内定をいただいたこと。
- ・受刑者という立場なのにちゃんと接していただき、自分のこれから的心配してもらえた気がし良かった。それと、質問に対しわからない事は全て聞け、よく分かり助かったこと。
- ・帰住予定地から企業情報が得られたこと。
- ・フォーラムのVTRがいたってシンプルで、分かりやすくて良かった。
- ・出所後の就職先が決まったので安心できた。
- ・詳しい内容や自分の知りたい情報が聞けて良かった。
- ・疑問に思っていたことを聞いて、不安が少なくなった。
- ・とても親切に自分の質問に答えてくださったので、とてもありがたかった。
- ・自分に合った企業が紹介されていたのもあるが、何よりも我々犯罪者が、再就職するために受講できたことに感謝したい。

6 4で「④あまり良くなかった」・「⑤悪くなかった」と回答した方にお尋ねします。どのような点が悪くなかったですか。

該当なし

7 職業フォーラムを今後も継続的に実施しますが、機会があれば参加を希望しますか。※

①希望する	15	78.9%
②希望しない	1	5.3%
③不明	2	10.5%
④無回答	1	5.3%

※ 黒羽刑務所及び笠松刑務所においてのみ項目を記載。

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(10))

施策名	保護観察対象者等 ¹ の改善更生等 (政策体系上の位置付け : II-6-(1))				
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって、保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等²を活用した自立支援を積極的に実施することによって、行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の改善更生や犯罪予防に関する国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促す。 				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の (千円)	当初予算(a)	11,828,175	11,510,347	11,335,198
	補正予算(b)	247,124	△203,417	△55,046	—
	繰越し等(c)	△46,604	192,400	—	
	合計(a+b+c)	12,028,695	11,499,330	—	
	執行額(千円)	11,021,208	11,005,197	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<input type="checkbox"/> 更生保護法（平成19年法律第88号） ³ <input type="checkbox"/> 更生保護事業法（平成7年法律第86号） ⁴ <input type="checkbox"/> 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） ⁵				

測定指標	平成25年度目標値					達成
1 性犯罪者処遇プログラム ⁶ 受講者において、受講後、問題性 ⁷ の程度が低下したと認められる者の割合(%)	91.0%以上					おおむね達成
	基準値	実績値				
	—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	91.0	91.3	90.2	89.9	90.6	90.3

測定指標	平成25年度目標値					達成					
2 保護観察終了者に占める無職者の割合 (%) (詳細な内訳は別紙表1のとおり。)	23年割合からの減少					達成					
	基準値	実績値									
	23年	21年	22年	23年	24年	25年					
	24.1	23.7	24.2	24.1	24.0	22.3 (速報値)					
参考指標	実績値										
1 協力雇用主 ⁸ の数（社） (※前年度の実績を反映するため、各年 4月1日現在の状況を調査しているもの)	22年	23年	24年	25年	26年						
	8,549	9,346	9,953	11,044	12,603						
2 完全失業率 ⁹ (%) (※年平均)	21年	22年	23年	24年	25年						
	5.1	5.1	4.6	4.3	4.0 (速報値)						
測定指標	平成25年度目標					達成					
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受け入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。					おおむね達成					
施策の進捗状況（実績）											
更生保護施設における薬物事犯者を含む行き場のない保護観察対象者等の受け入れを促進した。 自立準備ホーム ¹⁰ の登録事業者を拡充し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。											
参考指標	実績値										
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度						
1 全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	9,668	9,991	10,538	10,587	10,263 (速報値)						
2 自立準備ホームの登録事業者数（事業者）	—	—	166	236	289						
3 全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	—	—	799	1,181	1,278 (速報値)						
測定指標	平成25年度目標					達成					

4 犯罪予防活動の推進状況		国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。			おおむね達成				
施策の進捗状況（実績）									
国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護司と学校との連携を一層図った。									
参考指標		実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度				
1 作文コンテスト参加学校数		7,081	7,842	7,837	8,580				
2 作文コンテスト応募作品数		188,993	204,493	225,092	249,552				
3 “社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数 ※中央、都道府県及び市区町村等単位の合計		31,097	30,142	30,554	30,109				
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標 1, 2, 3, 4 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 2 について、目標を達成することができたほか、測定指標 1, 3 及び 4 について、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>							
	施策の分析								
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>性犯罪者処遇プログラム（以下「プログラム」という。）において、受講後に評点が低下した者は、プログラム受講者の全体の90.3パーセントであり、目標値の91.0パーセントには達していないものの、約9割の受講者に受講後の評点の低下が認められたことから、目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>行き場のない保護観察対象者等について、平成24年度から導入している自立困難者を更生保護施設が受け入れた場合における委託費への加算措置に加え、平成25年度から全国で5施設の更生保護施設に薬物専門スタッフを配置するなどして更生保護施設の受け入れ体制の強化を図った。その結果、平成25年度の全更生保護施設における年間収容保護人員は前年度に比べて減少したものの、なお10,000人以上を維持しており、薬物事犯者を含む行き場のない保護観察対象者等の受け入れを促進できた。</p> <p>また、自立準備ホームについても、各保護観察所において登録事業者の拡充を進めたことで、平成25年度の登録事業者数が平成24年度より増加するとともに、平成25年度の全自立準備ホームにおける年間収容保護人員は1,278人となり、平成24年度に比べて増加しており、行き場のない保護観察対象</p>								

者等の生活基盤の確保につながった。

以上のことから、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保するという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標4】

平成25年度の“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数は3万77団体であり、地方公共団体をはじめ、多くの機関・団体が参画している。また、平成25年度の作文コンテストの参加学校数は8,986校で平成24年度と比較して406校増加するとともに、応募作品数についても、27万9,732件で平成24年度と比較して3万180件増加した。

犯罪予防をテーマとした作文コンテストは、学校での犯罪予防活動に関する教育に資するものであり、その応募を通じて、保護観察所や保護司と学校との連携を図り、更生保護活動への理解を働き掛けるものである。多くの機関・団体が“社会を明るくする運動”推進委員会に参画し、作文コンテストの参加学校数及び応募作品数が増加したことにより、学校との連携や更生保護活動への理解促進が効果的に図られた。

以上のことから、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進するという目標をおおむね達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段③「保護観察の実施」において実施しているプログラムでは、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足など、プログラム受講者の問題性の程度を点数化している。これらの評点をプログラム受講前後で比較し、プログラムの効果検証を実施した結果、性犯罪に結び付く受講者の問題性が改善しており、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図るという目標に寄与したといえる。

【測定指標2関係】

達成手段②「就労支援事業への補助」により、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援においては、身元保証事業^{*11}に係る経費の補助を適切に行ななどした。また、平成23年度からは一部の保護観察所において、就労確保から職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな寄り添い型の支援を実施した。その結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が減少しており、就労支援の強化が一定の効果を上げていると認められる。

【測定指標3関係】

達成手段①「更生保護施設整備事業^{*12}への補助」により、行き場のない保護観察対象者等の積極的な受入れを図るため、更生保護施設の改築・補修に要する経費の一部を補助したところ、収容定員の増加、居室の個室化、建物のバリアフリー化等、施設の機能が維持・強化された。また、自立困難者の受入れに係る委託費の加算措置や薬物専門スタッフの配置を実施したほか、自立準備ホームについては、各保護観察所における登録事業者の拡充を進めている。さらに、全更生保護施設等における年間収容保護人員が平成25年度実績において前年度比で減少したものの、なお10,000人を超えていることから、行き場がなく自立困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図るという目標に寄与したといえる。

【測定指標4関係】

達成手段④「犯罪予防活動の促進」において実施している犯罪予防活動では、主に小中学校で犯罪予防活動に関する教育を行い、学校との連携を図ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めるなどの活動を行った。

また、“社会を明るくする運動”推進委員会に多くの機関・団体の参画があったことに加え、犯罪・非行のない地域社会作りや犯罪・非行をした人の立ち直り等を題材とした作文コンテストに数多くの応募があったことから、犯罪予防活動への民間の参画を促すという目標に一定の効果を上げたといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1】

プログラム終了後も、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護が引き続き行われることから、評点の結果を踏まえて個々のニーズに応じた処遇を実施するなど、保護観察処遇の充実を今後も推進する。

【測定指標2】

昨今の厳しい経済雇用情勢のため、刑務所出所者等の就労が困難であることなどから、依然として保護観察終了者に占める無職者の割合が高水準で推移しており、就労支援の重要性が高まっている。そのため、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進するとともに（別紙図1参照）、矯正施設¹³収容中から、就労後の職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな寄り添い型の支援を実施する事業を本格実施する。

また、保護観察対象者等を雇用する協力雇用主への支援を更に充実させるなどして、保護観察所と協力雇用主との連携を緊密にし、協力雇用主のもとでの安定した就労・職場定着を推進する。

【測定指標3】

矯正施設を出所・出院した後の生活基盤がなく、自力では改善更生が困難な者の数が高水準で推移している現状を踏まえ、引き続き更生保護施設等における受入れを積極化するとともに、自立準備ホームの拡充を図り、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入れ先の確保に努めていく。

【測定指標4】

犯罪や非行のない地域社会作りには、学校と連携した犯罪予防活動が有効であることを踏まえ、保護司等が更に効果的な活動を展開できるようにするための働き掛けに努めていく。

また、犯罪や非行のない地域社会作りには、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることが重要であることから、“社会を明るくする運動”等を通して、効果的に各機関・団体の理解・協力を求めていく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要
ア〔意見〕
〔反映内容〕

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等
 - ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」
(保護局観察課、対象期間：平成25年4月～平成26年3月)
 - ・「更生保護法人等事業成績等報告書」
(保護局更生保護振興課、対象期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日)
 - ・「“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施結果」
(保護局更生保護振興課、平成25年1月1日～平成25年11月30日)
 - ・「“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数」
(保護局更生保護振興課、平成25年4月1日～平成26年3月31日)

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	保護局更生保護振興課、観察課	政策評価実施時期	平成26年8月

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者、更生緊急保護対象者

*2 「更生保護施設等」

更生保護施設、自立準備ホーム

*3 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている。（第1条参照）

*4 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ－3－（1）－⑤薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、地方更生保護委員会及び保護観察所が、個々の対象者の再犯リスクを適切に把握した上で、専門的な処遇プログラムによる指導、薬物依存症の治療を受けるための調整、帰住先や就労先の確保に向けた支援、薬物事犯者の家族等に対する相談支援等を、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との更なる連携策を検討しつつ実施する。

・Ⅲ－3－（1）－⑥性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。また、性犯罪者を含め、再犯防止の必要性が高い犯罪者の再犯を防止するために、再犯の実態や既存の対策の効果等に関する調査研究の結果を踏まえ、関係省庁が連携しながら、再犯を防止するために効果的な施策について検討する。

・Ⅲ－3－（2）－①行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受け入れの促進、更生保護施設の受け入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。また、協力雇用主や住居確保支援の取組を行う民間団体と連携した就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

・Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進

刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム*14を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ－3－（2）－③協力雇用主等に対する支援の推進

刑務所出所者等を雇用する協力雇用主を保護観察官の処遇協力者として位置付け、協力雇用主が刑務所出所者等に対して行う職場定着のための生活指導の実施等について謝金を支払う「職場定着協力者謝金制

度」の充実を図るとともに、法務省が行う施設整備における競争入札（総合評価落札方式）において、刑務所出所者等を雇用する民間の事業主に対しポイントを加点する優遇措置の検討及び同措置の地方公共団体等における拡大を図るなど、協力雇用主等に対する物心両面の支援を推進する。

・Ⅲ－3－(6)－②再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS会^{*15}の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*6 「性犯罪者処遇プログラム」

強姦、強制わいせつ等のほか、下着窃盗等自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム（参照：http://hakusyo1.moj.go.jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html）

*7 「(性犯罪処遇プログラム受講者の)問題性(評点)」

性犯罪に結び付く問題性(性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足他人への共感性の不足等)を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*8 「協力雇用主」

犯罪・非行の前科・前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*9 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者）の割合を示す。

*10 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*11 「身元保証事業」

身元保証人を確保できない保護観察対象者等について1年間身元を保証し、保護観察対象者等による業務上の損害に対し見舞金を支給することにより、雇用主の雇入れの不安感を除くための事業。

*12 「更生保護施設整備事業」

更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1（平成26年度からは3分の2）を交付限度として補助するもの。平成25年度は、4件に対し補助を行った。

*13 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*14 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等の名称

*15 「BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体

表1 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全体	23.7% 9,319人	24.2% 9,110人	24.1% 8,926人	24.0% 8,873人	22.3% 7,808人
保護観察処分少年	12.9% 2,151人	11.7% 1,896人	11.1% 1,755人	11.3% 1,744人	8.9% 1,258人
少年院仮退院者	22.6% 879人	21.8% 842人	19.4% 716人	20.3% 725人	17.1% 552人
仮釈放者	32.4% 4,653人	35.3% 4,828人	35.5% 4,939人	34.1% 4,907人	33.0% 4,721人
保護観察付執行猶予者	38.1% 1,636人	39.4% 1,544人	41.2% 1,516人	41.5% 1,497人	37.6% 1,277人

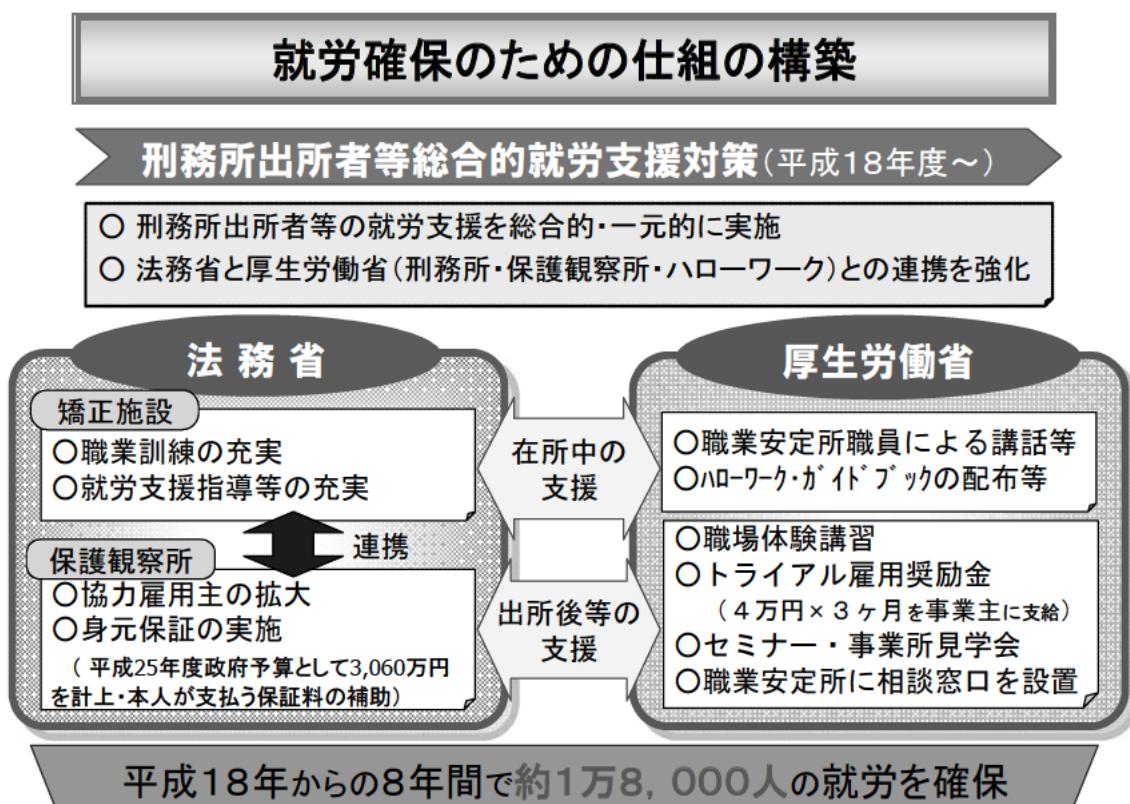
(平成25年は速報値)

(注1) 表中上段は無職者の割合、下段は無職者数を示す。

(注2) 保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

(注3) 無職者は、定収入の有る無職者、学生・生徒、家事従事者を除く。

図1 刑務所出所者等の就労支援対策について



平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(11))

施策名	医療観察対象者 ¹⁾ の社会復帰 (政策体系上の位置付け : II - 6 - (2))					
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。					
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察 ²⁾ を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	260,383	270,912	262,876	258,691
	補正予算(b)	0	0	0	—	
	繰越し等(c)	2,575	0	—		
	合計(a+b+c)	262,958	270,912	—		
	執行額(千円)	194,067	213,776	—		
施策に関する内閣の重要な内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ³⁾ （平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）					

測定指標	平成25年度目標値						達成
	基準値	実績値					
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ⁴⁾ （医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。）を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者（以下「期間満了者」という。）の数の割合（%）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	13.1	18.4	20.5	21.9	26.3	22.0 (速報値)	
（保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数）（人）		50	56	50	57	44 (速報値)	
（期間満了者数）（人）		62	87	109	141	124 (速報値)	
（精神保健観察事件年間取扱件数）（件）		608	699	725	754	765 (速報値)	

参考指標		実績値					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議 ⁵⁵⁾ の開催回数（回）		1, 978	2, 178	2, 505	2, 673	2, 860	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標については、目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>					
	施策の分析						
	<p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>達成手段①「医療観察の実施」では、医療観察対象者の円滑な社会復帰を促進するため、地域社会における「指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」という三つの取組を実施している。</p> <p>保護観察所の長は、これらの取組を地域の関係機関が適正かつ円滑に実施できるよう、地方公共団体や医療機関等と協議し、個々の医療観察対象者に応じた処遇実施計画を定めるほか、ケア会議を実施し、医療観察対象者に関する情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関の緊密な連携の確保に努めている（別紙参照）。</p> <p>その結果、同達成手段に係る上記の取組が適正かつ円滑に実施され、期間満了者の割合は目標値を超えており、医療観察対象者の社会復帰のため、一般精神科医療等への移行を図るという目標に対し、有効的かつ効率的に寄与したといえる。また、関係機関によるケア会議の開催回数も毎年度増加するなど、緊密な連携の確保が図られており、地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施の確保に寄与したといえる。</p>						
	次期目標等への反映の方向性						
<p>【施策】</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、現在の目標を維持し、引き続き、医療観察の実施を図っていく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>関係機関の連携を確保する方策について検討し、地域社会における処遇の更なる充実・強化を図る。また、関係機関の緊密な連携の下、医療観察対象者について、精神保健観察を適正に実施し、引き続き、一般精神科医療等への移行を図っていく。</p>							
学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】</p>						

〔反映内容〕

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の割合に関するデータは、保護局総務課において保管している。 地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
----	-----------------------------------	--	--

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事责任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は、その通院期間中、精神保健観察に付されることとされ、保護観察所は、当該対象者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、その者について必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り、継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている（医療観察法第106条）。

*3 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（第1条第1項）。

*4 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てに裁判所がその旨の決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

*5 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

地域社会における処遇



平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(12))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け : II-7-(1))				
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,152,183	2,101,300	2,092,976
	補正予算(b)	13,612	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	—	/
	合計(a+b+c)	2,165,795	2,101,300	—	
	執行額(千円)	2,150,191	2,092,931	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）^{*11} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*12} ○第186回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）^{*13} 				

測定指標	平成25年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成
施策の進捗状況（実績）		

別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。											
参考指標	実績値										
立入検査の実施回数等		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
	実施回数 (回)	23	15	16	17	20					
	施設数	35	50	61	47	27					
	動員数(人)	682	705	940	677	554					
測定指標	平成25年度目標値					達成					
2 教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(平均所要日数)	33.2日より短縮					達成					
	基準値	実績値									
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
請求を行った関係地方公共団体数	—	18	19	18	18	17					
提供回数(回)	—	49	58	50	54	41					
平均所要日数(日)	—	30.1	20.1	21.0	20.9	23.2					
測定指標	平成25年度目標					達成					
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					達成					
施策の進捗状況(実績)											
別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。											
参考指標	実績値										
ホームページへのアクセス件数(件)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度						
※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	133,722	165,357	—	170,139	241,486						

評 価 結 果	目標達成度合い の測定結果 <p>(各行政機関共通区分)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標の全てを達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>	目標達成
		施策の分析
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成25年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計20回、延べ27施設、公安調査官延べ554人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持等)を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成25年度の平均所要日数については、過去3年と比較するとやや長期化しているものの、事前分析表が作成された平成24年12月時点での過去5年間(平成19年度～平成23年度)の平均所要日数(平成19年度56.1日、平成20年度38.8日)の平均値に従って定めた目標値(33.2日)を達成した。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>平成25年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については隨時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*14}、「内外情勢の回顧と展望」^{*15}等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」(要約版)^{*16}や「オウム真理教に関するページ」^{*17}など新たなコンテンツを作成し、ホームページの内容を充実させたことで、アクセス件数は上昇している。</p> <p>以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1、2関係】</p> <p>達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対し有効に寄与したといえる。</p> <p>【測定指標3関係】</p> <p>達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している教団に関する調査は、その結果について、関係地方公共団体の長からの請求に対し、迅速に提供することにより、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に努めた。さらに、その調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供した。これらはいずれも目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な取組であるといえる。</p>	

次期目標等への反映の方向性			
<p>【施策】 公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標 1、2】 教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。 また、平成25年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体(オウム真理教対策関係市町村連絡会)、1地方公共団体及び1地方議会から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。</p> <p>【測定指標 3】 國際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する適時適切な情報提供を進める。</p>			
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d3d3d3;">学識経験を有する者の知見の活用</td><td> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 【反映内容】 </td></tr> </table>		学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 【反映内容】
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 【反映内容】		
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d3d3d3;">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td></td></tr> </table>		政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成26年8月

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望(平成26年1月)」[<http://www.moj.go.jp/psia/20140115.kaiko.html>]を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をわなければならない。

*7 テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事業対応、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）」

・IV-2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等

ア 対処態勢の整備

(才) サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）

エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化

(ア) 諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）

(ウ) サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）

*12 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・III-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) -⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

(1) -⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2) -② 日本版NCFTA^{*18}の創設

・III-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

(2) -① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

(3) -① 空港・港湾における水際危機管理の強化

(3) -④ 海上警備・沿岸警備の強化

(5) -① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

(5) -② 在外公館における警察アタッシェ^{*19}、防衛駐在官等の体制強化

(5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

(5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

(5) -⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

(6) -① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

(6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

(7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

(8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

(8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・III-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「『世界一安全な日本』創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*13 「第186回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）」

- ・日本を「世界一安全な国」にしていかなければなりません。（中略）社会を脅かす暴力団やテロ、サイバー空間の脅威への対策も進め、良好な治安を確保してまいります。
- ・シリアでは化学兵器の廃棄に協力しています。イランの核問題では平和的解決に向けた独自の働きかけを行っています。こうした活動の全てが、世界の平和と安定に貢献します。これが、積極的平和主義です。我が国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想です。その司令塔が国家安全保障会議です。
- ・中国が、一方的に「防空識別区」を設定しました。尖閣諸島周辺では、領海侵入が繰り返されています。力による現状変更の試みは、決して受け入れることはできません。引き続き毅然かつ冷静に対応してまいります。新たな防衛大綱の下、南西地域を始め、我が国周辺の広い海、そして空において、安全を確保するため、防衛態勢を強化してまいります。
- ・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、強く求めます。拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しの三点に向けて、全力を尽くしてまいります。

*14 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html]を参照。

*15 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html]を参照。

*16 「国際テロリズム要覧」（要約版）

公安調査庁ホームページ[<http://www.moj.go.jp/ITH/index.html>]を参照。

*17 「オウム真理教に関するページ」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/20140331_aum_top.html]を参照。

*18 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた検査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*19 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

別紙 1

〔測定指標1〕教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成25年5月、8月、11月、平成26年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴取するとともに、平成25年度中に教団施設に対する立入検査を合計20回、延べ27施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・ 平成25年12月31日現在、国内に出家信徒約300人、在家信徒約1,350人、ロシア連邦内に信徒約160人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約20か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・ 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まん的であることなどが明らかとなっている。

別紙 2

〔測定指標3〕破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 國際テロ関係では、國際テロ組織等の動向のほか、国内において國際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国的重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、反原発運動や普天間基地移設、新型輸送機MV22オスプレイの配備問題等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島問題や天皇制問題等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、隨時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 平成25年4月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「國際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、隨時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び「立入検査の実施結果について」等のほか、新たに作成したコンテンツ「國際テロリズム要覧」（要約版）及び「オウム真理教に関するページ」を掲載し、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(13))

施策名	登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け : III-9-(1))				
施策の概要	不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域^{*1}を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・オンラインによる登記関係手続の利用を促進する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	55,694,866	51,281,914	49,935,973
	補正予算(b)	1,598,906	△206,542	△182,144	—
	繰越し等(c)	△956,711	467,660	—	/
	合計(a+b+c)	56,337,061	51,543,032	—	
	執行額(千円)	53,497,554	49,965,225	—	
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）^{*2} ○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）^{*3} ○都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）^{*4} ○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）^{*5} ○「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進本部（以下「IT戦略本部」という。）決定） <ul style="list-style-type: none"> III-1-(1)ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定^{*6} ○「電子行政推進に関する基本方針」（平成23年8月3日IT戦略本部決定） <ul style="list-style-type: none"> 第3-1-(1) 行政サービスの利便性の向上^{*7} ○「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定） <ul style="list-style-type: none"> IV 業務プロセス改革^{*8} ○「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> III-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供^{*9} 				

測定指標	平成25年度目標値					達成
1 登記事務の適正円滑化による利便性の向上 ^{*10} 実績値（平方キロメートル）	17平方キロメートル					達成
	基準値	実績値				
—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
—	12	15	15	17	17	

測定指標		平成25年度目標			達成			
2 オンラインによる登記関係手続の利用促進		オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る。			達成			
施策の進捗状況（実績）								
<p>申請に必要な書類の削減・簡素化、申請システムの使い勝手の向上、オンラインにより証明書交付請求を行った場合における登記手数料の軽減措置などの経済的インセンティブの向上等に関する各種取組の実施により、業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図ることができた。</p>								
参考指標		実績値						
1 重点5手続 ^{*10} に係るオンライン利用率（%）		21年度	22年度	23年度	24年度			
		54.84	61.66	67.69	72.77			
		25年度	77.35					
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>						
	施策の分析							
<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成25年度においては、申請システムの使い勝手の向上に関する取組として、①登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムのシステムダウンに備えた業務代行システムの構築、②登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについての機能改善、③主たるユーザーたる資格者団体との間における定期的な協議等を実施した。</p> <p>また、経済的インセンティブの向上等に関する取組として、平成25年4月から、不動産登記及び商業・法人登記についてオンライン証明書交付請求を行った場合における登記手数料の更なる軽減措置を講じたほか、オンラインにより証明書交付請求を行った地図・図面証明書について、登記所窓口で交付を受ける場合の登記手数料の軽減措置も新たに講じた。</p> <p>これらの取組により、業務・システムの改善を実現することができ、平成25年度のオンライン利用率は前年度から約4.6パーセント上昇した。</p> <p>以上のことから、本施策によりオンラインによる登記関係手続の利用を促進させ、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段①「登記所備付地図整備の推進」において実施している登記所備付地図の整備については、全国における配備状況が約55パーセント（残りは公図等）であり、そのうち都市部における整備が特</p>								

に遅延している（東京：約19パーセント、大阪：約12パーセント、名古屋：約21パーセント）。これは、都市部においては、土地が細分化していること、地価が高く、所有者の権利意識も強いこと、地域社会における人的なつながりが希薄化し、人証が少なく筆界の確認が困難であることが原因である。

登記所備付地図が整備されないことにより、①不動産取引の流動化の阻害、②道路拡幅工事、下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害、③適正な課税の困難化、④境界紛争の惹起及び⑤転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより、これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため、登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。

前述のとおり、都市部における地図作成は困難なものであるが、取り分け、その都市部の中でも、地図混乱地域は、特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ、土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため、筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって、実施する必要がある。

緊急性については、平成15年6月の「民活と各省連携による地籍整備の推進」、平成16年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」から平成20年6月の「経済財政改革の基本方針2008」、平成21年6月の「経済財政改革の基本方針2009」、平成22年5月の「国土調査事業十箇年計画」、平成24年3月の「地理空間情報活用推進基本計画」、平成24年8月の「都市再生基本方針」、平成25年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」など毎年のように政府方針が示され、一部の閣議決定の文言にも示されているように登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

登記所備付地図作成作業の実施に当たっては、1年目作業^{*11}及び2年目作業^{*12}を一括して行う2年間の国庫債務負担行為^{*13}により、対象地区の登記所備付地図作成作業を実施し、その実施計画を効果的に推進させた。あわせて、その調達に当たっては、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施しており、契約の競争性及び透明性の向上によりコストの削減を実現していることから、目標の達成に効率的に寄与したといえる。

【測定指標2関係】

達成手段④「オンライン登記申請システムの維持管理」において実施しているオンラインによる登記関係手続については、従前、利用率が低調であったところ、IT戦略本部において決定された「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）により、平成22年度までにオンラインによる利用率を50パーセント以上とする目標が掲げられた。そのほか、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）において「登記」が重点手続として指定された経緯から、政府の方針に基づき、利用率の向上のための取組を推進してきたところである。

また、平成22年にIT戦略本部において決定された「新たな情報通信技術戦略」においても、引き続きオンラインの利用促進に係る取組を行うことが求められている。そのほか、平成23年に同本部において決定された「新たなオンライン利用に関する計画」においては、利用率の向上だけでなく、国民の視点に立って、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を行うこととされている。

平成25年度におけるオンライン利用促進に係る取組の実施の効果は、オンライン利用率に顕著に表れており、平成24年度において72.77パーセントであった利用率が平成25年度においては77.35パーセントに上昇していることからも、施策として有効なものであったと評価することができる。

このように、登記事務の適正円滑な処理の推進に当たっては、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る必要があるところ、本施策により、オンライン利用率も向上しており、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるよう、現在の目標を維持し、引き続き登記事務を適正・円滑に処理する。

【測定指標 1】

登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し、ひいては国民の財産の保全となる。したがって、平成26年度以降においても、引き続き、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」^{*14}に基づき、都市部の地図混乱地域における登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく。

【測定指標 2】

新たなIT戦略として平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、利用者の視点に立った電子行政サービスの実現が、引き続き取り組むべき課題とされている。

また、平成26年4月1日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」において、登記関係手続が「改善促進手続」の一つとして位置付けられ、利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着に重点的に取り組むものとされている。

したがって、オンラインによる登記関係手続の利用促進に当たっては、今後も引き続き、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を推進し、国民の利便性の向上に努めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	民事局総務課、民事第一課、民事第二課、商事課	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	------------------------	----------	---------

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」

国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

*3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」

登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業

を一層促進する。

*4 「都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）」

都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」

都市部における地籍整備を推進する。

*6 「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」

III-1-(1)ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。

*7 「電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」

第3-1-(1) 行政サービスの利便性の向上

情報通信技術を活用した電子行政サービスの提供によって、国民・企業等に対する行政サービスの質や利便性の飛躍的な向上を実現する。

*8 「新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」

IV 業務プロセス改革

国民の視点に立って、オンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現するため（中略）、業務プロセス改革を行う。

*9 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

III-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

*10 「重点5手続」

「新たなオンライン利用に関する計画」において国民・企業等が広く利用するオンライン化された手続のうち、利用頻度が高い手続とされた登記関係手続の5つ。①不動産登記の申請、②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、③商業登記（株式会社）の申請、④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求が重点手続として掲げられている。

*11 「1年目作業」

1年目作業の概要は、以下のとおりである。

- ・都市部（DID（Densely Inhabited District：人口集中地区））の地図混乱地域において、実態を把握するため、その発生原因及び実態を分析・調査する。
- ・測量の基礎となる基準点を設置する。
- ・都市再生本部の方針を踏まえ、緊急性及び必要性の高い地域を計画的に実施する。

*12 「2年目作業」

2年目作業は、1年目作業の成果を踏まえ、現地に筆界を正確に復元することができる地図を作成し、登記所に備え付ける作業である。

*13 「国庫債務負担行為」

法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、国が債務を負担する行為をなすには、あらかじめその事項について国会の議決を経るか、または、災害復旧その他緊急の必要がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができ、これを国庫債務負担行為という。

国庫債務負担行為は、後年度の歳出となるべき債務負担契約を認めるものであるため、継続的な事業の執行について継続費と同様な効果をもっており、また、継続費と異なり年割額の定めがないために、より弾力的な運営が可能となる。

*14 「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」

登記所備付地図の整備については、平成16年度から10か年で、都市部の地図混乱地域のうち、100平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとし、順次作業を実施していたところ、国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて、新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定

し、平成21年度から10か年で130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに、各界からの強い要望等を受けて、平成22年度から同計画を8か年とする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を策定して前倒しで実施している。

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(14))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け : III-9-(2))				
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るために、オンラインによる供託手続を推進する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	957,414	2,047,049	1,791,165
	補正予算(b)	11,923	△292,958	△70,772	—
	繰越し等(c)	58	0	—	/
	合計(a+b+c)	969,395	1,754,091	—	
執行額(千円)		936,269	1,571,868	—	
施策に関する内閣の重要な内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進本部（以下、「IT戦略本部」という。）決定） III-1-(1)ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定^{*3} ○「電子行政推進に関する基本方針」（平成23年8月3日IT戦略本部決定） 第3-1-(1) 行政サービスの利便性の向上^{*4} ○「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定） IV 業務プロセス改革^{*5} ○「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定） III-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供^{*6} 				

測定指標	平成25年目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*7}及び国籍法施行規則^{*8}の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。</p>		

参考指標	実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
1 帰化許可申請者数（人）	14,878	13,391	11,008	9,940	10,119
2 帰化許可者数（人）	14,785	13,072	10,359	10,622	8,646
3 帰化不許可者数（人）	202	234	279	457	332
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,572	1,396	1,207	1,137	1,030

測定指標	平成25年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁹ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
市区町村からの受理又は不受理の照会は2,449件であり、適切に対応した。 また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。		

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,387	3,205	3,011	2,677	2,449
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ¹⁰ の延べ実施日数（日）	584	602	604	597	617
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,119	10,416	9,856	10,119	10,194
4 現地指導実施回数 ¹¹ （回）	1,887	1,846	1,828	1,819	1,824
5 現地指導実施率 ¹² （%）	98	97	97	96	96

測定指標	平成25年度目標値	達成
3 供託手続のオンライン利用率 ¹³ （%）の向上	平成23年度利用率以上	達成

(大量供託事件 ¹⁴ を除外)	基準値	実績値										
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度						
		8.9	5.6	7.4	8.9	12.3						
参考指標		実績値										
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
	39,152	50,757	61,387	70,560	96,068							
目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。											
	施策の分析											
(測定指標の目標達成度の補足)												
評 価 結 果	【測定指標1】 帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。 なお、平成25年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が減少しているのは、主として平成24年の帰化許可申請者数が減少していることに起因するものと考えられる。											
	【測定指標2】 国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法及び改正国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、警察等関係機関との相互協力を緊密に行なながら、適正かつ円滑に審査した。 以上から、目標を達成することができたといえる。											
市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、平成25年度は、2,449件であり、前年度と比較すると228件減少した。このうち、涉外事件 ¹⁵ に係るものは、1,216件（前年度は1,305件）である。												
本年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な涉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。												
市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成25年度における延べ実施日数が617日であり、前年度と比較すると、20日増加し、延べ受講者数も10,194人と前年度より75人増加しており、より多くの市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。												
また、市区町村に対する現地指導は、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場												

へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものであり、現地指導実施率は高い数値となっている。以上のような取組を行った結果、目標は達成することができたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務のうち、帰化許可申請事件は、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。また、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことにより、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、非常に有効な手段であったと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標1】

日本国籍は、我が国構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改

正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキヤナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
----	-----------------------------------	--	--

担当部局名	民事局民事第一課、商事課	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」

Ⅲ－1－(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。

*4 「電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」

第3－1－(1) 行政サービスの利便性の向上

情報通信技術を活用した電子行政サービスの提供によって、国民・企業等に対する行政サービスの質や利便性の飛躍的な向上を実現する。

*5 「新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」

IV 業務プロセス改革

国民の視点に立って、オンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現するため（中略）、業務プロセス改革を行う。

なお、供託手続は、同計画の「重点手続」とはされていないが、同計画においては、重点手続以外の手続についても、重点手続における取組に準じて、オンライン利用に関するサービスの品質の向上等を図るものとするとされている。

*6 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

*7 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*8 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*9 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*10 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とし戸籍に関する研修

*11 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*12 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*13 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*14 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関するオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度において、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件、平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件あつ

た。

*15 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(15))

施策名	債権管理回収業の審査監督 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(3))				
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。				
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないよう、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢の不備等が認められる場合は、その是正を図る。				
施策の予算額・ 執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	10,014	10,017	9,348
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	0	0	-	
	合計(a+b+c)	10,014	10,017	-	
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	執行額(千円)	9,452	7,724	-	

測定指標	平成25年度目標値						達成
1 債権回収会社に対する立入検査事業所(か所)	対前年度増						達成
	基準値	実績値					
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	52	47	50	51	52	63	
参考指標	実績値						
1 債権回収会社に対する立入検査実施率(%)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
	41.6	43.3	41.3	41.7	40.9		

測定指標	平成25年度目標値						達成
2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項 ^② の改善状況（%）	対前年度増						おおむね達成
	基準値	実績値					
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	87.0	73.9	78.1	90.5	87.0	73.3	
参考指標	実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
1 債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況（%）	54.8	67.0	83.2	78.3	71.9		
2 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数（件）	136	79	46	58	38		
3 債権回収会社に対する行政処分件数（件）	6	2	0	1	0		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標 1, 2 は、達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。 測定指標 1 については、目標を達成することができたほか、測定指標 2 については、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
		施策の分析
(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 2】 測定指標 2 については、平成25年度における「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況」は、前年度の87.0パーセントから73.3パーセントと減少しており、数値としては目標値である対前年度増は達成されなかった。 これまで、法務省では、参考指標 3 の「債権回収会社に対する行政処分件数」のとおり、平成21年度に行政処分が頻発して以降、債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することで、適正な業務運営を確保させることに努めてきた。また、債権回収業界においても、一般社団法人全国サービスセンター協会において、自主規制規則等の制定や各種研修を開催するなど、業界全体として自主的な取組を促進している。これらの取組が功を奏し、改善状況については平成21年度から年々上昇していたところである。 平成25年度の立入検査では、別紙・別表 2 のとおり、改善が認められなかった件数である再指摘件		

数は4件であり、前年度から1件の増加であった。また、参考指標2の「債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数」にあるとおり、同指摘事項数は平成21年度の136件をピークに年々と減少傾向にあり、対象指摘事項数についても同様に減少している（別紙・別表2参照）ことから、母数が減少し、率に換算すると、改善状況の数値としては若干低下したものである。

改善が認められなかつた原因としては、いずれも従業員等の理解不足、認識不足を補う体制が不十分であったことなどが主な要因であることから、債権回収会社に対しては、従業員等に対する教育研修を実施することなど、内部統制体制のより一層の強化を立入検査等の際に要請している。

上記分析のとおり、測定指標2については、数値としては前年度を若干下回ったものの、実質的には、目標はおおむね達成されているものといえる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1、2関係】

達成手段①「債権回収業の審査監督」において実施している債権回収会社に対する立入検査は、その業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握するため最も有用な方法であり、これまで当該会社の不備等を立入検査において発見し、その是正を図るために徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させることに努めている。

その結果、債権回収会社の不備は確実に減少し、行政処分件数も減少していることから、達成すべき目標に対し、有効に寄与していると考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。

今後、更に効率的効果的な立入検査の実施に努めていくとともに、債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保する必要がある。

なお、債権回収会社各社においては、改善に向けた真摯な取組を行っていることは立入検査等においても認められるものの、不備の再発には過失的要素もあり、100パーセント改善が達成されることは、現実的に困難な面もあると考えているところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を1件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでいく。

そのため、引き続き、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行っていく。

【測定指標1、2】

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。また、当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握するため、複数の支店等に対して立入検査を実施する必要がある。

そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられる。

また、監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じて債権管理回収業に関する特別措置法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要である一方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要であることから、自主改善率の更なる向上は、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるための指標となる。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期
	2 実施方法
	3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】
	【反映内容】

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「債権回収会社に対する立入検査実施状況」等（別紙）
---------------------------	---------------------------

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	司法法制部審査監督課債権回収企画係	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-------------------	----------	---------

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようになるとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（債権管理回収業に関する特別措置法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書に関する指摘事項（同法第15条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

別表 1 債権回収会社に対する立入検査実施状況（測定指標 1）

項目＼年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
立入検査事業所数	55か所	47か所	50か所	51か所	52か所	63か所
実施会社数(a)	37社	42社	42社	38社	40社	38社
営業会社数(b)	104社	101社	97社	92社	96社	93社
実施率(a/b)	35.6%	41.6%	43.3%	41.3%	41.7%	40.9%

※ 別表 1 は、債権回収会社に対する立入検査を実施した事業所のか所数及び当該年度末現在において許可を得て営業を行っている債権回収会社数(b)に対する立入検査を実施した債権回収会社数(a)の割合を示したものである。

別表 2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況
(測定指標 2)

項目＼年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象改善事項数(a)	23件	34件	25件	38件	20件	11件
再指摘件数	17件	12件	7件	4件	3件	4件
前回立入検査対象指摘事項数(b)	40件	46件	32件	42件	23件	15件
自主的改善率(a/b)	57.5%	73.9%	78.1%	90.5%	87.0%	73.3%

※ 別表 2 は、前回立入検査対象指摘事項数(b)に対する改善事項数(a)の割合を示したものである。

※ 対象指摘事項とは、脚注に記載した指摘事項の 6 類型のうち、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項である①業務規制に関する指摘事項、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項をいう。

別表 3 債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況
(測定指標 2・参考指標 1)

項目＼年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
全体改善事項数(a)	37件	66件	65件	94件	72件	41件
再指摘件数	50件	59件	32件	19件	20件	38件
前回全体検査対象指摘事項数(b)	87件	125件	97件	113件	92件	57件
自主的改善率(a/b)	42.5%	52.8%	67.0%	83.2%	78.3%	71.9%

※ 別表 3 は、前回指摘事項数全体(b)に対する改善事項数全体(a)の割合を示したものである。

別表4 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数
(測定指標2・参考指標2)

項目＼年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
指摘事項数	119	136	79	46	58	38

別表5 債権回収会社に対する行政処分件数
(測定指標2・参考指標3)

項目＼年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
行政処分件数	1	6	2	0	1	0
(業務改善命令)	1	6	2	0	1	0
(業務停止命令)	0	0	0	0	0	0
(営業許可取消)	0	0	0	0	0	0

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(16))

施策名	人権の擁護 (政策体系上の位置付け : (Ⅲ-10-(1))				
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案について迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。 				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,204,581	3,243,604	3,195,780
	補正予算(b)	5,549	△132	0	—
	繰越し等(c)	0	0	0	/
	合計(a+b+c)	3,210,130	3,243,472	3,195,780	
執行額(千円)		3,192,765	3,227,595	3,178,706	
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更） ^{*1}				

測定指標	平成25年度目標			達成			
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもつてもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。			達成			
施策の進捗状況（実績）							
<p>国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネットバナー広告等の多様な媒体や、人権教室^{*2}、人権の花運動^{*3}、全国中学生人権作文コンテスト^{*4}、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。</p>							
参考指標			実績値				

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 人権教室の実施状況	実施回数 (回)	12,493	12,595	13,123	15,863	16,163
	参加者数 (人)	472,552	453,435	506,802	630,879	650,493
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,397	3,574	3,661	3,844	3,845
	参加者数 (人)	529,427	498,983	513,878	518,530	526,129
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,624	6,311	6,682	6,819	6,930
	応募者数 (人)	883,746	887,012	893,258	937,287	941,146
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	30	21	29	35	41
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	840	600	1,100	920	480 (※1)
6 人権シンポジウム ⁵ の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスティバル ⁶ の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	63,600	82,430	544	964	636
7 新聞掲載回数		5,656	5,539	5,478	5,698	6,032
8 テレビ・ラジオ放送回数		96,185	53,442	101,813	23,823 (※2)	30,221
9 ポスター配布枚数		194,802	213,272	221,875	189,152	340,412

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成25年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人	達成

	<p>権侵害に関する問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>	
--	---	--

施策の進捗状況（実績）

法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番⁷、女性の人権ホットライン⁸）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター⁹」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	21年	22年	23年	24年	25年
1 人権相談件数（全体）（件）	257,275	280,977	266,665	266,489	256,447
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	22,847	27,710	25,914	28,384	28,847
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,426	23,289	22,008	21,720	21,119
4 児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数（通）	14,552	22,593	22,329	20,144	18,272
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	695	650	513	606	671
6 インターネットによる相談件数（件）	4,039	5,044	5,500	7,384	8,776
7 人権侵犯事件の対応件数（件）	21,309	21,500	22,072	22,694	22,172

評	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)　目標達成
		(判断根拠) 測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1、2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。

価 値 結 果	施策の分析
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成25年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標1、2及び3のとおり、人権教室に65万493名、人権の花運動に52万6,129名、全国中学生人権作文コンテストに94万1,146名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「インターネットと人権」や「子どもと人権」、「震災と人権」をテーマに合計4回実施し、その内容を法務省ホームページに掲載^{*10}するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。</p> <p>また、発信型の啓発活動として、日常生活における人権問題及び人権尊重の重要性について分かりやすく説明した漫画啓発冊子の作成（別紙6参照）、中学生人権作文コンテストの入賞作品をもとにした人権啓発ビデオの作成（別紙7参照）、「インターネットと人権」をテーマにした啓発教材の作成（別紙8参照）、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツのテレビスポット映像の放送等を行った。</p> <p>さらに、デモ等において、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が「ヘイトスピーチ」であるとして社会的関心を集めることを受け、ヘイトスピーチに関する法務大臣記者会見での発言を法務省ホームページに掲載して周知を図ったほか、法務省ホームページ上における「外国人の人権」に関するページの新設（別紙9参照）、インターネットバナー広告の実施、ポスター及びリーフレットの作成（別紙10参照）を行った。</p> <p>以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>平成25年度においては、参考指標1及び7のとおり、25万6,447件（対前年比で1万42件（3.7パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件（対前年比で552件（2.3パーセント）減少）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵犯事件の対応件数及び救済措置を講じた具体的な事例は、別紙11のとおりである。人権相談件数及び人権侵犯事件件数自体は前年度比減となったものの、人権侵犯事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵犯性があるとして説示や要請を行った事件数は前年度に比べ、約2倍程度増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。</p> <p>以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標 1 関係】</p> <p>達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動（人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞、テレビ・ラジオ、ポスター）を実施し、実施回数、参加者数ともに、平成24年度を上回った。</p> <p>また、啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。</p> <p>さらに、近年の社会的情勢を踏まえ、シンポジウムにおいては、インターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取り上げたことに加え、「ヘイトスピーチ」が社会的関心を集めたことを受けて、「外国人の人権」について、時機を捉えた啓発活動を行い、国民の関心に応じた啓発活動を実施した。</p> <p>これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効に寄与したものと考える。</p> <p>【測定指標 2 関係】</p>

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵犯事件が957件（対前年比で42.6パーセント増加）、教職員による体罰に関する人権侵犯事件が887件（対前年比で139.7パーセント増加）、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が4,034件（対前年比で1.2パーセント増加）（別紙12参照）と、それぞれ前年から増加している。

平成25年度の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵犯事件、教育職員による体罰に関する人権侵犯事件及び学校におけるいじめに関する人権侵犯事件の各件数が過去最高となっている（別紙12参照）。

なお、昨年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行されるなど、近時、いじめ問題に社会の関心が高まっている中、同法において、法務局の役割や活動実績を踏まえたと理解される規定が盛り込まれるなど、いじめ問題の解決に対し、当機関の果たす役割が社会的にも評価されている。

これらのことから、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うという目標達成に有效地に寄与したものと考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標1、2】

今後も、その時々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法

3 意見及び反映内容の概要

政策評価を行
う過程におい
て使用した資
料その他の情
報

- 評価の過程で使用したデータや文献等
 - ・「平成25年度人権啓発活動実施報告書」
(人権擁護局人権啓発課、平成26年4月作成、対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日)
 - ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」
(人権擁護局人権啓発課、平成20年度～平成25年度の各年度で作成、対象期間：平成20年4月1日～平成26年3月31日)
 - ・「第28～33回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」
(人権擁護局人権啓発課、平成20年度～平成25年度の各年度で作成、対象期間：平成20年4月1日～平成26年3月31日)
 - ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
 - ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
 - ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
 - ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
 - ・「インターネットによる人権相談に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年2月22日～平成25年12月31日)
 - ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
 - ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
 - ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
 - ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
 - ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」
(人権擁護局調査救済課、平成26年3月作成、対象期間：平成20年1月1日～平成25年12月31日)
- 評価の過程で使用した公的統計
 - ・平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）
 - ・平成23年度 福祉行政報告例（厚生労働省）

	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）（内閣府） ・人権擁護に関する世論調査（平成24年8月調査）（内閣府） <p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果は、人権擁護局人権啓発課において保管している。
--	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
----	-----------------------------------	--	--

担当部局名	人権擁護局	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-------	----------	---------

*1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更）」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*2 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*4 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動（別紙1参照）

*5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動（別紙2～5参照）

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るために、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*10 「人権シンポジウム」の内容

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00096.html〕を参照

第33回

全国中学生人権作文コンテスト 入賞作文

人権イメージキャラクター
人 KEN まもる君



法務省と全国人権擁護委員連合会では、次代を担う中学生の皆さんに、作文を書くを通して、人権尊重の大切さや基本的人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

33回目を迎えた今大会の素晴らしい入賞作品を、是非ご覧ください。

法務省では、国民の皆さんに人権への理解を深めていただくため、様々な取組を行っています。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

【法務省ホームページ】

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_keihatsu.html

人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

0570-003-110
ゼロ ゼロ みんな の ひゃく とお ほん

子どもの人権110番

0120-007-110
ゼロ ゼロ なな の ひゃく とお ほん

(通話料無料)
女性の人権ホットライン

0570-070-810
ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン

インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談

検索

パソコン

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話

<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



子どもの人権
SOS-eメール

Human Rights

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



「それでも僕は桃を買う」

宮城県 古川黎明中学校 3年
大沼 逸美（おおぬま いいみ）

夏休みのある日、僕は、家族といっしょに旅行することになり、一路、新潟を目指して車に乗っていた。

朝早く家を出発し、東北自動車道から磐越自動車道に入り、サービスエリアで休憩をとった。サービスエリアの売店にはたくさんのお土産が売っていた。その中に、福島県特産の桃が並んでいた。その桃を見て、無邪気な子どもが母親に「桃食べたい。」とせがんでいた。しかし、その子どもの母親は「ダメ。」と子どもに言い聞かせようとする。子どもも引かず「なんで。」と反論する。すると、母親は「だって、この桃、福島産だよ。放射性物質っていう良くない物がついてるかもしれないからね。」と説きふせたのだ。しぶしぶ諦めた子どもの姿を見ながら、僕は、心の中に何かひっかかりを感じていた。

車に戻り、走り始めた車の中で、僕は両親にさっきの出来事を話した。父は「やっぱり放射性物質がついていないとは言い切れないからな。」と言い、母も「確かに心配ではあるね。」と言った。これまでの自分を振り返ってみると、僕も同じようなことをしていたことを思い出した。僕の住んでいる地域のスーパーマーケットでも、「福島産」と表記されると、どうしても避けてしまうことがあった。しっかり検査を受けて市場でていると分かっていても、なんとなく不安だったからだ。サービスエリアの出来事にひっかかりを感じてはいたが、僕はそのことを忘れようと思った。

しかし、僕の頭から、「だって福島産だよ」という言葉が離れるることはなかった。なぜ、そんなにも、その言葉が気になるのか、僕は、旅行中、ずっと考え続けていた。そして、思い当たった。僕が小学五年生の時に友達から言わされた、あの言葉と同じ、嫌な響きを感じたからだ。

小学五年生の時、僕は仲のよかった友達と大げんかした。理由は小さいことだったが、言い合いはとまらなくなり、とうとう互いに相手を罵倒するようになった。その時、最後に友達が僕にこう言ったのだ。

「黙れ。中国人。」

僕は中国生まれの日本育ちだ。日本に来てからずっと、自分が中国国籍であることを表にして生活してきた。そのことに対して、友達の誰も触れる事はなく、僕も中国国籍であることを気に留めることはなかった。

しかし、あの時、その友達の言葉は、鋭利な刃物となって僕の心に突き刺さった。そして、自分は他のみんなと違うんだと切なくなった。仲の良かった友達が、心の中では僕を差別していたんだと感じ、悔しくてしかたがなかつたのだ。幸い、友達とは仲直りすることができたが、しばらく、あの友達の放った言葉は、僕の胸をひっつき続け、嫌な響きとなって耳の奥に残っていた。

その嫌な響きと同じものを、「だって福島産だよ」という言葉に僕は感じたのだ。僕の場合は、中国という国のことを探りもしないのにばかにされ、福島の桃は、放射性物質のことをあまり知らないのに、危ないと決めつけられ、自分と桃が重なって見えたのだ。風評被害という言葉は知っていたが、この時、僕は、福島の桃は、被害ではなく、「差別されているのだ」とはっきりと感じた。

だから、僕は、桃を買うことにした。僕は差別される側の気持ちを知っている。それなのに、その僕が、知らず知らずのうちに、他の人と同様に福島県産の桃に偏見をもち、差別していた。それは、桃だけにとどまらず、福島の人々を差別している事にもなるのだと思づき、これではいけないと思ったからだ。

新潟からの帰り道、僕は、磐越自動車道のサービスエリアで、桃を買った。それは、もう偏見をもたない、差別などしないという、小さいけれど大きな僕の決意でもあった。

二十一世紀の今、日本そして世界中のあちこちで、いまだに多くの偏見や差別が残っている。生まれた地域や肌の色、病気、そして、福島原子力発電所のように事故に関係するものなど様々だ。それらの偏見や差別の根本にあるのは、何なのだろう。僕は、警戒心ではないかと思う。よく分からぬから、見えないから怖く疎ましく、自分から遠ざけようとする。その気持ちが、偏見や差別を生むのだ。

では、どうすれば、私達は警戒心をもたず、この世界から、偏見や差別をなくすことができるのだろうか。その鍵は、二つあると僕は考える。一つは、他の人のことをよく知ろうとする姿勢。もう一つは、他の人の気持ちを思いやる想像力。この二つが、未知のものへの警戒心を取り去ってくれる。

偏見や差別を、この世界からなくすことは本当に難しいかもしれない。けれども、二つの国の良さを知っている僕は、相手を知ろうとする姿勢と思いやる想像力をもち、周囲の人々に接していくと思う。いつかきっと、お互いを慈しみ合う世界になることを信じて。

NO！と言える強い心をもつ ～ハンセン病問題から学んだこと～

広島県 学校法人盈進学園盈進中学校 1年
後藤 泉稀（ごとう みずき）

1・金さん、絶対また来ます

瀬戸内海の小島にある岡山県の長島愛生園。そこに、金泰九（キム・テグ）さんという元ハンセン病患者の方が暮らしている。私の所属しているボランティアと人権・平和を研究するクラブは、金さんと17年間交流し、学習を続けている。私は先日初めて金さんとお会いし、交流させていただいた。

先輩方に「金さんってどんな人ですか」と質問したら、必ず同じ答えが返ってくる。「やさしくて、笑顔が素敵な人だよ。」実際、私も金さんの笑顔に包まれてとても幸せだった。でも、金さんの表情がきりっとすることもあった。「差別や偏見をなくすために私たちに望むことは何ですか。」その質問に、金さんはいつもこう答える。「正しく知って、正しく行動する。」これまで、社会の厳しい差別と偏見の中で生きてきた人の答えなのだと思う。

みんなが金さんの不思議な魔法にかけられたように、自然と笑顔を浮かべていた。「先輩方が言っていたことってこれのことなんだ。」私もいつの間にか、金さんのことが大好きになっていた。そして、金さんにまた会いたい！あたたかさに触れたい！と強く思った。

2・忘れない、あの時の苦しみ

「らい予防法。」それは金さんを含め、多くのハンセン病者を苦しめた終生絶対隔離法。「ハンセン病になった。」それだけで家族やふるさとを奪われた。子どもは学校で、兄弟姉妹までもいじめられた。発病し、収容されると家族やふるさとに帰ることが許されないので。金さんは語る。「大阪に残してきた妻が亡くなってしまっても帰してもらえないかった。それが一番辛かつたなあ。」その時私の頭には、大好きな家族の顔が浮かんだ。どうして大事な家族と一緒に別れなければならなかったのか…。胸がぎゅっと苦しくなった。こんなにも苦しい思いをした人がいたことを私は知らなかったのだ。今、そのことを学習した私は、この過去を深く胸に刻み、忘れず、私たちが後世に伝えていかなくてはならないと決意した。

3・いじめSTOP～私がやるべきこと～

ハンセン病になった人は差別や偏見に苦しみ傷ついてきた。では、そんな人は、現在いないのか。いや、今の時代にもあることだ。「いじめ。」これも許されない差別。私はいじめによって、自ら命を絶った人がいるというニュースを聞くにつけて、私にも無関係なことではないと思う。人を無視する、悪口を言う。これらがいつかいじめになり、人の命を奪ってしまうことにつながると思う。

私は周りに流される性格だ。やってはいけないと分かってはいるが、なかなか自分でストップをかけられない。しかし、このままだと私が人を傷つけてしまう。だから、自分にも友達にもNO！と言える真の勇気を持たなければならないと思う。ちょっとした悪口、間違った知識や行動が差別を生むのだから。

私は、そう考えてハンセン病問題を考えた。差別を広げたのは、「らい予防法」をつくった国が、「ハンセン病は恐ろしい病気。」と間違った宣伝をしたからだ。例えば、患者が歩いた後は、消毒で真っ白にする。それを見た人は「恐ろしい病気」と思ってしまう。周りの人は鼻をつまんで歩く。好きで病気になったわけではない。それなのに、犯罪者のように扱われた。こうして差別はつくられた。

しかし、私は、差別した責任は国だけではないと思う。市民が、国の間違った情報を信じ、自らに差別を宿したからだ。当時の人たちは、それに気がつくことなく差別を続けたから、あのような悲しい出来事が起きてしまったのだ。間違った情報はとても怖く、恐ろしい。また、社会の差別をなくすことはとても難しく、一人では出来ないことだと思う。しかし、まず「自分から行動する」ということが大事だ。だから私はまず、いじめの入り口である人の悪口をなくすことから始める。

4・人と人をつなぐもの～私の決意～

私は小学校の時、先生に「人間が生きるために絶対に必要なもの」を教えられた。夢？希望？色々考えた。しかし先生は、「もっと大事なものだよ」と繰り返した。やっと先生の口から出てきた言葉。それはたった一字。「愛」だった。先生がこんな話をしてくれた。

「人はね、他者から愛をもらわないと生きていけないのだよ。」そうか…。私が今を生きられるのは、多くの人から愛をたくさんもらい、支えられているからなのだ。目には見えないけど、確かに愛をもらったという時は何かを感じる。ほっとしたあたたかい何かを。

そうか。金さんの部屋で、そこにいたみんなが笑顔になったのは、金さんの私たちへの愛があつたからなのだろう。金さんが言っていた。「こうやって、みんなが会いに来てくれるから幸せだよ。」これが、金さんの愛だったに違いない。私も、金さんのように、たくさんの人と愛でつながる人間になりたいと思った。そのために、周りに流されず、自らの意思でNO！と言えるようになると決意した。

障害者だって、幸せだ

兵庫県 姫路市立広畠中学校 3年
青石 奈那香（あおいし ななか）

私は、右手全指欠損しています。生まれる前からの障害で、「先天性四肢切断」と言います。「先天性」とは生まれつきのこと、「四肢」は両手と両足のことです。

私は障害について話したり、私の手のことを話したりするのが嫌です。こんな話題になるといつつい逃げたり、話をそらしたりしてしまいます。でも、私の“障害者”としての思いも知ってほしくもあり、思い切って書くことにしました。

私が気になることは、「障害者はかわいそうだ」と思っている人が多いことです。でも、障害者はそう思っているでしょうか。少なくとも私は自分がかわいそうだとは思いません。

私は幼稚園くらいの頃によく

「かわいそうだね。」

「おててちっちゃいのにすごいね。」

と言われました。今でも小さい子にたまに言われます。もちろん、けなすつもりも、相手を傷つけるつもりもない、優しさのある言葉だと思います。でも、この姿で生まれ、生きてきた私にとっては、一番傷つく、悲しい言葉なのです。私以外の障害者の人も、きっと多くの人がこんな思いをしているのではないかでしょうか。

ほとんどの人は、手と足が左右一対で生まれてきて、それが当たり前で生活しているように、私も右の手の指が根元しかない状態で生まれてきて、右の指がないのが当たり前で育つようになりました。もちろん、健常の人と比べると少しはできる事が限られてくることがあります、それでも今まで右手の指がなくても生活してこられたのは、私がみんなと同じように、いろんなことが出来るようにと工夫してくださるたくさんの方々のお陰です。

母は、右手を隠さないことに慣れるよう、私を物心が付く前からスイミングスクールに通わせました。一歳から、はさみを使ってお菓子の袋を開けさせたり、左手でも不便しないように、鉛筆、おはしの持ち方を教えていたりといろいろな工夫をしてくれました。そんな母は、私が障害があることで、周りの人に甘えたり、気を遣わせるような行動をとったりしたときに、特に厳しく叱ります。

そして、私がうれしいなと思うのは、どんなことでも、「出来るところまで自分でやりたい。」という私の思いをわかってくれている人達がいるということです。長い間、仲良くしてくれている友達や、先生方は、私が「手伝って。」とお願いするまで、温かく見守ってくれます。こんな風に私のことを理解してくれる人がいるのはとてもありがたいです。こんな良い環境に恵まれた私は、障害があるので、不幸だと感じることはあまりありません。

そして、私が障害をもって生まれたからこそ、出会えた人もいます。例えば、リハビリーションセンターの友達、先生、その他にも多くの方に会うことが出来ました。他の人は言いにくい障害の事など、何でも相談出来る人がいるのは、とても心強いし、嬉しいです。この方々の存在は、障害者するために味わった、たくさんの辛い気持ちを帳消しにしてくれます。

健常の方と同じように、嬉しいことがあったり、辛いことがあったりしながら、私は日々、楽しく生きてています。

そんな私にとって、残念に思われることは最近よく耳にする「出生前診断」の話です。お母さんの胎内にいる赤ちゃんの検査をして、もし障害のある子どもであつたら中絶するというのです。人と人とがつながって、今まで何億年と続いてきた生命を、その子の将来を、人が勝手に摘み取ってしまっていいのでしょうか。確かに、診断を希望する方にはいろいろな事情があります。子どもに障害があれば、たくさんの苦労があり、将来への不安も大きいかもしれません。まだ中学生の私にはわからない、いろいろな思いがあると思います。だから、「出生前診断なんてよくない。やめるべきだ！」と言ふことも出来ません。ですが、障害のある子どもが生まれてくることがわかると、中絶を考えるような、障害のある子どもを育てにくい社会。「障害者は不幸だ。」と考える人が多い社会は問題だと思います。このような考え方を変えるためにも、健常者と障害者の関わりの場を増やし、お互いに理解し合うことが大切だと思います。

「障害はあっても、幸せに生きていける」と誰もが思えたら、障害者も健常者も生きていきやすい社会になるのではないでしょうか。そんな社会になるように、これからも私の思いを伝えていこうと思います。

お兄ちゃんへ「ありがとう。」

福井県 坂井市立三国中学校 1年
向野 一空海（むこうの いくみ）

「みふうにびよおいんは、ろこれすか。」
道を歩いていた僕達は、そうおじさんに呼び止められた。
「み、ふう、に、びよ、お、いんは、ろ、こ、れ、す、か。」
顔を見合わせている僕達に、おじさんはもう一度、今度は一言一言区切って、ゆっくり言ってくれた。

「何言ってるか分からんし、行こうぜ。」
と友達が言った。みんなもその言葉につられ歩き出した。だけど、僕の足はどうしても前に出なくて、かと言って、僕もおじさんの言っていることが分からないから、答えてあげることもできなくて、うつ向いていた僕が顔をあげると、おじさんの耳に小さな機械がついているのが見えた。僕はそれをテレビで見たことがあった。耳の悪い人がつける機械。そして、「耳の悪い人は、自分の声がひびかないから、話すことも上手にできない。」
と、そのテレビで説明していた。僕の心臓はドッキンドッキンと大きく飛び上がって、頭の中は真っ白になった。ただただ、
「どうしよう。どうしよう。」

そう思った。
「いくみ、何してるんや、はよ行くぞ。」
先に行った友達がそう叫んだ。

「あ、ああ。」
そう返事した後、僕の足は走り出した。友達に追いつき、何もなかったかのように歩き出した。五十メートルぐらい歩いた時、やはり気になって振り向いてみた。おじさんは、まだうろうろしていたが、振り向いた僕に気付くと、ニコッと笑って、そして手を振ってくれた。しかし僕は言っていることが分からなくて、答えるにも手話ができないから、どうしようって悩んで、でも友達が待ってるから仕方ないって、友達のせいにして、逃げた、すごくすごく弱虫な僕に。僕は前を向いて、たくさん友達と話した。いつものように大声で笑って、じゃれあった。すごくすごく楽しいはずなのに、僕が思ったことは、

「楽しくないなあ。」
だった。
姉の人権作文の表彰式に行ったのは、こんな体験をした二、三日後のことだった。式が進み、作文発表になった。退屈で妹と遊んでいた僕は、手が止まった。

「ぼくは、～え～ら…。」
聞いたことのある話し方。僕はくぎづけになった。そのお兄ちゃんもやっぱり耳に小さな機械をつけていた。小さい時から耳が悪く、ほとんど聞こえないこと。それに伴って、言葉が上手に話せないこと。そして、耳が聞こえない人の恐怖。色々なことがあって自分がそのことに負けそうになって、もがき苦しんだこと。でも今は、先生や友達の支えがあるおかげで、前を向いて頑張る強さを手にいれたこと。そのお兄ちゃんは、聞いているみんなが、なるべく聞きとれるように、大きな口を開けて、ゆっくりゆっくり、一生懸命話していた。僕はいつしか、必死で涙をこらえていた。瞬き一つしたら、ポロポロと涙が落ちてしまいそうで。悲しかったんじゃない。腹が立ったんだ。あの時、ちゃんと答えず、逃げた自分に。お兄ちゃんが読んでくれた作文を聞いて、耳が悪い人が、耳が聞こえないことや、言葉が上手に話せないことでたくさんの人の偏見の目に、どれだけ傷付き、嘆き苦しんでいるか、僕にも伝わったから。そして、お兄ちゃんの作文を聞いたから分かったこともたくさんあった。手話ができないから、どうしようと悩まなくても、その人の目を見て、口を大きく、ゆっくり開けて話せば、僕達が言いたいことを伝えることができるんだということ。そして、障害者だからといって身構えるんじゃない、健常者と同じように接してほしいと思っていること。僕はなぜ、あのおじさんに、

「ゆっくりで大丈夫ですよ。」
と、手をそえ、分かるまで聞こうとする時間を持たなかつたのだろう。もしかすると理解し、答えを言ってあげられたかもしれないのに。そしたらあのおじさんは、あんなにも悲しい笑顔をせずにすんだはず。僕は、すごくすごく後悔したし、反省した。

僕は中学生になつたら人権作文を書こうと決めていた。たくさんのこと教えてくれた、あのお兄ちゃんに「ありがとう」を伝えたかったから。僕はお兄ちゃんの作文に、「強さ」と「勇気」をもらつたよ。だから今度、耳の不自由な人に会つたら、いや、どんな障害者の人に会つたとしても、僕は怖がらないで、その人の目を見てたくさんたくさん話したい。そして、自分で出来ることは手をかさない。出来ないことだけ、そつと手をそえようと思う。それがお兄ちゃんが言った、「健常者と同じ」ということだと思うから。お兄ちゃん、逃げない「強さ」と「勇気」を教えてくれて、ありがとう。

「思い」を受け止め「心」をつなぐ

兵庫県 西宮市立大社中学校 3年
投石 萌（なげいし めぐむ）

東北の海は藍色に澄んでいた。生活の全てを飲み込んでしまった津波がこんなきれいな海からやってきたことなど信じられないぐらい穏やかだった。でも、海から陸に目を移すと、そこには本当に何もなかった。所々に片付けられ、集められた瓦礫の山があるだけ。何もない土地が広がり雑草だけが伸びていた。町全体が荒れ地だった。テレビで見たり、聞いたりしていたはずなのに、丘から見る風景は、言葉にならないほどの衝撃だった。

この夏、私は東北に行った。復興に二十年以上必要とされる被災地の仮設住宅を訪問し、被災者の方と交流するボランティアグループの活動に一人で参加するためだ。私たちは報道もなく支援が届きにくい三陸海岸沿いに点在する小さい仮設住宅地を中心に回った。

東日本大震災のことはそれなりに知っているつもりだった。地震だけでなくその後の津波や放射能の被害の大きさはテレビや新聞でもたびたび報道されているし、私自身も救援募金をした。瓦礫の片付けや作業をするために多くのボランティアが東北に行っていることも知っていた。でも、今回の訪問の目的は「心の支援」だ。行く前に訪問時に渡すメッセージカードと手作りの品を準備した。私はフェルトでハートを作った。中に綿を入れたので針山にも使える。決してきれいにできたわけではないが、夏休みに入ってから作った六十五個。帰省した時には田舎の祖母も手伝ってくれた。たった一人で参加する勇気をほめてくれた後「おばあちゃんの分も行ってきてな。」この一言がうれしかった。「その気持ちをちゃんと東北に届けるよ。」と思った。

困ったのはメッセージだ。どう書いたらいいのか。何と言えばいいのか。すごく悩んだ。本当に心の支援なんて私にできるだろうか。ちょっと不安なまま被災地に行った。

鉄骨だけ残った防災センター、奇跡の一本松、そして内陸まで打ち上げられた巨大漁船。すさまじかった津波の破壊力にあ然とした。

たくさんの遺留品は無言のままで私たちに語りかける。明日がくるのがあたり前だったあの日。もう会えない人がいるなんて誰も思っていなかった。朝出かける時に言えなかつた「ありがとう」や「ごめんなさい」たくさんの思いが残っているような気がした。

阪神・淡路大震災では、家は建っていた場所で壊れた。でも、津波被害のあった地域では家が建っていた場所には何も残っていない。予想もできない所まで流されてしまったそうだ。だから命は助かった人も思い出の品すら返ってこない場合も多い。娘の幼い頃の写真が一枚もなくなってしまったというおばあさんの話を私は黙って聞くことしかできなかつた。

仮設住宅を二十ヶ所以上訪問した。国道沿いの山際や空き地にぽつんと五軒、十軒と建っている仮設住宅は生活するのが本当に大変だ。近くには買い物する店も病院もない。車がなければどうしようもない。生活はあたり前に大変だと思うが、訪問して話したお年寄りたちはたくましかつた。それでも「田畠が全部流されて農業がもうできない。本当に何もないから暇で暇で仕方がない。」と帰れない家や田畠を思つて寂しそうだった。「親友を津波で亡くした。」「あんな津波が来たら、年寄りは逃げられない。」「お金がある人は仮設を出ていく。軒数が減つたら、どうなるか心配だ。」など、あの日の地震や津波のこと、仮設住宅での暮らしやこれから不安などについて色々語つて下さる方に出会つた。ラジオ体操を一緒にした。小さい子と遊んだ。行く先々でジュースやお菓子で歓迎されたり、帰りには手作りの品を手渡されることもあつた。私が持つていったハートも喜んでもらえた。

今思えば、心の支援ができるかなとか思つていた自分がちょっと恥ずかしい。何て言えばいいのかなとか、どんな言葉をかけたらいいかとか、そんなことを考えることがそもそもおかしい。「こんにちは。西宮から來ました。」たつたその一言から交流が始まつことがわかつり、中学生の私たちがだんだん積極的に動けるようになつた。何も言えなくても、聞いてうなづくだけでも構わない。何かが心に触れる。限られた時間であつても別れる時にお互いにちょっと温かい気持ちになる。結局それでいいのかなって今なら素直に思ふ。

東北に行ってよかつた。実際に自分の目で見たこと、知つたこと、聞いたこと、そして考えたこと。ありのままを誰かに伝えたい。ボランティアとは何か。何をすればよいのか。そして自分には何ができるのか。まだはつきりと言えない。でも、自然体で人と出会うこと。続けて関わっていくこと。それで見えてくるものがきっとある。私の力なんて本当に小さいけれど、たくさんの人の思いを受け止めることができが人と「つながる」第一歩になると思う。東北の海や空ははるか西宮まで続いている。また来年もあの海を見に行きたい。

平和のバトン

岡山県 岡山市立石井中学校 2年
平井 万裕（ひらい まゆ）

初めて訪れた広島平和記念資料館で、私はこれまで感じたことがないほどの激しい恐怖と深い悲しみに包まれていた。写真や遺品の一つ一つが、六十八年という時を超えて原子爆弾の恐ろしさと、傷つき、命や家族を失った人々の悲しみを訴えてくるようだった。学徒動員の遺品は、同世代の人の最後を物語っているようで、自分もその場にいるような息苦しさを覚えた。女学生が身につけていた制服は、原爆の熱線によって焼け焦げていた。全身に大やけどを負った少女は、どんなに苦しんだことだろう。「水、水。」と必死に水を求めながら亡くなつたのだろうか。

中でも、今だに私の頭から離れないのは、中身が真っ黒に焦げた一つの弁当箱だ。弁当箱の持ち主の滋くんは、出征中の父と兄に代わって山や竹やぶを開墾し、一家を支えて畑を作っていたそうだ。その日の弁当は、自分が初めて収穫したものを使って、母親が作ってくれたものだったそうだ。心のこもった弁当を持ち、喜んで出かけた滋くんは、その弁当を食べることなく、たった十三歳で原爆の犠牲となった。母親のシゲコさんは、破壊された街を必死で捜索し、ようやく滋くんの遺体と、遺体に抱き抱えられた弁当箱と水筒を発見したそうだ。私には、黒焦げの弁当箱と、それを抱いて倒れている滋くんの姿が重なつて見え、戦争が身近な恐怖として迫ってきた。

家に帰つてからも、滋くんの弁当箱は私の心から離れなかつた。そんな私に祖母は、「これを見てごらん。」と、一枚の写真を見せてくれた。七十六歳になる祖母は、折に触れて私に戦争の話をしてくれるのだ。色あせた写真には、セーラー服姿で気をつけをしている小柄な少年が写っていた。祖母から、

「ばあちゃんの一番上の兄ちゃんが、中学三年で海軍に志願した時の写真なんよ。」と聞いて驚いた。祖母の兄は、自ら志願して海軍に入隊したそうだ。兄の決意を聞いた時、父親はだまって何も言わなくなつてしまい、母親は「置の上で死なせてやりたい。」と言って兄にたくさんのびわを食べさせたそうだ。びわを食べて腹をこわせば、入隊できなくなると考えたらしい。当時六歳だった祖母には、兄の姿がただ立派に見えたそうだが、出征前の記念写真には、家族全員の泣きはらした顔が映つているそうだ。最後の写真かもしれないと考えながら家族写真を撮ることは、親としてどんなにつらいことだつただろう。自分が思いだす家族写真といえば、七五三の着物姿や、ディズニーランドやハワイでの楽しい思い出ばかりだというのに。

その後、祖母の兄は、自分の小指を切つて血判状を書き、自らが爆弾となる人間魚雷に志願したそうだ。祖母は、

「兄ちゃんが、呉から横須賀に向かうという連絡を受けた時、母ちゃんは、一郎の姿を一目見ようと、岡山駅に行つたんじゃって。でも近づけずに踏み切りで待つとつたら、シャッターが下りた列車の窓から、兄ちゃんの手だけが見えたんじゃって。」と教えてくれた。たつた一つ見えた手が、息子の手に見えたという曾祖母の言葉は、「弁当を食べることなく死んだ息子が不憫でならなかつた。」という滋くんの母の言葉と重なつて、戦争中の母の悲しみを教えてくれた。幸いにも出撃前に終戦を迎えたそうだが、自分と同じ中学生で原爆の犠牲となつた滋くんと、国のために自分の命を捧げようとした祖母の兄の生き方があまりにも悲しかつた。そして、平和な時代に生まれた自分は、何をすればいいのかと考えるようになつた。

原爆投下から六十八年目の今年、広島の平和記念式典を伝えるテレビには、私が訪れた平和記念公園が映つていた。こども代表は、「平和の誓い」の中で、『あの日から目をそむけません。もっと知りたいのです。被爆の事実を。被爆者の思いを。もっと伝えたいのです。世界の人々に、未来に。』と訴えていた。思えば祖母も七十六歳。私はおそらく、祖母から直接戦争の話を聞くことのできる最後の世代になるだろう。祖母の戦争の話はいつも決まってこう締めくくられる。

「戦争で幸せになつた人は誰もおらん。」この言葉に込められた意味を真剣に考え、二度と戦争を繰り返さないのだという強い意志を受け継ぐことが、今の私にできることなのかもしれない。「いってきます」と言って母さんが作ってくれた弁当を持ち、大好きなバスケットボールをし、からっぽの弁当箱を持って「ただいま」と帰宅する、このあたりまえのことができる幸せに心から感謝したい。

私はこれからも、戦争のことをもっと知りたい。もっと伝えたい。滋くんや、祖母達の世代が命をかけて手渡してくれた「平和のバトン」を、必ず次の世代に引き継ぐために。

在日韓国人の家族と私

兵庫県 尼崎市立南武庫之荘中学校 1年
尹 雅美(ゆん あみ)

私は在日韓国人です。私が在日韓国人であるという事実をはっきりと理解したのは、小学五年生の夏休みでした。

私は、両親、祖母と弟の五人で、父の故郷（＝本籍地）にあたる場所を訪れることとなつたのです。

日本に移住してきた私達と、韓国の親せきが同じ一族として再会するのは、実に約五十年ぶりのことでした。

私達家族にとっては、初めて会う韓国の親せきでしたが、優しく接して下さいました。私の祖母が、仲良く韓国語で話している姿を見ると、とても嬉しく、幸せな気持ちになりました。

又、家系図が大切に保管されてあって、太古の昔からの名前が記された、何十冊にもなる資料を見せてもらいました。そして、そこに私の名前が書き加えられることとなつたのです。

今まで、在日韓国人であるということを、あまり意識していませんでしたが、このとき、はっきりと自分自身のルーツについて、知ることができたのです。

日本と韓国、二つの国の文化を持ち合わせる自分、在日韓国人なんだ、と理解できました。「二つの故郷があるなんて、素敵だなあ。」と思いました。そこに、マイナスのイメージは全くありませんでした。

私は、この韓国旅行の思い出を、小学校の夏休みの課題として、新聞というかたちで残すことにしました。私なりに、韓国の故郷について調べたり、考えたりして、心を込めて作った新聞でした。

夏休みの作品展で、私の新聞は好評だったらしく、学校の代表として市のコンクールに出品するという話になりました。ですが、当時の担任から、

「やっぱり、市のコンクールには出品できないと思います。」

と言われました。私は、理由も分からず、涙が止まりませんでした。

その夜、家に先生から連絡がありました。

「学校内で、在日韓国人だということを発表するのは、問題ありません。ですが、市のコンクール入選となると、不特定多数の人々に、その事実を知られることとなります。何かあってはいけませんので…。」

という、先生の配慮があつたのでした。

ですが私の両親は、私が生まれたとき、既に在日韓国人として、ありのままに生きていくという覚悟を心に決めていました。

「娘の作品が良いものであるなら、そのまま出品して下さい。何があっても、私達が責任を取ります。」

と願い出たのでした。

どうすれば良いのか、戸惑っていた私ですが、両親は、

「心配ないよ！」

と、笑顔で言ってくれました。

その後、何事もなく、私の新聞は入選しました。私はこの入選を、心から嬉しく思いました。ですが、自分のルーツについて、在日外国人であるということについて、発表することが、これほど周囲の人々に心配をかけなければならないのかと、考え込んでしまったのでした。

確かに、韓国・朝鮮の人々は、戦争で、日本軍により、耐え難い苦痛を強いられたという、悲しい歴史的事実があります。差別の対象となる可能性に対して配慮しなければならないのかも知れません。けれども、現在の日本は、昔に比べて大きく発展し、人々の考え方も進歩しつつあるのだと、私は思うのです。テレビをつけると、外国人が大勢出演し、その国々の特色等をユーモアたっぷりに話してくれるという番組もあります。私たちのよく知っている芸能人が、楽しく司会をしています。今まで知り得なかつた外国の現状や人々のくらしが、手に取るように、画面を通して伝えられているのです。日本に住む私達にとって、国際理解につながる情報源の一つとなっています。

現在、日本には多くの外国人が暮らしています。日本に住む人々の心が国際化し、日本人が昔から持っている「思いやり」や「まごころ」を忘れなければ、私達の人権は守られ、日本はもっと素敵なものになると思います。

私は日本と韓国、二つの国の文化を持つ存在として生まれてきました。私にしかできない役割があると思います。在日韓国人であることに自信を持ち、自分らしく前を向いて生きていきたいと思います。将来は、人と人の心をつなぐ架け橋となり、日本に来る人々を笑顔で迎える仕事に就きたいと考えています。

本当の国際化とは

広島県 三次市立布野中学校 2年
丸川 海音（まるかわ かいと）

最近のニュース番組を見ていて、とてもショックを受けたものがあった。それは、「ヘイスピーチ」と呼ばれるものだ。「ネトウヨ」と言われる急進派右翼による在日韓国・朝鮮人を罵倒するデモのことだそうだ。数百人規模のデモ隊が、聞くに堪えない罵詈雑言を叫んで都心を行進していた。この日本でこんな事が起こっているなんて、とても信じられなかつた。それまでも、中国や韓国の反日デモをニュースで見る機会はあった。踏みつけられる顔写真や引き裂かれる日本の旗を見て、「なぜこんなことを！」と怒りを感じた。しかし、ヘイスピーチを見た時感じたのは「やめてほしい」という悲しみだった。

その時、二年前のある出来事が脳裏に浮かんだ。それは、多くの客で混雑するコンビニエンスストアでの出来事だ。突然の怒鳴り声に、店を出ようとした僕の足は止まった。「うるさい！ どうせ店のことなんかわかっていないんだろう。外国人は黙っておけ！」怒鳴られていた店員さんには見覚えがあった。外見からは日本人としか思えなかつたが、少しだとどしい日本語から察すると、外国の人だったのだろう。これまでに何度か対応してもらった店員さんだったが、僕が落とした釣り銭を嫌な顔一つせず拾ってくれ、丁寧な対応で感じのいい人だった。そんな店員さんが、若いスーツ姿の男性客に怒鳴られていた。他の客の会話を小耳にはさむと、商品が品切れだったらしい。明らかに店員さんの過失ではない。怒鳴り散らした男性客が憤然と店を出て行った後、僕も呆然として店を出た。その騒動のさながらも、何もなかつたように店を出て行く客も多かった。

帰宅後、やっと我に返り考えてみた。男性客は、他の日本人の店員でも同じように怒鳴ったのだろうか。店員さんの名札を見て、「外国人は…」という言葉が出たのだろうか。一生懸命説明しようとする店員さんに対して、「黙っておけ」という態度は、外国人だから説明なんてできない、と決めつけていたからだろうか。そして、店員さんに非がないのは明らかなのに、他の客は、皆、無関心で、さっさと店を出て行ってしまったという、後味の悪い思いは何なのだろうか。

そのときふと、自分はどうだったのか、ということに気づいた。自分だって、ただの傍観者だった。そして、今平気な顔をして買って帰ったジュースを飲んでいる。子供だから何も出来るわけがない、と考えていいのだろうか。責められ、罵られていた店員さんから見れば、あの男性客に何も言えない、無様な日本人の一人として映ったに違いない。

その後の店員さんがどうなったのかはわからないが、数日後、その店に出かけた時には姿はみえなかつた。そしてその後、その店員さんを見かけたことは一度もない。

この出来事は、あの男性客も、その場にいた客も思い出すことはきっとないのだろう。僕自身も、今回のニュースを見るまでは、記憶の片隅に追いやられていた出来事だった。でもあの店員さんはどうだろう。一生その人の心の傷として残り続けているのではないだろうか。そしてもしかしたら、罵倒した日本人や、何の関心も示さなかつた日本人に対して、嫌悪感を抱いて生きているのではないだろうか。もし、あの時、誰かがあのをかばう発言をしていたら、誰かと言わず、僕がそういう行動をとれていたら、あの人の日本人への感情は変わっていたのではないだろうか。

ヘイスピーチをする人や、反日デモ隊の人たちが、どんな気持ちなのかは、僕には想像することはできない。歴史の勉強をしっかりしてみないと、様々な思想があることもわからないと思う。

しかし、今の僕にもはっきりとわかることがある。それは、罵られ、軽蔑の対象となつている人達に、何ら罪はないということだ。一人一人の人間の尊厳は、生まれた国が違つても何も変わることはないはずだ。同じ人間として、命の重さは同じであり、差別されていい人間などいないはずだ。

これから僕は、小さな町での生活から、少しずつ広い世界へとコミュニティーを広げていく。その中で、様々な国の人と出会うだろうし、様々な考え方の人と出会うだろう。そのときに、偏った価値感や、国籍などの情報にとらわれることなく、同じ人間として、その人の内面をとらえることのできる幅広い心の持ち主でありたいと思う。二年前のあの時店員さんを救えなかつた僕が、ここに本当の国際化とは何かを考え、行動できる大人に成長していくことを決意したい。

「いのち」の重み

静岡県 長泉町立長泉中学校 3年
山本 桃子（やまもと ももこ）

夏休み、祖父を訪ねると祖父は食事の最中だった。おなかから出た管に、点滴のようにぶら下げる袋から茶色い液体が流し込まれている。

「これ、おいしいのかな。」

そう少し寂しそうに言う母を、祖父は見ることもない。

祖父が胃ろう（食事を直接管を使って胃に流すこと）になったのはもう二年以上前のことだ。脳こうそくの発症から痴呆がひどくなり、話すこと、考えること、人としてできるのが当たり前だった様々なことができなくなり、最後に食べることもできなくなつた。

医師から話があると言われ、祖母と母が祖父が入院していた病院に駆け付けると、医師は「胃ろうにしますか、どうしますか。」

と聞いた。母はその時初めて胃ろうにしないという選択があることを知り、

「胃ろうにしないとどうなりますか。」

と問い合わせた。すると医師は

「申し上げにくいですが、簡単に言うと徐々に体力が弱まります。栄養がとれないわけですから。」

と答えた。祖母も母も胃ろうにしないという選択はできなかつた。飢え死にさせることになると思ったからだ。胃に管を通す手術はあつという間に終わり、それから二年、祖父は生きている。

でも胃ろうでは満足に栄養がとれないのか祖父はやせ続け、七十キロ近くあった体重も今は四十七キロしかない。足は人と思えないほどおかしな形のまま硬直し、私の腕と同じくらいの太さしかない。細すぎる足やおなかから出た管、そしてただ眠ることしかできない祖父を見て、母は

「胃ろうの選択をしたことが正しかったのか今でも分からぬ。お父さんをただ苦しめているだけなのかもしれない。」

と言う。

私は毎日朝起きて、顔を洗い、食事をして着替えて学校へ行く。考え、話し、食べ、笑い、歩き、走る。それがどれだけ幸せなことか祖父を見ていて分かる。祖父にはもう脳の働きがほとんどないのだという。音を感じることはできても、音の意味を理解しない。目に映るものは見えても、それが何であるかは分からぬ。できるのは、そこについて、ベットに横になっていることだけだ。

祖父は今のこの姿を望んでいるのだろうか。幸せなんだろうか。はがゆい思いが沸き上がるけれど、母も祖母も結論が出せなかつたように、私にもこの問題は重すぎて、答えを導き出すことができない。それは祖父の人としての在り方、「いのち」の問題そのものだからだ。

祖父をもはや人でないと言ってしまうのは簡単だ。でも家族はそうは思えない。祖父は祖母が来たことなんて分からぬのに、祖母は二日に一回は祖父のもとへ通い、のびたひげをそり、歯をみがき、耳のそうじをして

「また来るからね。」

と言って帰る。何も分からなくなり、何も言わぬけれど、祖父は家族にとって祖父なのだと思う。

しかしその一方で、祖母は

「私は胃ろうにしないで。」

と言う。

「頑張って生きてきたから、自分の力で生きられなくなつたら、それでもう十分。自分が自分だと分からぬのに生きていても、なんだか間違つてゐる気がするんだよね。」

祖父には胃ろうを選択し、自らは嫌という祖母。祖母にとつても祖父の「いのち」は大変すぎて、自分の意志ではその終わりを決めることなどできないのだと思う。その一方で祖父の人としての尊厳は守られていると思えない。真剣に考えれば考えるほど、答えはみつからない。

大切なのは祖父の意志だったのかもしれない。しかし祖父の意志はもう聞くことができない。母は

「お父さんはきっとこんな管、はずしてくれと言うだろうな。」

と言うけれど、

「でもね、お父さんの本当の気持ち、死を目の前にした時の気持ち、お父さんにだって元気なうちは分からなかつたんじゃないのかな。」

「いのち」の重み、「いのち」の大切さ。人としての在り方の難しさ。言葉だけではなくて、祖父は「いのち」の持つ苦しみや悲しさ、それを含めた重みを教えてくれた。私は今でも祖父が幸せなのかどうなのかは分からぬ。でも祖父の「いのち」のある限り、その重みのつらさに向き合っていくことが、今私にできる人としての在り方だと心から思つてゐる。

電車内に咲いた、笑顔の花

大阪府 河内長野市立加賀田中学校 2年
竹内 萌里' (たけうち もえり)

それは、私が電車に乗っていた時の事。一人のおばあさんが電車に乗ってきた。足を引き摺るように歩いていたため、瞬時に足が悪いのだと理解した。その時は、ちょうど通勤ラッシュの時間帯であり、車内はとても混雑していた。おばあさんは手すりにつかまりながらやつとのことで座席付近まで歩いてきたが、おばあさんの目の前に座っていた若い男性は、チラリとおばあさんの方を見、また手元のスマートフォンに目を落としたのだ。

それを見て、私は少し苛々した。譲らなければならないと分かっているはずなのに。私が普段、電車に乗るときは殆ど満員で、座ることはまずないが、座っている時に老人の方や、妊婦さんが乗ってきたら、できるだけ譲るようにしている。確かに、立つのは疲れるし、優先座席に座っているのではないのだから、別にいいじゃないか、とも思う。先程の若い男性だけでなく、世の中全体がそんな空気になっている。自分さえ良ければ、それでいいじゃないか、と。しかし、本当にそれでいいのだろうか。

私は結局、そのモヤモヤを抱えたまま、目的地に着いてしまった。電車内のアナウンスを小耳に挟みつつ、人混みをかき分け、ドアへと近づく。ふとおばあさんのことが気になり、そちらを見ると、おばあさんも降りようとしていた。だがやはり足を引き摺りながらこの人混みを進むのはかなり難しい。

その時、私の頭にこんな事が浮かんだ。おばあさんの手助けが出来ないだろうか、と。しかし、せっかくドアの近くまで苦労して歩いてきたのに、また戻るのか、という気持ちも同時に起こった。でも、このままでは、私はさっきの若い男性と同じになってしまふ。やはり、行かなければ。私はそう決心し、再び人混みの中へと入ってゆく。「まもなく〇〇駅に到着します……」というアナウンスが耳に届く。急がなければ。やっとのことでおばあさんに近づき、人見知りな性格を押し殺して「大丈夫ですか」と声をかけた。すると「え……？」とおばあさんは言う。おばあさんの顔には疑問が浮かんでいた。私は意味が通じなかつたのかと思い、もう一度言い直した。「荷物も多いですし、お手伝いします。」おばあさんは「いいの……？」とまた疑問を浮かべながら言う。「勿論です。早くしないとドアが閉まってしまいます。急ぎましょう」私はおばあさんの荷物を肩にかけた。おばあさんは恐る恐る、という様に私の後に続く。

だが……。プシュューと音がして、ドアは閉まり始めた。間に合わなかつたのだ。後ろを見ると、おばあさんの申し訳なさそうな顔が見える。私が何か言おうと口を開きかけた瞬間

「待ってくれ！」

男性の声が車内に響き渡った。その人は、ドア近くに立っていて、ドアから身を出して車掌さんに声をかけてくれたのだ。そして、こちらを向いてこう言った。「ゆっくりでいいですから、安全に……」すると、周りの人たちも次々に道をあけ始めた。「大丈夫ですか。」「焦らなくてもいいですよ」おばあさんに向けられる、優しい言葉の数々。私はその時のおばあさんの顔が忘れられない。驚愕と喜びが入り混じったような、美しい笑顔だった。

私たちは無事ホームまでたどり着き、電車のドアは閉まった。おばあさんは何度も何度も扉の向こうの人たちに頭を下げ、彼らにもこやかに手を振っていた。電車が行ってしまったあと、おばあさんは私の方を向いて、また頭を下げた。

「本当にありがとうございます。あなたに声をかけてもらった時、奇跡がおきたのかと思いました。あなたの陰です。こんなに優しくされたのは初めてだわ。」

そう言っておばあさんは嬉しそうに駅を去っていった。私も、おばあさんに笑顔が戻って嬉しかった。

でも……。おばあさんの『こんなに優しくされたのは初めて』という言葉が、いつまでも私の頭から離れなかつた。おばあさんはこれまでどんな扱いを受けてきたのだろうか。そして、おばあさんに声をかける前に、少しでも『面倒くさい』と思った自分がいた事を恥ずかしく思つた。

たつた一人の、少しの行動が、皆を動かす。恥ずかしくても、面倒くさくても、行動するべきだと、私は思った。たとえ周りがどう言おうと、善いことを貫き通すべきだ。大人と子供との境目である中学生という時期。もう一度、善悪を真剣に考える機会を皆さんにも持つてもらいたい。私たちの未来をどうするかは、私たちが決めるのだから。

私は、おばあさんの笑顔を思い浮かべながら、駅の出口へと向かった。

共に生きるということ

福岡県 筑紫女学園中学校 2年
原田 碧（はらだ あおい）

「人権」について語る時、私達はしばしば障がいをもつ人全てを一方的に「弱者」とみなし、健常者が彼らにどれだけ多くの手を差しのべることができるかを問題にします。私は、このことに疑念と戸惑いを感じるのです。

私が小学生の頃、同級生のお父さんにKさんという目の不自由な方がおられました。その方は高校生の時、所属していた部活動の理科実験の際、爆発事故で両目を失明するという不幸に見舞われたのです。そんなKさんが、ある時、人権学習のゲストティーチャーとして私達生徒の前で話をしてくださることになりました。

少し緊張ぎみで待つ私達生徒に、Kさんは微笑みながら「これからみんなで目をつむったまま、水を汲みに行きましょう。」と言いました。コップを手にした私達は、しっかり目を閉じ、教室の壁をつたいながら、恐る恐る足を進め、廊下の先にある手洗い場まで行きました。そして、手探りで蛇口をひねり、コップに水を汲み、飲みました。みんな口々に、

「目が見えないのって怖いよねー。」とか、「どこに何があるのか分からぬー。」などと言ひながらも、なんとか水を飲むことができました。

そんな私達の様子を見ていた担任の先生が「目の見えない方達が、どれほど大変で、不自由な思いをされているのかよく分かりますね。」と言いました。

その時です。Kさんが、「先生、そうではないのですよ。私は子供達に、目が見えなくともちゃんと一人で歩いて行き、水を汲んで飲むことができる。目の見える人とは、方法が少し違っているけれど、訓練や慣れることで、みんなと同じことが何でもできるということを知ってほしかったのですよ。」

と言われたのです。それを聞いて、私は小学生ながら、少し申し訳ないような、恥ずかしいような、それでいて勇気づけられるような気持ちになったのを覚えています。

その後、Kさんは沢山のことをお話ししてくださいました。失明する以前から、教師になることが夢だったKさんは持ち前の精神力とガッツで大学へ行き、教師になられました。その頃の制度ではKさんのような全盲の人が教師になることは、非常に難しかったそうですが、制度の改正の為に、何年も諦めずに努力を重ねてやっと夢を叶えられたそうです。音楽が好きで、目が見えなくなつてから、独学でピアノをマスターし、時々小さなコンサートを開いておられるそうで、私達に弾き語りも披露してくださいました。

そして最後に、「私は目が見えないことは、背が低いとか足が遅いというのと同じように、個性の一つだと思います。だから他の人と比べて、特別に違っているとは思っていないのですよ。」とおっしゃったのです。

Kさんは「弱者」でしょうか？とんでもありません。むしろ尊敬すべき「強い人」です。Kさんに出会う以前の私は、障がいを持つ人は皆一様に、不自由を強いられ、気の毒で可哀想なので、優しくしなくてはいけない、手助けをしてあげなくてはいけない、と考えていました。Kさんの話を聞いていなかつたら、きっと今でもそう考えていたはずです。しかし、それは健常者の目線でしか物を見ていない思いあがりだったと気づかされたのです。

障がいを持つ人に対して、「気の毒」とか「可哀想」という気持ちで接すること自体、どこかで差別をしているのであり、平等ではないと思うのです。健常者も障がいを持つ人も同じように自分の足で歩いていかなければなりません。「同情」や「おせっかい」から、やみくもに手を貸すのは違うと思います。私達がすべきことは、様々な障がいを持つ人のことをもっと積極的に理解するように努め、それぞれの障がいに応じ、本当に必要な部分だけサポートすることではないでしょうか？

私は、社会は色々な個性を持った人の集まりだという認識で、共に生きていくのが本当だと思うのです。これからもその認識をもって人と接していきたいと思います。

2013

8/31[土]

人権シンポジウム in 石巻

震災と人権



人権イメージキャラクター人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

～一人一人の心の復興を目指して～

東日本大震災から2年が経過した被災地の現状や、復興の状況・課題について、

被災地“石巻”で復興支援活動をされている方々から発言していただくことにより、

改めて震災復興の問題点を人権的観点から考えます。皆様のご来場をお待ちしております。

入場無料

(事前申込制／先着順)

●時間／13:30～17:30

(開場12:30)

●会場／石巻市遊楽館
かなんホール

(宮城県石巻市北村字前山15-1)

●定員／250名

【会場へのアクセス】

●車で来場される場合【駐車場(213台)※会場併設】

<石巻市内方面から>

石巻別街道／国道108号線を北西方向に進む

河南町広瀬交差点を右折し、石巻別街道／国道108号線を涌谷方面に進む

遊楽館入口の看板が有る所を左折する

遊楽館への誘導看板に沿って右折し道に沿って進む

●電車を利用される場合(徒歩約20分)

JR石巻線前谷地駅で下車する

県道21号線に沿って国道108号線方面に進む

河南町前谷地交差点で国道108号線を横切り、宝ヶ峰縄文記念館方面に進む

宝ヶ峰縄文記念館の分岐を左折し道に沿って進む

●バスを利用される場合

ミヤコーバス河南線で遊楽館停留所下車すぐ

【問合せ先】

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

「人権シンポジウムin石巻」事務局

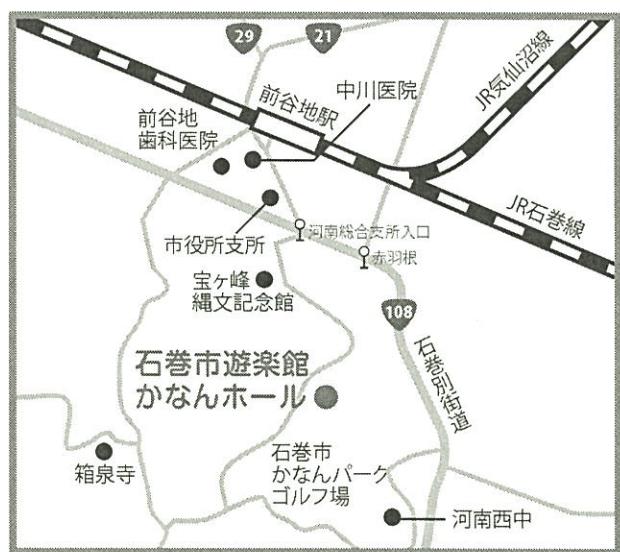
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL.03-5777-1802(代表) FAX.03-5777-1803

Eメール event2013@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

【主催】法務省 全国人権擁護委員連合会／仙台法務局／宮城県人権擁護委員連合会 公益財団法人人権教育啓発推進センター

【後援】宮城県／石巻市／宮城県県長会／宮城県町村会／石巻日日新聞社／河北新報社／読売新聞東北総局 朝日新聞仙台経済局 毎日新聞仙台支局／産経新聞社東北総局 日本経済新聞社仙台支局／NHK仙台放送局／仙台放送 TBC東北放送／KHB東日本放送／ミヤギテレビ／D a t e f m 共同通信社仙台支社 時事通信社仙台支社



人権シンポジウム in 長崎

2014
1/26(日)

子どもと人権

～いじめ・体罰・虐待のない社会を目指して～

現在、子どもたちの間には、暴力・暴言・無視といった直接的ないじめ、

加害者の特定が困難なネットを通じたいじめ、教員等による体罰・児童虐待など、様々な問題が生じています。

このような問題に直面した子どもたちは、不登校やひきこもり状態になったり、最悪の場合、自ら命を絶つケースもあります。

本シンポジウムでは、これらの問題に取り組む専門家を招き、

人権的観点から議論を行った上で、次代を担う子どもたちの健やかな育成のために、

私たちに何ができるのか、改めて考えてもらう機会とします。



【講演・トークショー】

志茂田 景樹

『いじめを乗り越えた

子どもの明日はすばらしい!』

(よい子に読み聞かせ隊隊長、作家)



【資料展示】

・全国の地方公共団体等が作成した人権啓発資料

・関連するパネル等の展示 (ほか)



入場無料

(事前申込制/先着順)

●時間/13:30~17:30

(開場12:30)

●会場/チトセピアホール

(長崎県長崎市千歳町5-1
チトセピアビル2F)

●定員/200名

【シンポジウム】

パネリスト

小森美登里

(特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト理事)

菅原 哲朗

(弁護士、日本体育協会国民体育大会委員会委員、国立スポーツ科学センター倫理審査委員)

山口由美子

(親の会「ほっこーい」代表、子どもの居場所「ハッピービバーカ」代表)

吉田 恒雄

(駿河台大学法学部教授、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク理事長)

コーディネーター

横田 洋三

(法務省特別顧問、国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門家委員会委員、公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長、元・国連人権促進保護小委員会委員)



【会場へのアクセス】

- 路面電車:「千歳町」電停下車 徒歩1分
- 長崎バス:「若葉町」バス停下車 徒歩3分
- JR長崎本線:「西浦上」駅下車 徒歩5分
- 車:長崎バイパスより昭和町方面へ500m
昭和町交差点より右折1km北消防署前

※チトセピア駐車場(有料)有り、
近隣に有料駐車場有り

人権イメージキャラクター人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

【問合せ先】

公益財団法人 人権教育啓発推進センター「人権シンポジウムin長崎」事務局

Tel 005-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL.03-5777-1802(代表) FAX.03-5777-1803

Eメール event2013@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

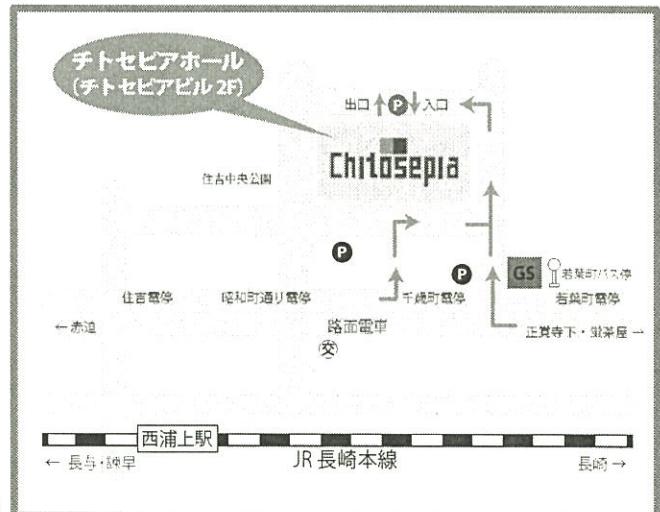
【主催】法務省/全国人権擁護委員会合会 長崎地方法務局/長崎県人権擁護委員会合会

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

【後援】長崎県/長崎市/長崎県市長会/長崎県町村会 長崎新聞社/西日本新聞社/

朝日新聞社 毎日新聞社長崎支局/読売新聞長崎支局 産経新聞社西部本部

日本経済新聞社長崎支局 共同通信社長崎支局 時事通信社長崎総局 N H K 長崎放送局/NIB長崎国際テレビ/NBC長崎放送/KTNテレビ長崎/NCC長崎文化放送 エフエム長崎(予定)



マンガで考える「人権」

みんなとせせらぎ

マンガ：姫野よしかず

「人権」ってなんだろう

高齢者を大切にする
心を育てよう

インターネットを
正しく使おう

「男は職場、女は家庭」って本当?

みんなでいじめをなくそう

障害のある人に理解と思いやりを

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

法務省委託

平成25年度 人権啓発ビデオ



「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに
「わたしたちの声 3人の物語」

45分 (各話15分)

字幕／副音声入り
活用の手引付き

監修 全国人権擁護委員連合会

企画 法務省人権擁護局
公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作 株式会社 桜映画社



いじめをなくすために、今

平成22年度第30回入賞作品 15分

出演 徳山大輝…西野隼人 安藤拓海…大嶋康太 飯島陸…谷端奏人 大輝の父…高井康行 ほか

協力 秦野フィルムコミッショナ、日野市、日野市教育委員会、NPO法人日野映像支援隊

作者の中学生が、自らの重い体験を通して、命の大切さを知り、いじめを傍観することをやめた経験を振り返ります。



温かさを分け合って

平成23年度第31回入賞作品 15分

出演 真島満雄…相馬眞太 伊藤海斗…平田敬士 渡辺優花…佐々木日菜多 満雄の父…大塚和彦 ほか

協力 秦野フィルムコミッショナ、日野市、日野市教育委員会、NPO法人日野映像支援隊 写真提供 福島県、福島県南相馬市

作者の中学生が、東日本大震災を機に人の温かさに触れる一方で、偏見や心ない言動に接し、人権について考えを深めていく経験をつづっています。



リスペクト アザース

平成24年度第32回入賞作品 15分

出演 吉永翔…佐野真白 マイク…Dadie ウィル…Daniel 翔の母…甘利ひろ子 ほか

協力 秦野フィルムコミッショナ、YOUフレンドクラブ（さいたま市） 写真提供 ユニフォトプレス

作者の中学生が、アメリカと日本の対人関係を比較しながら、人権を尊重し合うために何が大切かを考えます。

わたしたちの声 3人の物語

～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～

監督：寺田秀幸 脚本：寺田秀幸・寺田朋子

音楽：広田圭美撮影監督：高間賢治 JSC

照明：上保正道 録音・効果：吉方淳二

助監督：片山昌志 演出助手：大内伸悟、細矢知里

撮影助手：古屋幸一 照明助手：松村志郎

キャスティング：細川清 CG：伴 善徳

編集：寺田秀幸・一澤 武

ナレーター：玉川砂記子

字幕・副音声：NPO法人メディア・アクセス・サポートセンター

プロデューサー：栗田真紗子

監修：全国人権擁護委員連合会

企画：法務省人権擁護局

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作：株式会社 桜映画社

このビデオは「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品を原案とし、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をドラマで描いています。このドラマを見ることで、多くの方に、身の周りの人権へ目を向けていただきたいと思います。

●各作品のチャプター構成

「コンテスト概要とドラマ紹介」(1分)、「ドラマ」(13分)、「人権相談のご案内」(1分)

●全国中学生人権作文コンテスト <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>
(入賞作文が掲載されています)

DVD貸出

- ・全国の法務局、地方法務局
- ・人権ライブラリー
- TEL : 03-5777-1919
- URL <http://www.jinken-library.jp>

までお問合せください。

この作品に関するお問合せ

- (公財)人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12
KDX 芝大門ビル4F
TEL : 03-5777-1802 (代)
URL <http://www.jinken.or.jp>

※このDVDを著作権者に許可なく複製、流用、テレビ放映、有料貸出、有料上映などに使用することは法律で禁じられています。

あなたは大丈夫?

相手の気持ちを考えるために

ମୁଦ୍ରଣକାରୀ
ପତ୍ରକାରୀ

「……鶴が、自ら口を叩いて、また、悪薬がお互いに動きを及ぼすが、また、悪薬などにも気の長い目に働きかける効能などは、家族や友達同士で、気軽にチャレンジしてみてね。」

- 同じ掲示板が閲覧できるパソコン
A4サイズ以上の用紙を人数分



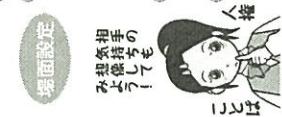
人権を考える時、
言葉が相手に与える
影響について
どんな事がわかったかな?

- ①配られた用紙を携帯電話の掲示板に見立て、相手の良いところ、感謝していること、尊敬するところを書いてみよう。多ければ多いほどOKだよ。

5つ以上は書いてね。

②書き終わったら、それその用紙に書いたことを順番に読み上げよう。

③最後に、自分の良い所などを言つてもらった時、どんな気持になつたか発表しよう。恥ずかしがらまに話してね。



Point ポイント

- 面と向かって言えないことをネットの掲示板に見立てた用紙に書いたことで、何がおこったかな。
 - 好きなところ、良いところを書いてもらつた時、どんな気持ちがしたかな。
 - もし、嫌なところ、悪いところを書かれたたらどんな気持ちがするかな。
想像してみよう。

人情ライブラリーのご案内

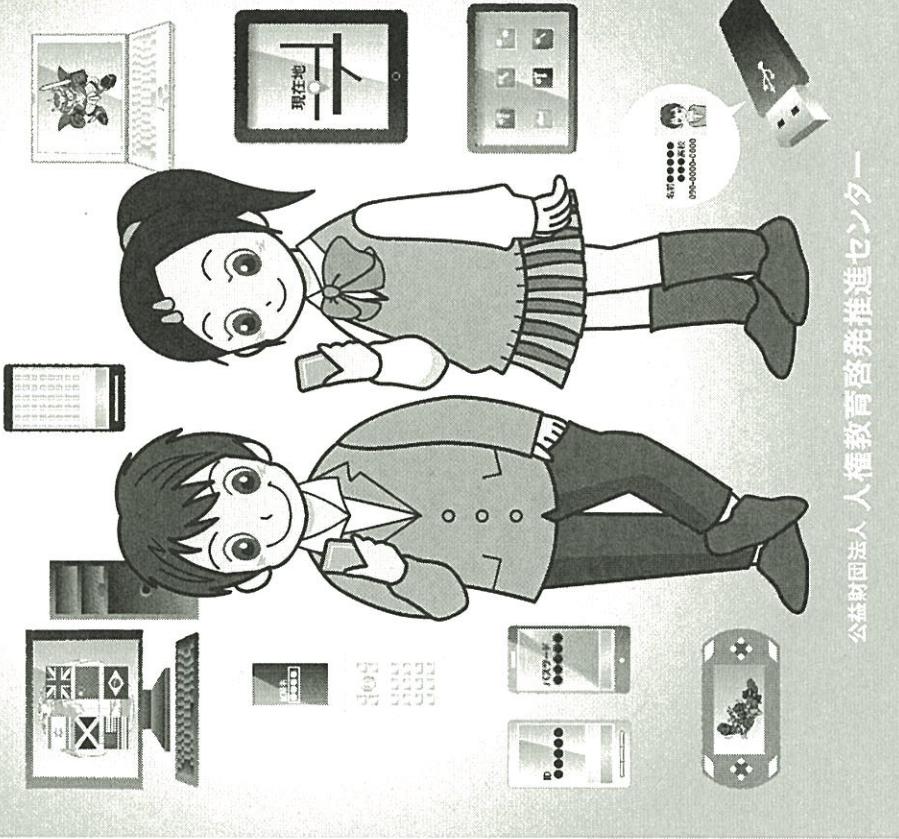
人権ノンソフ（ほんじゆん）とは、人権に因り立派言（ヒトクン）ノンソフ（ロビ）成示ハネルなどのはどん・貧食を行っています。「人権って何だろう？」
「日本や世界はどん・貧食問題がある？」など、人権について語らう。

電話 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954
<http://www.jinken-library.jp/>

複製・転載、内容などに関する
（公財）人権教育啓発推進センターにお問い合わせください。

リサイクル選択
この仕事は、田舎のへ

公益財団法人人権教育啓発センター



文字の大きさ 拡大 標準
色変更・音声読み上げ・ルビ振り

検索

[トップページ](#) > [政策・施策](#) > [国民の基本的な権利の実現](#) > [人権擁護（人権相談、調査救済、人権啓発等）](#) > [人権擁護局フロントページ](#) > [啓発活動](#) > [外国人の人権を尊重しましょう](#)

外国人の人権を尊重しましょう

今日、我が国に入国する外国人は長期的に増える傾向にあり、平成25年には約1,125万人と過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

例えば、外国人であることを理由に、アパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否されたり、理容店において外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されるといった事案が生じています。

また、近時、都内等で行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミ等によって「ヘイトスピーチ」であるとして取り上げられている状況となっています。

2020年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決まったこともあり、外国人と接する機会は今後益々増加することが予想されます。

法務省の人権擁護機関では、啓発活動重点事項として「外国人の人権を尊重しよう」を掲げ、年間を通じて、研修会の開催、啓発冊子等の配布等の啓発活動を行い、また、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

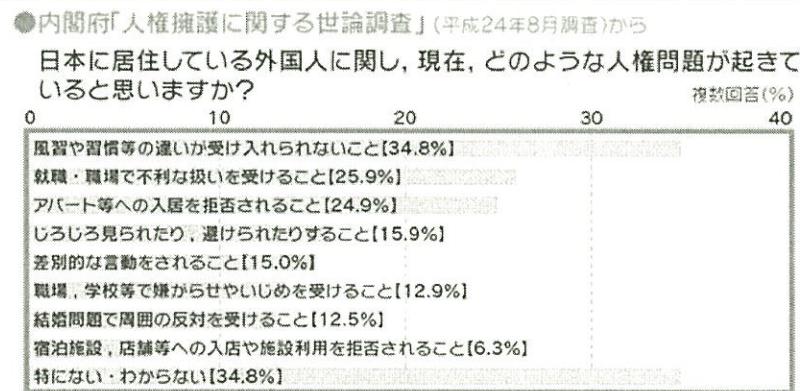
外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、国民の皆様も、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人に配慮した行動をとるようにしましょう。



人権イメージキャラクター 人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査から)

平成24年に内閣府が行った調査(日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いませんか?)では、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」などが問題になっていることがうかがえます。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

外国人に係る人権侵害事案と人権擁護機関の対応例

○ 外国人に対する理容サービス拒否事案

外国人から被害の申告があり、調査を開始した事案であり、申告内容は、理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたというもの。

調査の結果、理容店の店長は、外国人に対しては一律に理容サービスの提供を拒否するとの方針の下、申告者に対しても理容サービスの提供を拒否したことが認められた。そこで、店長に対し、理容サービス提供の在り方について改善に努めるよう説示した。(措置:「説示」)

政策・施策メニュー

トピックス

刑事政策

国民の基本的な権利の実現

登記

商業登記に基づく電子認証制度

戸籍

国籍

供託

電子公告

公証制度

人権擁護（人権相談、調査、救済、人権啓発等）

法律サービス関連

日本司法支援センター

出入国管理

国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理

その他の政策・施策

その他のメニュー

大臣・副大臣・政務官

広報・報道・大臣会見

法務省の概要

所管法令等

資格・採用情報

法務省政策会議

政策評価等

パブリックコメント

審議会等

白書・統計

予算・決算

政府調達情報

情報公開・公文書管理・個人情報保護

行政手続の室内

法令適用事前確認手続

オンライン申請

ご意見・ご提案

相談窓口

その他

○ 外国人に対する宿泊サービス拒否事案

外国人から被害の申告があり、調査を開始した事案であり、申告内容は、インターネットサイトを利用して旅館に宿泊予約をしたところ、旅館の経営者から、外国人の宿泊には対応できないとして宿泊を断られたというもの。

調査の結果、旅館の経営者の行為には、旅館業法第5条に規定する宿泊拒否事由がないこと、宿泊を拒否した背景には、以前日本語を話すことのできない外国人を宿泊させた際、部屋の備品を持ち去られた経験があることがうかがわれたものの、本件の宿泊を拒否するまでの合理的理由が認められなかつたことから、外国人であることを理由とする差別的取扱いであると認定し、経営者に対し、説示した。(措置:「説示」)

各種資料・関連リンク先

■ 「外国人の人権を尊重しましょう」ポスター



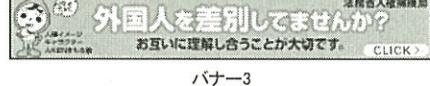
「外国人の人権を尊重しましょう」ポスター

■ 「外国人の人権を尊重しましょう」リーフレット[PDF]

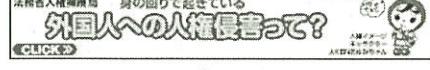
■ 「外国人の人権」バナー



バナー1 バナー2



バナー3



バナー4



バナー5



バナー6

■ 啓発ビデオ「この街で暮したい 外国人の人権を考える」**■ 第33回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文 「本当の国際化とは」[PDF]****■ 外国人のための人権相談所**

全国8か所の法務局・地方法務局において、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じています。

■ インターネット人権相談受付窓口

24時間365日、パソコンや携帯電話から御相談を受け付けています。

啓発ビデオ「この街で暮したい」**■ 特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動に関する法務大臣発言**

- ・平成25年5月10日法務大臣開議後記者会見の概要
- ・平成25年10月8日法務大臣開議後記者会見の概要



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話 03-3580-4111(代表)

アクセス 法務省パンフレット プライバシーポリシー ご利用にあたって 政府間連リンク
Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

外国人の人权を尊重しましよう



法務省人權擁護局・全國人權擁護委員連合会

人権イメージキャラクター
人 KEN まおる君

外国人の人権を尊重しましょう



人 KEN あゆみちゃん

● 外国人の人権を尊重しましょう

今日、我が国に入国する外国人は長期的に増える傾向にあり、平成25(2013)年は約1,125万人と過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

例えば、外国人であることを理由にアパートへの入居や理容サービスの提供を拒否されるといった事案が生じています。

また、近時、都内等で行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、差別意識を生じさせることにつながりかねないものと懸念されています。

2020年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決まったこともあり、外国人と接する機会は今後益々増加することが予想されます。

法務省の人権擁護機関では、啓発活動の年間強調事項の一つとして「外国人の人権を尊重しよう」を掲げ、年間を通じて、研修会の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を行っています。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、国民の皆様も、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。

● 外国人の人権問題に関する対応

法務省の人権擁護機関では、外国人の人権に関する啓発活動のほか、外国人であることを理由とした差別などの人権問題について、法務局職員や人権擁護委員（法務大臣から委嘱された民間の人たち）が相談に応じています。

また、法務局では、人権侵害の疑いのある事案について、必要に応じ、事実関係の調査を行い、これを踏まえた適切な措置を講ずることにより、被害の救済や予防を図っています。これらの調査や措置に強制力は

ありませんが、関係者の協力を得ながら、身近に起る人権問題について簡易・迅速・柔軟な解決を目指す取組を行っています。

なお、英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を、特定の法務局（東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、高松、松山）において曜日を指定して開設し、相談に応じています。

（詳細は <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>）

● 外国人に対する理容サービス拒否事例

外国人から申告があり、調査を開始した事案であり、申告内容は、理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたというもの。

調査の結果、理容店の店長は、外国人に対しては一律

に理容サービスの提供を拒否するとの方針の下、申告者に対しても理容サービスの提供を拒否したことが認められた。そこで、店長に対し、理容サービス提供の在り方について改善に努めるよう説示した。

人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

みんなの人权 110番	0570-003-110
子どもの人权 110番	0120-007-110
女性の人权 ホットライン	0570-070-810

●人権啓発デジタルコンテンツ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html ●人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp/>

インターネット人権相談	検索
パソコンから http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html	
携帯から http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html	



QRコード

平成25年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた 件数及び具体的な事例

1 人権侵犯事件の処理件数及び具体的な事例

(1) 人権侵犯事件の処理件数

平成25年中に処理した人権侵犯事件数は22,172件である。このうち、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は6,619件、私人間の人権侵犯の事件数は15,553件である。

対応区分別にみると、「援助」^(注1)が20,663件（全処理件数の93.2パーセント）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が401件（1.8パーセント）、「説示」^(注3)が244件（1.1パーセント）、「調整」^(注4)が50件（0.2パーセント），となっている。

また、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正を求める「勧告」及び関係行政機関に対して、文書をもって適切な措置の発動を求める「通告」をした事件は、本年中は0件となっている。

このほか、「措置猶予」^(注5)が24件（0.1パーセント）、「侵犯事実不存在」が31件（0.1パーセント）、「侵犯事実不明確」が802件（3.6パーセント）となっている。

なお、上記の措置に併せて、事案に応じて「啓発」^(注6)を行ったものが137件（0.6パーセント）ある。

(注1) 「援助」（人権侵犯事件調査処理規程第13条第1号）とは、法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

(注2) 「要請」（同第14条第1項第1号）とは、被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

(注3) 「説示」（同第14条第1項第2号）とは、相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

(注4) 「調整」（同第13条第2号）とは、被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

(注5) 「措置猶予」（同第14条第2項）とは、事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

(注6) 「啓発」（同第19条）とは、事件の関係者や地域に対し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

○人権侵犯事件の処理内訳及び処理件数

	援助	調整	要請	説示	勧告	通告	告発	措置 猶予	侵犯 事実 不存在	侵犯 事実 不明確	啓発	処理件数
25年	20,663	50	401	244	—	—	—	24	31	802	137	22,172
24年(参考)	21,443	89	216	110	1	—	—	50	99	547	149	22,694

(2) 具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例1 継父による子に対する性的虐待

中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けていると見て、「子どもの人権SOSミニレター」(※)が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所に通告した後、速やかに被害者が通う中学校に赴き、中学校教員・児童相談所職員・法務局職員の三者間で被害者への対応等を協議した上、法務局職員が被害者と面接して事実関係を確認するなど、関係機関と連携した対処を行った。

その結果、被害者は、ミニレターが法務局に送付された当日中に一時保護されるに至った。(措置:「援助」)

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒付きのミニレター。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に便箋を入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに對し、一通一通返事を書いている。

(名誉毀損事案)

事例2 町内会長による誹謗・中傷文書の配布による名誉毀損

被害者を誹謗・中傷する文書が町内会の会長から同会役員数十名に配布され、被害者の名誉を毀損されたとして法務局に相談がされた事案である。

法務局が同会長に事情を確認したところ、同会長は、上記文書を町内会の副会長に作成させた上で、町内会の役員に配布したことを認めた。

法務局は、誹謗・中傷する文書を配布することは適切でない旨指摘した上で、同会長及び副会長に対し、町内会として自発的な解決が図れないか打診したところ、同会長らも、被害者に対する謝罪の趣旨を盛り込んだ文書を作成し、当時の町内会の役員らに対して配布した。

法務局は、被害者に対し、同会長らが謝罪文書を配布した旨伝え、同会長らとの関係調整を図ったところ、被害者は、同会長らの対応に理解を示すに至った。(措置:「調整」)

(プライバシー関係事案)

事例3 インターネット上のプライバシー侵害

何者かが被害者になりすまし、インターネットサイトに被害者の顔写真を掲

載したほか、氏名、生年月日、住所の一部、携帯電話番号、メールアドレス及び被害者をかたった卑猥な内容の書き込みがされているとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に電話相談がされた事案である。

相談を受け、法務局が被害者に対してプロバイダへの削除依頼方法を教示し、被害者自身が削除依頼したところ、一部の書き込みについては削除されたものの、その余の書き込みについては削除されなかった。そこで、法務局が削除されなかった書き込みについて調査したところ、当該書き込みは被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、法務局からインターネットサイト上の所定のフォームにより削除要請をした結果、当該書き込みは削除されるに至った。

（措置：「援助」「要請」）

事例4 インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上の動画投稿サイトに、申告者の子どもが同級生からいじめを受けている様子を撮影した複数の動画が掲載され、精神的な苦痛を被っているとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、本件動画は、被害者本人がいじめを受けている様子が撮影され、その同意を得ずに掲載されたものであり、プライバシーを侵害するものと認められた。そこで、法務局から本件動画を掲載している管理者に対して削除要請を行ったところ、本件動画情報は削除されるに至った。（措置：「要請」）

（差別待遇事案）

事例5 性同一性障害者に対する不適切な対応

戸籍上は女性であるが医師に性同一性障害と診断されている者から、職場において男性用の施設（更衣室等）を使用させてもらはず精神的苦痛を受けているとの申告を受け、調査を開始した事案である。

事情を確認するため、法務局が被害者の職場の上司と面談したところ、当該上司は、被害者から本件申告と同趣旨の相談を受けつつも、同人と十分なコミュニケーションがとれていない状況が伺われたことから、その旨を指摘したところ、当該上司はできるだけの対応をしたいとの意向を示した。

その後、職場における対話が促され、被害者は職場の男性用施設の利用ができるようになった。（措置：「援助」）

事例6 障害者に対する音楽教室の見学申込みの拒否

脳に障害があることを理由に自分の子が音楽教室の体験入学の申込みを断ら

れたとして、母親から法務局に電話相談がされた事案である。

法務局が本件音楽教室から事情を聴取したところ、被害者の母から申込みがあつたが、具体的な症状等を聞かないままに、被害者の脳に障害があり対応に危惧があつたという理由により、当該申込みを断つことが判明した。

そこで法務局は、当該音楽教室の責任者に対し、本件行為は、合理的理由のない拒否に当たり、今後同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。（措置：「説示」）

（社会福祉施設関係事案）

事例7 障害福祉サービス事業を行う施設の職員による利用者に対する虐待

障害福祉サービス事業を行う施設に勤務する者から、施設職員が利用者に虐待を行っているとして、法務局に情報提供がされた事案である。

法務局は、本件施設職員や利用者に事情を聴取するとともに、県及び市に対し情報提供を行い、連携して調査を行ったところ、施設職員が一部の利用者に対して物を投げ付ける等の虐待行為を行っていた事実が認められた。

そこで法務局は、当該施設職員に対し、本件虐待行為の不当性を認識し、十分自戒するとともに、同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。

また、本件施設を運営する法人の理事長に対し、施設職員に対する監督、指導を徹底するなど、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

（体罰事案）

事例8 高等学校における体罰

高校生になる自分の子どもが学校の教員から体罰を受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局が当該教員を含む学校関係者らから事情を聴取したところ、男性教員が部活動中、自己の指導に従わない生徒に対し、当該生徒を侮辱する発言をし、また、足で腹部を蹴るなどした事実が認められた。

そこで法務局は、同教員に対して、その反省を促すため、本件行為が生徒の権利を侵害することについて説示するとともに、校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

（学校におけるいじめ関係事案）

事例9 小学校におけるいじめ

小学生である自分の子どもが、同級生から蹴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校は何も対応してくれないとして、法務局の相談電話「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局の調査の過程で、当該児童に対するいじめがあったことが認められ、学校はその解消と再発防止に取り組んでいることがうかがわれたが、同児童の母親が本件いじめへの対策等について学校に不満を持っていることが認められた。

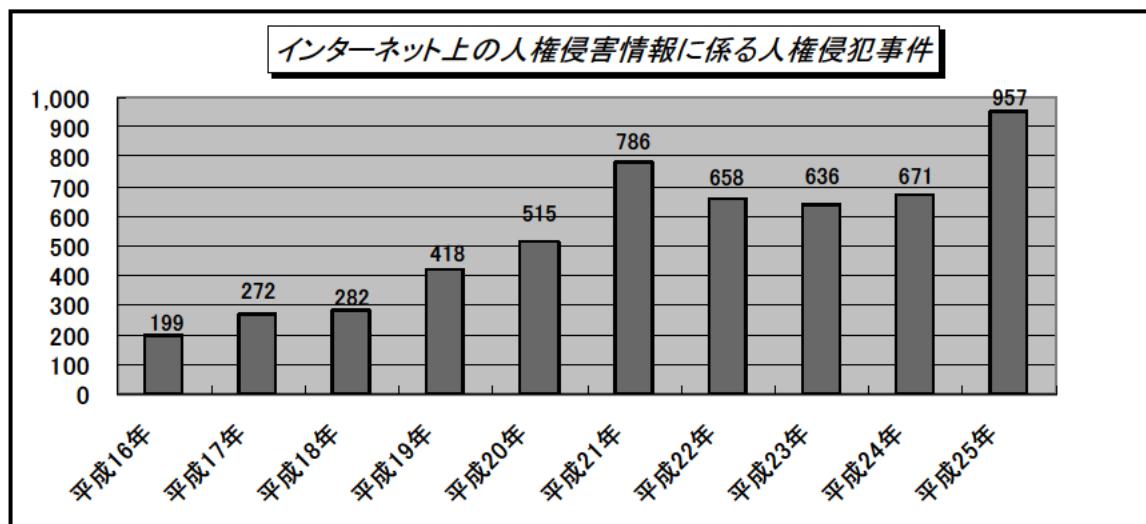
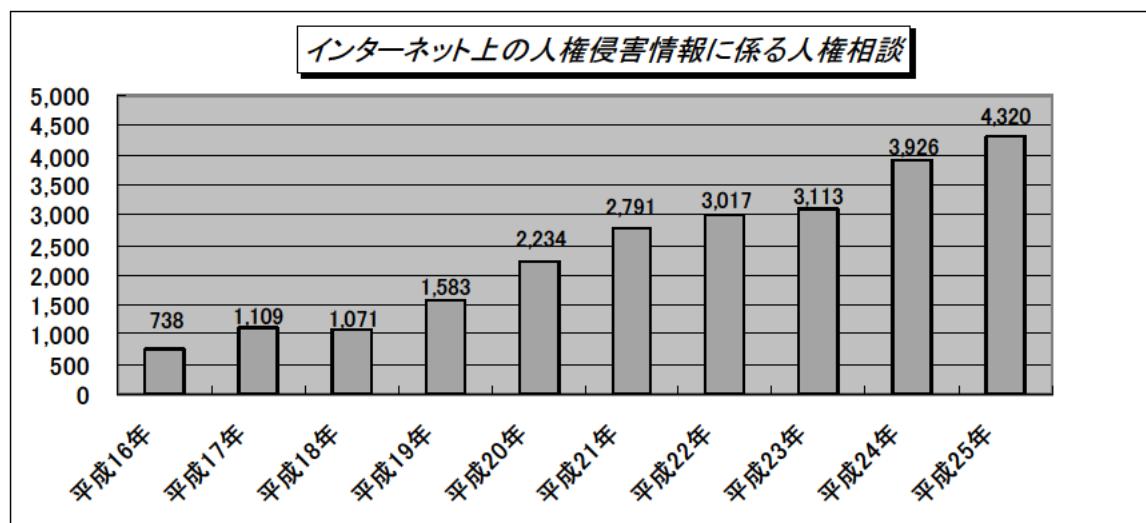
そこで法務局は、母親と学校との協議の場を設けるのが適当と考え、母親からの要望を学校側に伝えるとともに、話し合いの場を設けて協議を行ったところ、母親は学校の取組に理解を示し、双方の間の信頼関係が回復された。（措置：「調整」）

平成25年に特徴のあった事案に対する取組状況について

1 インターネット上の人権侵害情報に関する取組状況

平成25年中に法務局・地方法務局において取り扱ったインターネット上の人権侵害情報に係る人権相談及び人権侵犯事件の動向は、以下のとおりである。

人権相談件数は平成16年の同件数に比べ約6倍、人権侵犯事件数は同年の事件数に比べ約5倍増加しており、いずれも過去最高¹⁾の件数である。



〔参考〕人権侵犯事件の調査処理

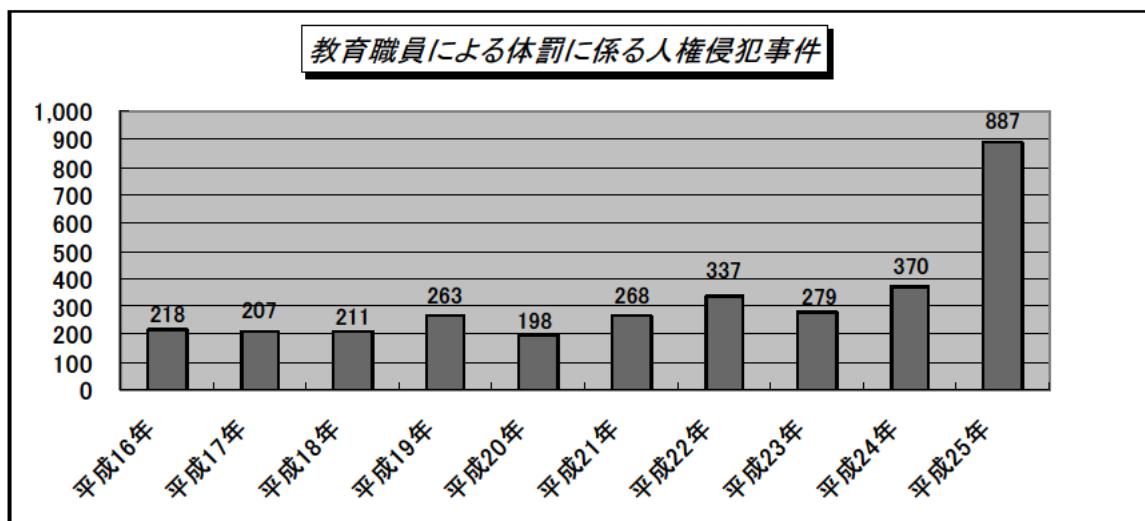
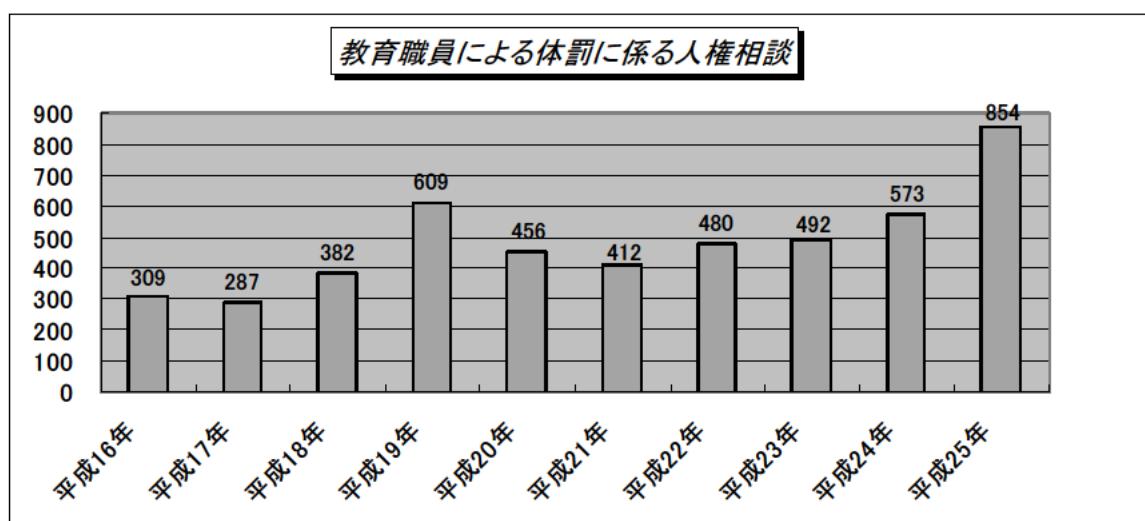
法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の
人権侵害情報を確認し、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性の有無を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

2 教育職員による体罰に関する取組状況

平成25年中に法務局・地方法務局において取り扱った「教育職員による体罰」に関する人権相談及び人権侵犯事件の動向は、以下のとおりである。

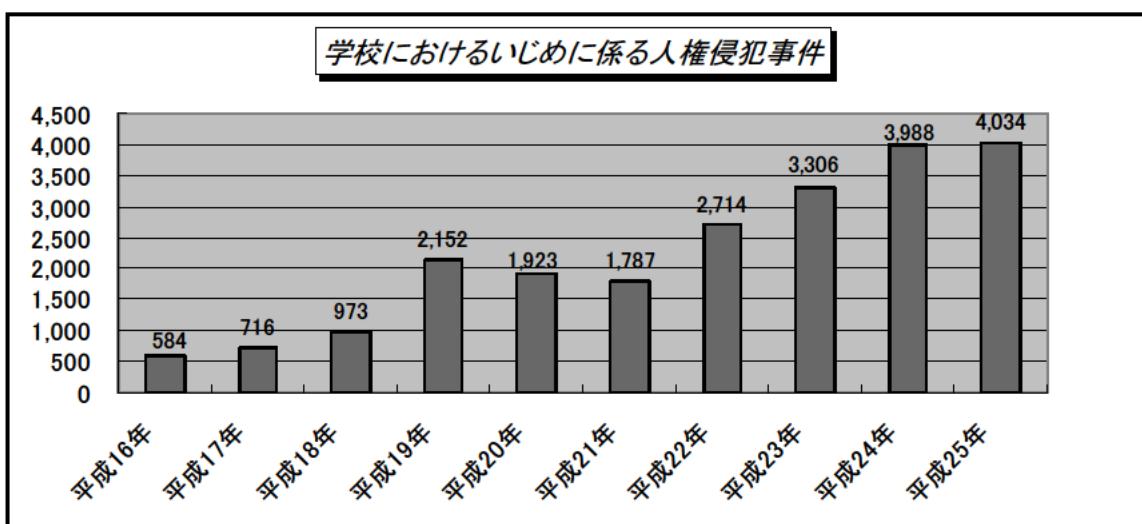
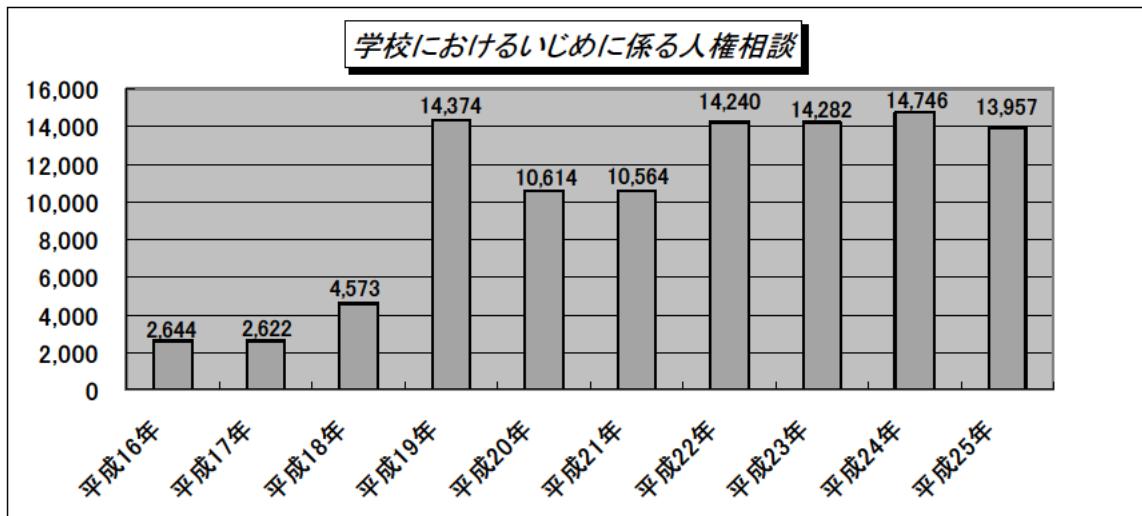
人権相談件数は昨年の同件数に比べ約1.5倍、人権侵犯事件数は昨年の事件数に比べ約2.4倍増加しており、いずれも過去最高の件数である。



3 学校におけるいじめに関する取組状況

平成25年中に法務局・地方法務局において取り扱った「学校におけるいじめ」に関する人権相談及び人権侵犯事件^{*2}の動向は、以下のとおりである。

人権相談件数はここ4年で約1万4千件台で推移し、人権侵犯事件数は4年連続で増加して4千件台となるなど、ともに高水準となっている。



*1 平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。

*2 学校におけるいじめに関する人権侵犯事件

いじめに対する学校側の安全配慮義務を問い合わせ、学校長等を相手方とするものであって、いじめを行ったとされる児童・生徒を相手方とするものではない。

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(17))

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (政策体系上の位置付け : IV-11-(1))				
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。				
達成すべき目標	国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するため、証務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に証務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,730,659	1,805,864	1,796,216
	補正予算(b)	0	0	△840	—
	繰越し等(c)	365,899	429,594	—	/
	合計(a+b+c)	2,096,558	2,235,458	1,795,376	
	執行額(千円)	1,682,244	2,104,416	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号 ^{*1} ○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条 ^{*2} ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日） ^{*3}				

測定指標	平成25年度目標	達成			
1 証務組織における人的・物的体制の充実強化	各種研修・打合せ会等を通じて、証務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。	おおむね達成			
施策の進捗状況（実績）					
平成25年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数のいずれも前年度を上回っている。打合せ会等は、実施回数、延べ日数については前年度を上回っているが、参加人数については前年度をわずかに下回っている。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成24年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。					
参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

1 研修	実施回数（回）	87	101	102	112	132
	延べ日数（日）	164	188	184	217	255
	参加人数（人）	1,746	1,796	2,508	2,624	2,834
2 打合せ会等	実施回数（回）	111	112	112	99	123
	延べ日数（日）	159	145	138	122	153
	参加人数（人）	3,677	3,901	3,115	3,879	3,796
3 テレビ会議装置	利用回数（回）	78	206	456	459	637
	延べ利用時間(時間)	92	333	889	825	1,177
	導入庁数（庁）※	9	15	15	15	25

※年度末までに導入されている庁を示しており、初年度である平成21年度は11月から利用を開始（9庁）、平成22年度増設分は9月から利用を開始（6庁）、平成25年度増設分（10庁）は10月から利用を開始している。

測定指標	平成25年度目標					達成					
2 法律意見照会制度 ⁴ の積極的利用の促進	法律意見照会制度について、関係行政機関に對して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。					おおむね達成					
施策の進捗状況（実績）											
周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を457回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度よりわずかに減少し、2,150件であった。											
参考指標	実績値										
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度						
1 法律意見照会事件数（件）	1,565	2,008	2,095	2,178	2,150						
2 行政機関等に對する法律意見照会制度の周知状況	打合せ会等での説明（回）	68	76	82	77	79					
	出向いての説明（回）	206	245	223	291	378					
	合 計	274	321	305	368	457					

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
	(判断根拠)	

評 価 結 果	<p>測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1、2は、いずれも目標をおおむね達成することができたことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>訟務担当者の能力向上を目的とする研修及び訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間での協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることを目的とする打合せ会等を継続的に実施した。その結果、各参考指標に係る実績値は、打合せ会等の参加人数を除き、昨年度よりも増加しており、特に研修については実施回数、延べ日数、参加人数のいずれも増加しており、研修の充実化を図ったといえる。</p> <p>なお、新たに訟務担当となった者向けの研修においてアンケートを実施した結果、回答者158名のうち155名（約98.1パーセント）から、当該研修は有意義であったとの回答を得ていることからも、訟務担当者の能力向上が図られたといえる（別紙・別表1）。</p> <p>また、事務処理の効率化を目的とする事務合理化機器の積極的利用を推進し、平成25年度には、10地方法務局へテレビ会議装置の導入を拡大したことから、平成25年度の同装置の利用回数は大幅に増加している。同装置の利用により、訟務担当者間において、打合せのための出張をすることなく、遠隔地における複数の部署をつなぎだ会議や必要に応じた迅速な意見交換を行うことにより、事務処理の効率化を図った。</p> <p>以上のような取組を行った結果、各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図ること及び事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図るという目標はおおむね達成できたといえる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法律意見照会制度について、関係行政機関に対して継続的に周知活動を行った結果、平成25年度の行政機関等に対する説明回数は、前年度よりも89回増加した。</p> <p>また、平成25年度の法律意見照会の事件数は、2,150件であり、前年度に比べ28件の減少となっているが、継続的な法律意見照会制度の周知によって、積極的な利用促進を図ったといえる。加えて、法律意見照会に対する行政機関の認知度が向上し、今まで以上に他の行政機関との連携が緊密となつたものと考えられる。</p> <p>以上のような取組を行った結果、法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図るという目標はおおむね達成できたといえる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1、2 関係】</p> <p>達成手段①「訟務事件の適正処理」においては、前記のような各取組に加え、法務省、法務局及び地方法務局において、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報を登載したデータベースや法律文献を整備するなど執務環境を整え、さらに、法律意見照会制度における回答事例集などの訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行っている。また、国の主張が国民に正しく理解されるよう、主な訴訟における国の主張の概要、最近の主な判決の結果を法務省ホームページに掲載し、広く一般に情報を発信しているところである⁵。加えて、法律意見照会制度の活用が以前より増加したことにより、国を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まったほか、訴訟が提起された場合における訴訟の処理の適正・迅速化に資するものとなっている。</p> <p>その結果、国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているものの、地方裁判</p>

所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年継続して80パーセントを超えており、平成25年度は約87パーセントとなっている（別紙・別表2）。

以上のことから、同達成手段によって、国の訴訟対応がより迅速に行われたことが一定の効果を上げ、有効に寄与したものと考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

本施策について達成すべき最終目標は、訴訟当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することである。この点、具体的な訟務事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張立証に努めることが訟務組織に期待されている。また、裁判の迅速化に関する法律により、国を当事者とする訴訟についても、その第1審手続をなるべく2年以内の期間に終結させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も当事者としてこの責務を全うする必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標1、2】

引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実強化を図ることとする。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要
ア【意見】

〔反映内容〕

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等
- ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）
 - ・「テレビ会議システム使用実績調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）
 - ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）
 - ・「法律意見照会件数に関する調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日）
 - ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」（大臣官房訟務企画課、平成26年4月作成、対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日）

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】

担当部局名

法務省大臣官房訟務企画課

政策評価実施時期

平成26年8月

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*2 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手續を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手続において手續上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手續上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*3 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図つてまいります。

*4 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律的見解を述べたり、助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか、訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。

*5 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html) 及び「最近の主な判決一覧」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html)において掲載している。

別表1 訟務新任研修アンケート集計結果（平成25年度）

		とても有意義であった	有意義であった	どちらともいえない	あまり有意義でなかった	有意義でなかった
合計	割合(%)	67.1	31.0	1.3	0.6	0
	回答者(人)	106	49	2	1	0
東京	回答者(人)	30	18	1	0	0
大阪	回答者(人)	15	7	0	0	0
名古屋	回答者(人)	21	9	1	0	0
広島	回答者(人)	6	0	0	0	0
福岡	回答者(人)	12	4	0	0	0
仙台	回答者(人)	12	6	0	1	0
札幌	回答者(人)	3	2	0	0	0
高松	回答者(人)	7	3	0	0	0

別表2 審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
達成率(%)	87.6	80.9	80.2	84.0	87.1
判決数(件)	1,255	1,208	1,239	1,656	1,685
全判決数(件)	1,432	1,493	1,544	1,971	1,935

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25-(18))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け : V-12-(1))				
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ^{*1} 対策を推進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート^{*2}の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・中長期在留者の在留状況について、正確かつ最新の情報を継続的に把握するための事実の調査^{*3}を積極的に実施し、これにより偽装滞在が疑われる者については在留資格取消制度を積極的に適用するなど、不法滞在者等への対策を推進する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	11,665,993	9,051,375	7,332,084
	補正予算(b)	727,245	△130,241	△16,428	—
	繰越し等(c)	△308,972	346,264	0	/
	合計(a+b+c)	12,084,266	9,267,398	7,315,656	
執行額(千円)		11,118,463	8,522,290	—	
施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)^{*4} ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム(平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議)^{*5} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)^{*6} 				

測定指標	平成25年度目標値						達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
	69,043	36,632	78,195	62,030	69,043	88,671	

測定指標	平成25年度目標値						達成
2 自動化ゲート利用率(%)	前年より0.5パーセント増(3.4%)						達成
	基準値	実績値					

	24年	21年	22年	23年	24年	25年
	2.9	1.4	2.2	2.5	2.9	3.8
参考指標	実績値					
	21年	21年	22年	24年	25年	
1 自動化ゲート通過者数（人）	302,061	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434	
2 4大空港（成田、羽田、中部、関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	21,814,593	30,926,224	33,452,267	35,784,458	34,416,567	

測定指標	平成25年度目標値						達成
3 事実の調査実施件数（件）	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
	544	—	—	—	544(注)	2,631	
参考指標	実績値						
	21年	22年	23年	24年	25年		
1 中長期在留者数（人） ※21年から23年については、旧制度（外国人登録法）における外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当する者の数の推定値である。	1,706,720	1,682,902	1,653,378	1,652,292	1,693,224		

(注) 平成24年は新しい在留管理制度が施行された7月以降の数値である。

なお、平成25年7月1日以降の数値は1,221件である。

測定指標	平成25年度目標値						達成
4 在留資格取消件数（件）	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	
	238	157	246	307	238	269	
参考指標	実績値						
	21年	22年	23年	24年	25年		

1 不法残留者数（人）	113,072	91,778	78,448	67,065	62,009
-------------	---------	--------	--------	--------	--------

評 価 結 果	目標達成度合い の測定結果 <hr/> (各行政機関共通区分) 目標達成 <hr/> (判断根拠) 測定指標 1, 2, 3, 4 のうち, 1, 2, 4 は各達成すべき目標に照らし, 主要なものであると考えている。 測定指標はいずれも目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。	施策の分析				
		(達成手段の有効性, 効率性等) 【測定指標 1, 2 関係】 達成手段③「出入国管理業務の実施」において, 本邦に上陸する外国人への上陸審査や帰国する日本人の確認を適正に行うとともに, 達成手段⑦「出入国審査システム ⁷ の維持・管理」において, 出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ, 達成手段⑥「バイオメトリクスシステム ⁸ の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより, 事前に利用希望者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が, 一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入(帰)国することを可能にし, 円滑な出入国審査を実施している。 また, 達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」において, 有識者協議会等で意見を聴取り, 出入国管理政策に反映させることで得られた提言 ⁹ も踏まえ, 利用者登録増加のための広報活動を展開している。さらに, 民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど, 自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。 これらの取組の結果, 自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから, 円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。 【測定指標 3, 4 関係】 達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」の一環として, 事実の調査の実施方法を定めた要領を作成し, 地方局等に通達し, 担当職員が事実の調査をより円滑かつ適正に行うことができるようとした。さらに, 平成25年度に, 事実の調査を行う体制を整備するために, 東京入国管理局に事実の調査専従の部署である調査第四部門を新設し, 入国警備官6人を増員した。また, 達成手段②「中長期在留者居住地届出等事務の委託」の適正な運用により, 在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し, 偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。 これらの取組の結果, 事実の調査実施件数は前年同期(7月~12月)に比べ約2.2倍に増加した。そして, 事実の調査を数多く実施することにより, 前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ, 在留資格取消件数も前年を30件以上上回った。これらのことから, 上記の達成手段は目標の達成に有効に寄与したと評価できる。	次期目標等への反映の方向性			
	【施策】 我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため, 現在の目標を維持し, 引き続き, 各取組を推進していく。 【測定指標 1, 2】 引き続き, 民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど自動化ゲート利用希望者への行政サ					

サービスの向上に努め、利用登録者を増やしていく。また、有識者会議から広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の提言があったことを踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。

【測定指標3、4】

引き続き、事実の調査を数多く実施するとともに、在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努める。さらに、事実の調査の結果、偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的に適用していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 (入国管理局出入国管理情報官、対象期間：平成21年1月1日～平成25年12月31日) ・「自動化ゲート利用率の推移」 (入国管理局出入国管理情報官、対象期間：平成21年1月1日～平成25年12月31日) ・「事実の調査実施件数の推移」 (入国管理局入国在留課在留管理業務室、対象期間：平成24年7月1日～平成25年12月31日) ・「在留資格取消し件数の推移」 (入国管理局入国在留課、対象期間：平成21年1月1日～平成25年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」 (第6次出入国管理政策懇談会、平成25年5月20日)
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】		
----	-----------------------------------	--	--

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（「短期滞在」の在留資格で日本に在留する外国人でない等）に

該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取させることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「事実の調査」

中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために法改正で導入された事実の調査は、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（入管法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）が調査の対象となる。また、所属機関が届け出よう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）も調査の対象となる。なお、入管法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行う調査であり、また入管法第61条の2の14に規定する事実の調査は、難民の認定に関する処分及び難民の認定を取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行う調査である。

*4 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条4　入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第7項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時において、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*5 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議）」

3. 外国人旅行者の受入の改善 <出入国手続の改善> (1) 出入国手続の迅速化・円滑化

○空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進するとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

○新規来日外国人の出入国審査の迅速化を図るため、国際連携によることも含め、出入国管理上のリスクが低い者を「信頼できる渡航者」として特定し、それらの者を自動化ゲートの対象とする等の新たな枠組みを構築することについて検討する。

*6 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ－3－（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

・Ⅲ－5－(3)－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*9 「有識者からの提言」

平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

平成25年度事後評価実施結果報告書

(法務省25- (19))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け : VI-13-(2))				
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	133,259 0 951 134,210	161,084 0 0 161,084	157,458 0 — —
	執行額(千円)	124,357	144,136	—	
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*3} ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）^{*4} ○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）^{*5} 				

測定指標	平成25年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>日本を含む35か国から、118名の刑事司法実務家を招へいし、計7回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1参照）。</p> <p>特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア8か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、東南アジア諸国そのためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。</p>		

なお、国際会議には、13の会議に15名が参加した。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	9	8	7	7
2 国際研修への参加人数（人）	162	155	130	143	118
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
4 国際会議への参加回数（回）	4	3	4	10	13
5 国際会議への参加人数（人）	8	9	6	11	15

測定指標	平成25年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成
施策の進捗状況（実績）		

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、ネパール等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者による発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 国際研修の実施件数(回)	12	11	9	13	9
2 国際研修への参加人数(人)	100	104	92	158	121
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙3-1のとおり				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数(回)	5	4	6	12	7
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数(人)	13	16	20	18	25

6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数	依頼件数(回)	9	13	13	15	27
※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	派遣件数(回)	9	13	13	15	26
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数	依頼人数(人)	11	15	15	18	30
※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	派遣人数(人)	11	16	15	18	29
8 国際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数(人)		109	111	129	125	155

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標 1, 2 については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、別紙 2 のアンケート調査結果のとおり、「非常に役立った。」、「役立った。」又は「非常に有益であった。」、「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても85パーセントを超えており、非常に有効であった。 東南アジア諸国そのためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア 8か国の実務家と緊密な関係を構築することができた。 国際研修・セミナー等では日本を含む35か国から計118名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナーを行い、効率的にその効果を高めるよう図った。 また、国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加回数及び参加人数ともに前年度を上回り、過去 5 年間で最多となっている。 以上のことから、充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献するという目標を達成したと評価できる。 【測定指標 2】 国際研修の対象国・テーマ等は、別紙 4 のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別紙 5 のとおり（「各国プロジェクト等紹介・成果」法務省ホームページから抜粋 ⁶ 。）である。		

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国ニーズを踏まえた支援を行うため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにおいて研修で得た最新の知見等のフィード・バックを実施するなど、様々な配慮をした。

さらに、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、ネパール等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成25年度の法制度整備支援に関する国際研修の実施件数及び参加人数並びに諸外国への調査職員の派遣件数は、参考指標2及び4のとおり前年度を下回っているものの、平成23年度以前の実績と比較した場合は同程度の件数、人数である。これは、専門家の派遣依頼件数及び派遣依頼人数の大幅な増加に示されているとおり、海外での現地セミナー等の開催が相当数に上ったことによるものである。

また、法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数及び国際専門家会議への参加人数は、参考指標5及び9のとおり過去5年間で最多となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は合わせて100パーセントであり、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は合わせて99.2パーセントであった（アンケートの内容は別紙3-2のとおり。）。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国的基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き法務省が所掌事

務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各々・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の人材育成が促進されることには、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国ニーズを踏まえた支援を行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	法務総合研究所総務企画部	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG 8 各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。（中略）我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG 8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA 中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るために」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」

成長戦略の実行・実現のため打ち出されている3つのアクションプランのうち「国際展開戦略」において「法制度整備の支援」が「海外市場獲得のための戦略的取組」の具体策の一つとして挙げられている。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」

グローバル化を活用した持続的な成長の実現（国際展開戦略）のための重要な取組の一つとして、「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」が挙げられている。

*6 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html〕を参照。

別紙 1

別表 1 平成25年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国(日本を除く。)	人数
国際研修・セミナー	3	タイ、インドネシア、ミャンマー等	58
国別・地域別研修	2	カザフスタン、キルギス、タジキスタン等	17
汚職防止刑事司法支援研修	1	アルジェリア、バングラデシュ、ブラジル等	25
東南アジア諸国ためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア、ラオス、フィリピン等	18
計	7		118

別表 2 平成25年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期間	会議名	人数
バンコク	25. 4. 1~10	保護観察及び非拘禁措置に関するASEAN+3会議	1
ウィーン	25. 4. 20~27	第22回国連犯罪防止刑事司法委員会(コンソーシアム)	1
ウランバートル	25. 5. 22~25	犯罪及び将来の動向に関する国家政策の実施	1
ソウル	25. 6. 19~21	韓国刑事政策学院及び国際犯罪学学会が開催するサイバー犯罪に関する国際会議	1
北京	25. 8. 16~19	第5回現代刑事司法フォーラム	1
デリー	25. 9. 9~12	アジア・アフリカ法律諮問委員会	1
デリー	25. 9. 21~28	第33回アジア太平洋矯正局長等会議	2
ロンドン	25. 10. 6~16	世界保護観察大会	1
コロラドスプリングス	25. 10. 25~11. 3	第15回国際矯正刑務所協会総会(ICA)	1
バンコク	25. 11. 13~16	「法の支配に関するバンコク対話」会議	1
パナマシティ	25. 11. 21~27	国連腐敗防止条約(UNCAC)第5回締約国会議	1
クールマイヨール	25. 12. 10~16	国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関(PNIs)間調整会議及びISPC国際会議	1
バンコク	26. 3. 4~7	国際刑法刑事施設財団(IPPF)2014年会議	2
計		(13回)	15

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研修参加人数		155	130	143	118
質問	回答区分※3	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	69.0%(107人)	80.0%(104人)	79.7%(114人)	70.3%(83人)
	役立った。	26.5%(41人)	18.5%(24人)	15.4%(22人)	20.3%(24人)
	どちらとも言えない。	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0.8%(1人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	3.9%(6人)	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	74.2%(95人)	83.2%(94人)	82.1%(101人)	69.0%(69人)
	有益であった。	23.4%(30人)	14.2%(16人)	11.4%(14人)	24.0%(24人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.9%(1人)	0%(0人)	2.0%(2人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0.8%(1人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	2.4%(3人)	1.8%(2人)	5.7%(7人)	5.0%(5人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	65.8%(102人)	71.5%(93人)	74.8%(107人)	57.6%(68人)
	役立った。	28.4%(44人)	25.4%(33人)	20.3%(29人)	29.7%(35人)
	どちらとも言えない。	1.3%(2人)	0%(0人)	0%(0人)	3.4%(4人)
	役立たなかった。	0%(0人)	1.5%(2人)	0%(0人)	0.8%(1人)
	全く役立たなかった。	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	3.9%(6人)	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	72.3%(112人)	80.8%(105人)	81.8%(117人)	66.1%(78人)
	有益であった。	22.6%(35人)	17.7%(23人)	13.3%(19人)	20.3%(24人)
	どちらとも言えない。	1.3%(2人)	0%(0人)	0%(0人)	3.4%(4人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	3.8%(6人)	1.5%(2人)	4.9%(7人)	10.2%(12人)
この研修に参加したこと自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	64.5%(100人)	78.5%(102人)	75.5%(108人)	63.6%(75人)
	有益であった。	29.7%(46人)	18.5%(24人)	18.9%(27人)	28.0%(33人)
	どちらとも言えない。	0.6%(1人)	0%(0人)	0.7%(1人)	0%(0人)
	有益ではなかった。	0.6%(1人)	1.5%(2人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	4.0%(6人)	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)

※1 東南アジア諸国そのためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていなかったため、回答数が異なっている。

※2 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※3 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研修参加人数	104	92	158	121
アンケート回収数	104	92	158	121
アンケート回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
質問	回答区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	68.3% (71人)	56.5% (52人)	63.9% (101人)
	習得できた。	31.7% (33人)	42.4% (39人)	36.1% (57人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	1.1% (1人)	0% (0人)
	習得できなかつた。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかつた。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	82.7% (86人)	83.7% (77人)	72.2% (114人)
	有意義であった。	17.3% (18人)	16.3% (15人)	27.2% (43人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0.6% (1人)
	有意義でなかつた。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかつた。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)

研修アンケート

(各項目右端の□の該当する箇所に☑を付けてください)

セッション名 :

実 施 日 :

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	<input type="checkbox"/>
2	ちょうど良かった。	<input type="checkbox"/>
3	短すぎた。	<input type="checkbox"/>

2 講義、協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	<input type="checkbox"/>
2	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
3	あまり快適ではなかった。	<input type="checkbox"/>

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	<input type="checkbox"/>
2	修得できた。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	修得できなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く修得できなかった。	<input type="checkbox"/>

4 研修全般については、どうでしたか？

1	大変有意義であった。	<input type="checkbox"/>
2	有意義であった。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>

ご協力に感謝します。

国際研修実施一覧

平成26年4月1日現在

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ マ	備 考
平成 6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H6. 10. 3 ~10. 7 (1週間)	日本における民事法の概要等	
	2	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H7. 10. 16~11. 2 (3週間)	日本における国籍法等の概要	
平成 7年度	1	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8. 2. 27~ 3. 15 (3週間)	司法制度の概要	
	2	第2回カンボジア司法支援研修	ベトナム(5)	H8. 8. 19~ 8. 30 (2週間)	刑法, 刑事訴訟法	
平成 8年度	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(10)	H8. 9. 2~ 9. 20 (3週間)	商法, 日本の裁判制度・法律家養成の概要	
	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	カンボジア(6)	H8. 11. 19~12. 12 (3週間)	日本の司法制度概要	
平成 9年度	3	第2回カンボジア司法支援研修	ロシア(4)	H9. 1. 21~ 1. 30 (10日間)	日本の司法制度	
	4	ロシア司法関係専門家招聘	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H9. 2. 17~ 3. 20 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度, 法律関係者の養成)	
平成 10年度	5	第1回国際民商事法研修	ベトナム(8)	H9. 6. 16~ 7. 4 (3週間)	戸籍・登記・供託	
	6	第4回国法整備支援研修	ベトナム(12)	H9. 10. 13~10. 31 (3週間)	民事執行法・民事訴訟法	
平成 11年度	7	第5回国法整備支援研修	カンボジア(5)	H10. 1. 13~ 2. 6 (3週間)	日本の司法制度概要	
	8	第3回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H10. 2. 2~ 3. 6 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度, 裁判外の紛争処理システム)	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6. 15～7. 10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10. 10. 5～10. 30 (4週間)	知的財産権	
	3	カンボジアカウンターパート研修	カンボジア(2)	H10. 8. 24～9. 18 (3週間)	司法行政の在り方、裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11. 1. 12～2. 5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) トグヴァイア(1) ザンビア(1) 日本(3)	H10. 11. 16～12. 11 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1～3. 5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に關する法制度の現状とその問題点 ②法律關係者の役割と法律關係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10. 10. 2～11. 25 (8週間)	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11. 2. 19～3. 12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7～7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11.10. 4～10.29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11.10.18～11. 5 (3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP) の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1.17～1.21 (1週間)	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) ペレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) リトニア(1) 日本(3)	H11.11.15～12.10 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第4回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1.24～2.25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11.11. 8～12. 3 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7. 10～7. 21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4～9. 14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2. 19～3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援 法総研予算	
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12. 11. 6～11. 17 (3週間)	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5～6. 30 (4週間)	日本の司法制度、戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9. 18～10. 13 (4週間)	弁護士制度、WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 10. 16～11. 10 (4週間)	日本の検察、刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2. 19～3. 16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1. 22～2. 23 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) ペキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5. 18～7. 26 (70日)	アジア開発銀行(ADB)の支援	
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4. 18 (1日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1. 29～2. 2 (5日)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス (1)	H13. 3. 21～4. 27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5. 14～6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 6. 18～7. 13 (4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8. 27～9. 7 (2週間)	民訴法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9. 17～10. 12 (4週間)	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13. 10. 15～11. 9 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 12. 3～12. 21 (3週間)	民法起草支援	
	7	第6回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4～3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2. 25～3. 20 (4週間)	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2. 25～3. 22 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13. 10. 29～11. 13 (2週間)	日蒙司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターハート研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1～4. 19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5. 13～6. 7 (4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3～6. 24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6. 24～7. 19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8～7. 27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9. 17～10. 11 (4週間)	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14. 10. 15～10. 25 (10日間)	市場経済の基礎をなす民商事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14. 11. 5～11. 29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14. 10. 28～11. 22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 －中小企業に関する法制度を中心として－	
	9	第7回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1. 20～2. 21 (5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2. 17～3. 7 (4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3. 10～3. 20 (10日間)	市場経済を支える民刑事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3. 24～4. 11 (20日間)	民法及び民事訴訟法	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシアセミナー)	インドネシア(17)	H15. 6. 9～7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15.10.20～10.31 (12日間)	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15.10.27～11.21 (4週間)	経済取引を促進する法制度 －担保制度及び不動産登記制度を中心として－	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15.11.10～11. 2 (12日間)	海外投資と債権担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1.13～1.30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名)を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4～3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6)	H16. 2. 16～3. 26 (6週間)	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員(モンゴル2名)を含む
	8	第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシアセミナー)	インドネシア(12)	H16. 6. 2～7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	9	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6～9. 15 (10日間)	法曹養成	
平成16年度	1	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9. 27～10. 15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
	2	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16. 10. 1～10. 29 (29日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16. 11. 4～11. 18 (15日間)	民法教科書作成	
	4	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1. 31～2. 18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	5	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1. 25～2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	6	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2. 21～3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
	7	2004年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5)	H17. 1. 31～3. 4 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5. 23～6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5. 23～6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6～9. 16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9. 27～10. 14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17. 11. 7～11. 18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 11. 14～11. 25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17. 12. 5～12. 16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6～2. 17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5～2. 17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際民商事法研修(地域別) 日本(5)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4)	H18. 2. 6～3. 10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み—国際会社法—	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5. 22～5. 29 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3～7. 14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7. 31～8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4～9. 12 (9日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民法院との日越司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18. 10. 8～10. 17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 11. 13～11. 27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18. 11. 21～12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスターープランの内容	
	8	2006年度国際民商事法研修(地域別) 日本(5)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3)	H19. 2. 5～3. 9 (33日間)	コーポレート・ガバナンス—非市場型ガバナンス—	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2. 19～3. 3 (13日間)	法曹養成	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～7. 20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注冊書の活用のための取扱等についてのワークショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8. 31～9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19. 10. 22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回日本邦研修	中国(8)	H19. 11. 12～11. 21(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H19. 11. 19～11. 29(11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際民事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～3. 7(33日間)	コーポレート・ガバナンス－非市場型ガバナンス－	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回日本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19～5. 30(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23～7. 4(12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20. 7. 7～7. 18(12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20. 8. 18～8. 29(12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20. 10. 6～10. 17(12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回日本邦研修	中国(10)	H20. 11. 5～11. 14(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20. 12. 10～12. 19(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21. 2. 9～2. 20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21. 3. 9～3. 17 (9日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21. 3. 9～3. 19 (11日)	刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ 一 マ	備 考
平成21年度	1	東ティモール法案作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21. 7. 27~8. 7(12日)	法案作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21. 8. 17~8. 21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21. 9. 9~9. 17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21. 10. 5~10. 16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21. 11. 2~11. 13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善、権利侵害責任法	
	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21. 11. 2~11. 13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21. 11. 11~11. 18(8日)	民事訴訟法第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 11. 30~12. 11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21. 12. 9~12. 18(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 12. 21~12. 25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策	
	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22. 2. 23~3. 5(11日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
平成22年度	1	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22. 7. 12~7. 21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22. 7. 14~7. 23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22. 8. 9~8. 17(9日)	法案作成能力向上支援	
	4	ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネパール(7)	H22. 8. 19~8. 25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修	中国(12)	H22. 10. 11~10. 19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22.10.18~10.29(12日)	法曹養成	
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22.11.8~11.12(5日)	戸籍法起草支援	
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22.11.29~12.3(5日)	裁判官人材育成強化支援	
	9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22.12.7~12.17(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22.12.13~12.22(11日)	刑事訴訟法改正支援	
	11	第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)	H23.1.13~1.21(8日)	民事訴訟法改正支援	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H23.2.1~2.10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
	13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修	ラオス(13)	H23.3.14~3.22(9日)	民法のモデル教材作成支援 1名途中帰国	
平成23年度	1	第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23.6.20~6.24(5日)	法曹養成	
	2	第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP) 本邦研修	カンボジア(7)	H23.10.3~10.14(12日)	法曹養成	
	3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修	ラオス(13)	H23.10.17~10.28(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研 修」	中国(8)	H23.11.7~11.12(6日)	裁判官養成	
	5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23.12.5~12.16(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び 民事関連法」	中国(11)	H24.1.10~1.16(7日)	民事訴訟法改正支援	
	7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修	ラオス(15)	H24.1.23~2.3(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24.2.27~3.9(12日)	民法改正支援	
	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24.3.12~3.21(10日)	裁判所組織法改正支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成24年度	1	平成24年度第1回国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」	中国(10)	H24. 7. 9～7. 19(11日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネーベル国別研修「民法解説書準備」	ネーベル(9)	H24. 8. 13～8. 24(12日)	民法解説書作成支援	
	3	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24. 9. 5～9. 12(8日)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネーベル国別研修「事件管理」	ネーベル(10)	H24. 9. 18～9. 27(10日)	裁判所能力強化支援	
	5	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 10. 1～10. 12(12日)	民事訴訟法等改正支援	
	6	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修	ラオス(13)	H24. 10. 15～10. 26(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	7	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修	ラオス(12)	H24. 11. 26～12. 7(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24. 11. 29～12. 14(16日)	中央アジア諸国における企業法制	
	9	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24. 12. 10～12. 18(9日)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	10	第43回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H25. 1. 9～1. 15(7日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	11	平成24年度中国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H25. 1. 28～2. 5(9日)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修	ラオス(19)	H25. 2. 4～2. 15(12日)	民法のモデル教材作成支援	
	13	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア(20)	H25. 2. 18～2. 28(11日)	民法・民事訴訟法普及支援	
平成25年度	1	第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修	ラオス(15)	H25. 7. 29～8. 9(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	2	第44回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(6)	H25. 8. 4～8. 8(5日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	3	第45回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H25. 10. 2～10. 11(10日)	民事訴訟関連法等改正支援	
	4	第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修	ラオス(12)	H25. 10. 7～10. 18(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	

年 度	回数	名 称	対象国（人員）	期 間	テ ー マ	備 考
	5 研修	第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援	カンボジア(20)	H25.10.21～11.1(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	6	第6回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H25.11.29～12.13(15日)	中央アジア諸国における企業法制	
	7	第1回ネバール法整備支援研修「事件管理」	ネバール(20)	H25.12.10～12.20(11日)	裁判所能力強化支援	
	8 研修	第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援	カンボジア(16)	H26.2.10～2.21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	9	第46回ベトナム法整備支援研修(MOI)	ベトナム(10)	H26.3.4～3.11(8日)	ベトナム国際私法改正支援	

※ 国際民商事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。
 ※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

別紙5

各国プロジェクト等紹介・成果

ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が打ち出され、それまでの典型的な社会主義的計画経済から転じて市場経済の導入が決定されました。しかし、市場経済への移行は、それに適応し得るだけの法制度が整備されなければ画に描いた餅に終わることとなります。そこで、ベトナムは、同じアジアの先進国である我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請を行いました。法務省では、この要請に応じて、1994年10月にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことを契機として、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996年からは弁護士出身の長期専門家1名が派遣され、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000年からは、法務省からも2名の長期専門家（裁判官出身と検事出身の各1名）が派遣されるようになり、裁判官・検事・弁護士の長期専門家3名が首都ハノイに常駐して日常的な支援を行う体制が整いました。その後、支援対象機関は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関に広がり、活動分野も、民法、民事訴訟法、民事執行法、破産法、国家賠償法などの民商事法分野のみならず刑事訴訟法などの刑事法分野にも拡大されました。また、その支援内容も、法令の起草支援にとどまることなく、法令の実際の運用に携わるいわゆる「法曹」を中心とした人材育成支援にも焦点を当てた活動が続けられてきました。

現在は、2011年4月にスタートした法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）の実施中であり、長期専門家による現地での日常的・継続的な支援活動に加え、年間に3回程度実施される日本国内での研修や、日本の大学教授等を派遣して行われる現地セミナーなどが活動の中心となっています。同プロジェクトでは、ハノイにおける活動にとどまらず、地方都市における実務改善にも意欲的に取り組んでおり、その活動内容は今なお質・量ともに拡大を続けています。

カンボジア

カンボジアでは、1975年から1979年にかけてのポル・ポト政権による支配、その後の長期間にわたる内戦、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の活動を経て、1993年にカンボジア王国憲法が制定され、自立した国家としてのスタートを切りました。その一方で、ポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や、知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が不十分で、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態であったため、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受け、1996年から、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）の枠組みにより、法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され、1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクトがスタートし、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ成立しました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟

法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられています。

これと並行して、2005年からは、民法・民事訴訟法が適切に解釈・運用されるようになるため、民事教育の向上を目的として、王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは、将来の自立的運用を目指し、カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行って、その能力強化を図り、現在では同養成校出身者が教官を務めています。このプロジェクトを実施するため、法務省から裁判官出身者1名、検察官出身者延べ3名が長期専門家としてカンボジアに派遣され、教官候補生に対する指導、模擬裁判の実施、教材作成などの支援活動を行つてきました。

2012年4月から、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とし、カンボジアの主要法律機関である司法省、王立司法官職養成学院（前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織）、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の4機関を対象として、新たな枠組みでプロジェクトがスタートし、日本の裁判官・検事・弁護士出身の長期専門家が各機関を対象としたワーキンググループを分担して指導するなどして人材育成に取り組んでいます。また、従前のプロジェクトに引き続き、民事関連法令である不動産登記共同省令の起草と普及に対する支援も行っています。

ラオス

ラオスは、1986年に「新思考（チントナカーン・マイ）」政策を導入して自由化を進める一方、経済面では、「新経済メカニズム」を導入し、経済開放・市場経済化に向けた改革を行つてきました。そして、1997年に東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟した後は、世界貿易機関（WTO）への加盟を目指してきました（2012年10月にWTO理事会で加盟が承認されました。）。この間、ラオスでは、市場経済化を促進するための法整備が進められてきましたが、基本法の整備も十分ではなく、存在する法律も体系化されたものではありませんでした。また、立法手続は必ずしも効率的とはいえず、法の運用面でも統一性及び迅速性に欠けていました。こうした問題の背景には、法・司法分野における人材不足が課題として存在すると指摘されてきました。

このような中、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、技術プロジェクトの一環として、2003年から2007年にかけて、(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事判決書マニュアル及び検察官マニュアル作成支援等を実施することになり、国際協力部では、長期・短期の専門家を現地に派遣するなどして協力しました。

その後も、当部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等を続け、これを踏まえ、2010年7月から、新たにJICAの「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（4年間）が開始されました。このプロジェクトは、ラオスの法務・司法関係機関職員、法学教育・研修機関等が、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、理論と実務を関連付けて分析し、その結果を教材としてまとめ（2012年8月には、民法典起草支援もプロジェクトの内容に加わりました。），さらに、普及活動を行うことを通じて、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指すものです。当部では、このプロジェクトのために教官を長期・短期の専門家として現地に派遣しているほか、日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

中央アジア

国際協力部では、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の御協力をいただき、2004年から、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し、2007年3月に同注釈書ロシア語版、同年9月にウズベク語及び日本語版、翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また、2008年度から、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施しています。

韓国

国際協力部では、日本の法務省・法務局及び裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・各級法院に勤務する職員を対象に、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、「日韓パートナーシップ研修」を2001年から毎年1回日韓両国で約10日間ずつ実施しています。この研修では、所掌業務に関する両国の制度上及び実務上の問題点に関する意見交換等を行っています。

中国

中国は、1949年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが、1990年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し、2001年には世界貿易機関（WTO）に加盟して、現在、市場経済に適した法整備を進めています

日本と中国とは隣国どうしで、古来より密接な関係がありましたし、近年は中国に進出する日本企業も数多く、中国との関わりがますます深まっていることから、中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることは日本側にも重要な関心事項でした。他方、中国側も、明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから、2006年、日本に対し、民事訴訟法等の改正にあたって、日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受け、国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し、2007年から、民事訴訟法及び仲裁法、民事関連法の立法支援を実施し、さらに2012年からは支援対象を拡大し、行政訴訟法、行政関連法の立法支援を実施しています。支援の中心は、現地でのセミナーや日本での研修を実施して日本の知見を提供することですが、これらの支援の結果、中国で2009年に権利侵害責任法（不法行為法）、2010年に涉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定され、2012年に中国民事訴訟法が改正されるなどの成果が挙がっています。

インドネシア

約2億3800万人の人口を擁するインドネシアは、近年、着実な経済成長を続けており、更なる経済発展を支える基盤として、法制度、司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等と協力して、2007年3月から2年間にわたって、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

同プロジェクトの終了後も、インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が寄せられたため、2010年4月以降は、法務省独自の取組みとして、裁判官を日本に招いて人材育成制度の共同研究を行うなどして、裁判官研修制度の改善に協力しています。

ミャンマー

ミャンマーは、2011年3月に、長らく続いている軍事政権から民政移管を遂げて新政府を樹立した上、民主化された近代国家を築くためにはグッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントを確立することが最重要であるとして、法の支配の徹底を課題に挙げ、以後、種々の政策を押し進め、着実に民主化への道を歩んでいます。

日本政府も、そのようなミャンマーの改革努力を評価し、2012年4月、日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

そして、2012年8月には、財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行をカウンターパートとして、同国における資本市場育成を目的とした協力に関する覚書を締結し、国際協力部をはじめ、金融庁、大学関係者、法曹関係者、東京証券取引所、大和総研、独立行政法人国際協力機構（JICA）などと連携しながら、官民を挙げて、証券取引関連法令の策定及び関連する人材育成に協力しています。

また、当部は、2012年に現地調査を実施したほか、ミャンマーから連邦最高裁判所長官をはじめとした方々を日本に招へいして、調査を実施しました。2013年度からは、JICAなど関係各機関と連携しながら、連邦法務長官府や連邦最高裁判所をカウンターパートとして、起草支援や人材育成支援の分野で、積極的に協力を押し進めていく予定となっています。

ネパール

ネパールは、民主化運動を経て、2008年5月に王政廃止と連邦民主制への移行を宣言し、その後、制憲議会により憲法制定作業を進めています。また、これと並行して、法制度の抜本的な近代化を目指し、19世紀に制定され、現在もなお効力を有する「ムルキ・AIN法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する法典）の分割改正作業に着手し、2011年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出されるに至りました。

国際協力部では、ネパールの民主化への歩みを支援するため、JICAなどと協力しながら「民主化プロセス支援プログラム」として、民法や民法解説書作成に関する研修を実施しています。そのほか、ネパール

では、訴訟遅延が大きな問題となっていることから、2012年には、裁判官などを対象に、「事件管理」をテーマとした研修も実施しており、今後も、同様の研修を継続する予定です。また、民事法分野だけではなく、国際協力部独自の支援として、ネパールの検事総長府との間で、刑事司法に関する共同研究も実施しています。

東ティモール

東ティモールは、1975年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その直後インドネシアに侵攻され、長い紛争後の2002年によくやく独立を果たした、21世紀最初の独立国です。独立後は国連等国際機関や先進国の支援を受けながら国づくりを進めており、現在は、ASEAN加盟を目指して国づくりの基盤となる法整備に取り組んでいます。

しかし、法整備を行うにしても、東ティモールでは法整備を行う人材や情報、経験が極端に不足しているため、外国の支援なくして法整備を進めるのは困難です。

このような背景から、国際協力部では、2009年から東ティモール司法省の法案起草担当職員に対し、政策立案及び起草に関する知識・ノウハウを習得することを目的とした立法能力強化支援を実施しています。これまで、日本での研修や現地でのセミナーを通じて、立法技術に関する研修のほか、「逃亡犯人引渡法」や「違法薬物取引取締法」「調停法」などを研修題材として取り上げたワークショップを実施し、東ティモールの法案起草担当者が、単なる外国法のコピー・アンド・ペーストではなく、自らの手で自国法を起草する能力の育成を支援しています。

平成25年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省25- (20))

施 策 名	施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業）																						
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))																						
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。																						
施 策 の 予 算 額 ・ 執 行 額 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)</td> <td>309,773 0 0</td> <td>699,795 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>309,773</td> <td>699,795</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>309,773</td> <td>699,795</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	18年度	19年度		予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	309,773 0 0	699,795 0 0		合計(a+b+c)	309,773	699,795			執行額(千円)	309,773	699,795		
区分	18年度	19年度																					
予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	309,773 0 0	699,795 0 0																				
合計(a+b+c)	309,773	699,795																					
執行額(千円)	309,773	699,795																					
政策評価実施時期	平成26年8月	担当部局名	大臣官房施設課																				
評 価 方 式	事業評価方式																						

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

伊丹法務総合庁舎の旧庁舎は昭和47年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であったが、経年による老朽化が著しく、屋上防水の劣化による室内の漏水が見られたほか、空調機器の故障も多く発生していた。

また、相談室や駐車場の不足、バリアフリーの未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いていた。

加えて、同庁舎内の神戸地方検察庁伊丹支部・伊丹区検察庁においては、職員数の増加やOA機器等の増加により調室や事務室等が面積不足となり、執務に支障を来していた。

同じく神戸地方法務局伊丹支局においては、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機の導入等により、事務室・書庫とも面積不足になっていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：兵庫県伊丹市昆陽1丁目1番3、4号

事業時期：平成18年度から（平成20年度から供用開始）

延べ面積：3,992m²

入居官署：神戸地方検察庁伊丹支部・伊丹区検察庁

神戸地方法務局伊丹支局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 119点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 3.7

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 121点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
 - ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
 - ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約10億円で平成18年度から平成19年度にかけて実施し、平成19年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽化及び面積不足の解消、新たな統合受入れ（神戸地方法務局宝塚出張所）、業務効率の改善並びに利用者へのサービス向上を図るものであったところ、敷地が狭あいであり、現在地改築が困難な状況にあったことから、近隣市有地との土地交換により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：146点

業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。

- ・政策及び重点施策に基づく付加機能（B2評価）：人権、防災性、保安性（以上評価A）は特に充実した取組がなされている。地域性、環境保全性、ユニバーサルデ

ザイン（以上評価B）は充実した取組がなされている（別紙2及び3参照）。

・伊丹法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新設できたことで面積不足の解消を達成できた。

（3）事業実施による環境の変化

環境保全性（評価B）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

（4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

（2）実施方法

（3）意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

〔反映内容〕

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果（B1）

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(伊丹法務総合庁舎)

分類	項目	系数	評点
位置	用地取得の見込	1.1	国有地の所管権予定、公有地等の権用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの
災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	1.1	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある
アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	1.1	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シナジー効果	1.0	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
敷地形状	敷地が有効に利用できる形状であり安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	1.0	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
規模	建築物の規模	1.0	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
構造	単独庁舎、 としての 整備条件	1.0	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	単独庁舎の場合 総合庁舎の場合	1.0	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	機能性等	1.1	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
		146	評点（各系数の積×100倍）

別紙2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(伊丹法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【伊丹法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性 人権 環境保全性 機能性 経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体・近隣施設等との連携 ・地域住民との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・地域性のある材料の採用 ・緑地・オープンスペースの設置 ・地域に開放された施設の設置 ・周辺の自然環境への配慮 ・周辺の都市環境への配慮 ・地域の防犯への配慮 ・地域住民の生活への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域景観と調和(壁面緑) ・内部からの視線制御 ・被疑者と来庁者の出入り口及び動線を分離 ・犯罪被害者との専用室を設置し、被疑者との動線を分離 ・省エネ機器・システムの導入 ・水の循環利用 ・自然エネルギーの活用 ・グリーン購入法の全面的な対応 ・断熱性の向上 ・環境性能の高いエネルギーの採用 ・省エネシステムの導入 ・「建築物移動円滑化基準」(望ましい規定)に基づく ・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加 ・地震被害を軽減させる構造の採用 ・電気室をG1より高め又は2階以上に設置 ・防潮板の設置 ・雷保護の高性能化 ・災害時の対策 ・非常用飲料水の確保 ・停電対策 ・保管室の防火性能の確保 ・高度な保安性の確保 ・被疑者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保 ・更新性の高い設備室 ・清掃を容易にする工夫 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	<p>A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下</p> <p>A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし</p> <p>A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下</p> <p>A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下</p> <p>A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし</p> <p>A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下</p> <p>A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下</p> <p>A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下</p> <p>A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:該当なし</p> <p>A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下</p>

平成25年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省25-(21))

施 策 名	施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業）				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))				
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。				
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	区分	18年度	19年度	20年度	
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	1,080,551 0 0 1,080,551	1,132,868 0 0 1,132,868	918,503 0 0 918,503
	執行額(千円)	1,080,551	1,132,868	918,503	
政策評価実施時期	平成26年8月	担当部局名	大臣官房施設課		
評 価 方 式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

福岡高等検察庁宮崎支部及び宮崎地方検察庁・宮崎区検察庁の旧庁舎は、昭和43年に建築された鉄筋コンクリート造3階建ての建物であったが、経年による老朽化が著しく、外壁の浮き・亀裂が生じて雨漏りが随所に見られるほか、内壁及び床の亀裂が多数認められる状況にあった。

また、職員数の増加やOA機器等の増加により調室や事務室等が面積不足となり、執務に支障を来していた。

一方、宮崎地方法務局の旧庁舎は、昭和50年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての建物であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足になっていた。

加えて、上記の旧庁舎は、共に、相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来しており、窓口サービスの低下を招いていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：宮崎県宮崎市別府町49番地

事業時期：平成18年度から（平成20年度から供用開始）

延べ面積：約11,557m²

入居官署：福岡高等検察庁宮崎支部

宮崎地方検察庁・宮崎区検察庁

宮崎地方法務局

宮崎保護観察所

福岡入国管理局宮崎出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹」（以下「旧システム」という。）に基づき、

次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 102点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）3.5

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム²⁾」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約31億円で平成18年度から平成20年度にかけて実施し、平成20年度に完成了。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点

業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。

- ・政策及び重点施策に基づく付加機能（B2評価）：人権、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性、保安性（以上評価A）は特に充実した取組がなされている。地域性（以上評価B）については充実した取組がなされている（別紙2及び3参照）。

- ・宮崎法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新設できたことで面積不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果（B1）

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(宮崎法務総合庁舎)

分類	項目	系数	評点
位置	用地取得の見込	1.1	0.9 建設までの用地取得計画が明確
	取得済み	1	0.8 建設までの用地取得計画が不敷地未定
災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	0.7 自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり	0.5 整備の見込なし
都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シナジー効果が整備計画等に積極的に貢献	条件整備により都市計画等との整合が可能	1.1
敷地形状	敷地が有効に利用できる形状であり安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	規模と業務内容等との関連が不明確 規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	規模未定
構造	単独庁舎	単独庁舎としての整備が適当	0.7 総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要
	複数の整備条件	複数の整備条件が整っている	0.7 総合庁舎としての整備条件が整っていない
機能性等	適切な構造、機能として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である。	適切な構造、機能として計画されていない	0.5 標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある
			評点（各系数の積×100倍）
			133

別紙2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(宮崎法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (敷地内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【宮崎法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	・自治体・近隣施設等との連携		A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下
		・地域住民との連携		
		・既存建物(歴史的建築物)の有効利用		
		・地域性のある材料の採用		
		・敷地・オープンスペースの設置	敷地南西角地にポケットパークを設置	B
	人権	・地域に開放された施設の設置		
		・周辺の自然環境への配慮		
		・周辺の都市環境への配慮		
		・防犯に対する配慮(地域住民が安心して暮らせる環境整備)		
		・地域住民の生活への配慮		
環境保全性	環境保全性	・景観への配慮	地域景観と調和(壁面線)	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	被疑者と来庁者の出入口及び動線を分離	
		・被疑者の人権に配慮した建物計画	犯罪被害者のための専用室を設置し、被疑者との動線を分離	
		・犯罪被害者等の人権に配慮した建物計画		
		・省エネ機器システムの導入		
		・壁上緑化	屋上緑化	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下
		・水の循環利用	雨水利用設備	
		・自然エネルギーの活用	太陽光発電、クールビット、ライトシェルフ	
		・グリーン購入法の全面的な対応		
		・断熱性の向上	日射負荷を軽減する外断熱壁、日射負荷を低減する庇	
機能性	防災性	・環境性能の高いエネルギーの採用	「望ましい規定」(表示を施した障がい者用駐車場、オストライア、両側手すり等)	A:「望ましい規定」に基づく B:一部「望ましい規定」 C:法令規定に基づく
		・建築物移動円滑化認定基準(「望ましい規定」)に基づく		
		・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加		
		・免震構造の採用(地震被害を軽減させる構造の採用)	電気室を7階に設置	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下
		・電気室をG1より高め又は2階以上に設置	1階に防潮板を設置	
		・防潮板の設置		
		・雪保護の高性能化		
		・災害時の対策		
		・非常用飲料水の確保		
		・停電対策	大規模震災時に対しての電力確保(自家発電設備)	
保安性	保安性	・保管室の防火性能の確保	壁、建具等の防火仕様向上	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
		・高度な保安性の確保	搬送用車両車庫(シャッタ一付)	
		・被疑者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ対応	
		・保管室の防犯性能の確保		
		・更新性の高い設備室		
経済性	耐用・保全性	・清掃を容易にする工夫		A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下
		・メンテナンスを容易にする工夫		
		・増築可能な建物配置		

平成25年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省25-(22))

施 策 名	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))				
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。				
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	5,264,116 0 0	5,264,116 0 0	5,264,116 0 0
	合計(a+b+c)	5,264,116	5,264,116	5,264,116	
	執行額(千円)	5,264,116	5,264,116	5,264,116	
政策評価実施時期	平成26年8月		担当部局名	大臣官房施設課	
評 価 方 式	事業評価方式				

※施策の予算額・執行額等は平成20年度～平成37年度において措置されており、上記表以外の年度については、5. 事後評価の内容（1）事業の情報となる項目に記載している。

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

事業計画時、犯罪情勢の悪化等に伴い刑事施設^{*1}には多くの被収容者が収容され、平成4年度には4万人台であった被収容者数は、平成17年度では、7万8千人を超えるなど著しく増加し、ほとんどの施設で収容人員が収容定員を上回る過剰収容状態となっていた。この傾向は、刑務所において特に顕著であり、平成17年6月末時点の収容率は113パーセントを超え、受刑者に対する適正な刑の執行と改善更生のための処遇が困難な状況となっていた。

(2) 目的・目標

著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的として、新たな刑務所を整備する。

(3) 具体的内容

事業場所：島根県浜田市旭町

事業時期：平成18年度から（平成20年度から運営開始）

延べ面積：約115,000m²

整備手法：PFI^{*2}事業による整備

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*3}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 100点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性・優先性とは、法令等、新たな行政需要、機構新設の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 1.7

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新嘗による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、地域への寄与）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 110点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上のものを妥当性のある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 地域との調和（周辺環境との調和、景観への配慮、安全性の確保）
 - ② 業務の効率化（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、刑務作業の充実、社会復帰体制の充実、被収容者の処遇・生活環境の改善、職員の勤務環境の向上）
 - ③ 環境負荷の小さな施設づくり（周辺環境の配慮、ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源、環境負荷の少ない材料の選択）
 - ④ フレキシビリティの向上（構造体の長寿命化、将来の機能変化への柔軟な対応）

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*4}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

PFI方式（BOT方式^{*5}）による事業で総事業費は約282億円（維持管理・運営費は除く）、事業期間は平成18年度から平成37年度である。施設は平成20年度に完成した。

新規事業採択時の計画は、全国的な過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的に、新たな刑務所を整備するものであり、島根県浜田市に整備することで計画どおりに施設が完成した。また、維持

管理運営事業は平成37年度まで継続中である。

区分	20年度	21年度	22年度	27年度	28年度	29年度	30年度
当初予算	2,632,058	5,264,116	5,264,116	5,264,116	5,264,116	5,264,116	5,264,116
執行額	2,632,058	5,264,116	5,264,116				

区分	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
当初予算	5,264,116	5,264,116	5,264,116	5,264,116	5,264,116	5,264,116	5,264,116
執行額							

(千円)

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙1）、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B 1評価）：121点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策に基づく付加機能（B 2評価）：地域性、人権、保安性（以上評価A）は特に充実した取組がなされている。環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性、耐用・保全性（以上評価B）については充実した取組がなされている（別紙2及び3参照）。
- ・島根あさひ社会復帰促進センターの新設により、著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等の緩和を図ることができた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価B）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】

*1 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。

*2 「PFI」

PFI (Private Finance Initiative) とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき実施され、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことである。

*3 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*4 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

*5 「BOT方式」

BOT (Build Operate Transfer) とは、PFI事業者が施設の設計・建設を行い、維持・管理及び運営し、事業終了後に国に所有権を移転する方式。

5 事業計画の効果（B1）

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(島根あさひ社会復帰促進センター)

分類		項目	系数	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	評点
位置	用地取得の見込	取得済み、新規購入	1.1	国有地の所管権予定、公有地等の権用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	建設までの用地取得計画が不	敷地未定	1.1
災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.0
アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み		整備の見込あり		整備の見込なし		整備の見込なし	1.1
都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シミュレーションにより都市計画等との整合性が可能		条件整備により都市計画等との整合性が可能		都市計画等と整合しない		都市計画等と整合しない	1.0
敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状であり安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている		建築物の規模に応じ適切な規模どなっている		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	1.0
構造	単独庁舎	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎としての整備が必要		総合庁舎としての整備が必要	1.0
	総合庁舎としての整備条件	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている		標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
								評点（各系数の積×100倍）	121

別紙2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(島根あさひ社会復帰促進センター)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【島根あさひ社会復帰促進センター】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	・自治体・近隣施設等との連携	無料を自治体に委託、開放して施設利用に貢献している	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下
		・既存建物(歴史的建築物)の有効利用	イベントサークルなどの開催、ボランティア活動	A
		・地域性のある材料の採用		
		・绿地・オープンスペースの設置		
		・地域に開放された施設の設置	直轄大訓練センター、保育所、食堂、地域交流エリアを地域に開放	
		・周辺の自然環境への配慮		
		・周辺の都市環境への配慮		
		・防犯に対する配慮(地域住民が安心して暮らせる環境整備)		
		・地域住民の生活への配慮		
		・景観への配慮	地域景観と調和	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
人権	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画	筋敵防止対策	A
		・被収容者の人権に配慮した建物計画	鉄格子の無い窓の設置による生活環境の向上	
		・犯罪被害者等の人権に配慮した建物計画		
	環境保全性	・省エネ機器・システムの導入		A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ以下
		・屋上緑化		
機能性	環境保全性	・雨水利用	雨水利用設備、排水再利用	B
		・自然エネルギーの活用		
		・グリーン購入法の全面的な対応	断熱複合パネル利用による断熱性能の向上	
		・断熱性の向上		
		・環境性能の高いエネルギーの採用		
	防災性	・省エネシステムの導入		A:「望ましい規定」に基づく B:一部「望ましい規定」 C:法令規定に基づく
		・建築物移動円滑化基準(「望ましい規定」に基づく)	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者用駐車場)	
		・建築物移動円滑化基準(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加		
		・免震構造の採用(地震被害を軽減させる構造の採用)		
		・止水板の設置		
経済性	保安性	・電気室をGLより高め又は2階以上に設置		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
		・雪害時の対策	収容室扉の一斉解錠装置	
		・非常用飲料水の確保	大規模震災時に對しての電力確保(自家発電設備、備蓄量の確保)	
	耐用・保全性	・停電対策		
		・書庫等の防火性能の確保		

平成25年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連施策

(1) 事業名等

(法務省25- (23))

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
政策評価実施時期	平成26年8月
担当部局名	入国管理局総務課企画室
評価方式	実績評価方式

(2) 関連施策（事業の実施計画上の位置付け）

施策名	出入国の公正な管理				
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))				
上記施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ^{*1} 対策を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	
	予算の (千円)	当初予算(a)	11,804,874	11,722,819	11,397,516
		補正予算(b)	520,906	393,866	1,371,981
		繰越し等(c)	0	0	0
		合計(a+b+c)	12,325,780	12,116,685	12,769,497
	執行額(千円)	11,964,735	11,967,399	—	

2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活性化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーター^{*2}の増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いている。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム^{*3}導入及び新しい在留管理制度^{*4}の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

【目標期間】

平成18年度から平成25年度まで

【目標値等】

達成年度	平成25年度
目標値(増加額の上限)	30.6億円
実績値(増加額)	-30.0億円

(2) 目標設定の考え方

本事業は、①出入国審査、在留審査、退去強制等に関する外国人出入国情報システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム^{*5}からオープンシステム^{*6}へ刷新、②外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスシステムを活用した出入国審査体制の構築、③外国人登録証明書に代わり在留カード及び特別永住者証明書を発行する「新しい在留管理制度」の施行等、業務・シス

テムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステムの導入及び新しい在留管理制度等の施行に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

（※）目標値は、以下のとおり算出した。

レガシーシステムの刷新並びに在留管理の実施及び外国人・外部機関との情報連携の強化等に伴い、平成25年度以降において年間約38.2億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスシステム及び新しい在留管理制度の導入等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成25年度以降新たに年間約68.8億円が必要となる。そこで、両者の差額である30.6億円を、平成25年度における「システム運用経費全体の増加額の上限」として目標値に設定した。

（3）目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】A（達成）

【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画^{*7}」が完了する平成25年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

（4）手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為^{*8}、目の大括り化^{*9}

【上記措置による効果】

国庫債務負担行為及び目の大括り化によって、当初の計画どおり、本事業を効率的かつ円滑に推進することができた。

5. 評価結果等

（1）平成25年度までに実施した政策（具体的な内容）

- ア 平成18年度においては、最適化計画における最適化工程表どおりスムーズに実施するため、次世代出入国審査システム、次世代在留審査システム、次世代退去強制システム、共通基盤システムの各種要件定義^{*10}、基本設計を実施した。
- イ 平成19年度においては、バイオメトリクスシステムの運用を開始したほか、次世代出入国審査システム（日本人分）についての詳細設計を実施した。
- ウ 平成20年度においては、提報^{*11}、摘発情報等を電子地図上に展開し、視覚的な情報分析に資する位置情報システム^{*12}の運用を開始した。上記イの詳細設計を受け、平成21年度においては、次世代出入国審査システム（日本人分）を導入するとともに、新しい在留管理制度の実施及び従来機能の拡充^{*13*14}のための要件定義を行った。
- エ 平成22年度においては、新しい在留管理制度導入のため、次世代外国人出入国情報システム及び統合データ管理システムの改修並びに在留カード等発行システムの開発

を開始した。

オ 平成22年度から平成23年度にかけて、新しい在留管理制度導入のための次世代外国人出入国情報システムの設計・開発並びに在留カード等発行システム及び連携機能の設計・開発等を実施した。

カ 平成23年度においては、これらのシステムに係るアプリケーションの開発が終了し、次世代外国人出入国情報システムに係るセンターサーバ及び先行導入端末（15台）並びに在留カード等発行システムに係る機器の導入が完了した。

キ 平成24年度においては、平成24年7月に上述のシステムの運用を開始した。

なお、導入当初、在留カード等発行システム上に不具合が生じ、応急措置として、本来記録されるべき電子署名のない在留カード等を交付するといったことがあったが、システムの不具合は解消され、平成24年8月5日から、電子署名を記録した在留カード等の交付を再開し、その後は安定的な運用が行われている。

ク 平成25年度においては、平成25年6月に電子届出システムの運用を開始した。

以上のとおり、本事業は、平成18年度から平成25年度まで最適化工程表の計画どおり順調に進んだ。また、平成25年度における目標値は、システム運用経費全体の増加額を30.6億円まで抑制するというものであったが、実際はシステム運用経費全体を30億円削減することができたため、目標を達成することができたといえる。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、退去強制歴のあるリピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れる必要がある。そして、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図ることは、社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

公正な出入国管理により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものであり、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

アで述べたとおり、出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも、現時点で優先して行う必要がある。

（3）効率性（効果とコスト）

出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、一層の業務の効率化・合理化を図るために、現行の業務・システムを見直す必要がある。その一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく最適化計画を実施しており、バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の構築及び在留カード及び特別永住者証明書を発行する「新しい在留管理制度」の施行等により新たなシステムを導入するための経費を要したもの、オープンな設計思想の採用やサーバ等の統合による効率化の結果、想定された増加額を下回るシステム運用経費となつた。

（4）有効性

ア 手段の妥当性

本計画は、政府の観光立国推進による訪日外国人の増加や安全・安心な社会の実現

のためのテロリスト等の入国阻止等の諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図るものであった。

このため、レガシーシステムを刷新し、オープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施した方針は、既存システムを含めたシステム全体の運用経費を抑制することができ、結果的に新たなシステムを導入した後も、システム運用経費全体の増加を抑制することとなったため、手段として妥当であった。

イ 所期の事業効果の発現状況

本事業は、出入国管理に関する業務・システムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入及び新しい在留管理制度の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを達成目標としているところ、計画完了年度の平成25年度において、システム運用経費全体を30億円削減しており、所期の目標を達成し、事業効果が着実に発揮されている。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

システムの最適化を計画通り進めることができた。今後も引き続き効率的なシステム運用を推進する。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

（2）実施方法

（3）意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

8. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第3－2－① 新たな在留管理制度の創設

「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）」

○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

第3章－（4）観光立国・地域活性化戦略

「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

9. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

10. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成27年度予算概算要求への反映内容】

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「リピーター」

過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用するなどして繰り返し不法入国を企図する者

*3 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*4 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立した。

「新しい在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものである。

*5 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

*6 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が容易となるメリットがある。

*7 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）は、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、新しい在留管理制度の見直しに係る検討が進められていること等の諸事情に鑑み、平成19年8月31日に改定した。さらに、新しい在留管理制度の導入を内容とする入管法等改正法の成立を受け、平成22年3月23日に改定した。その際、「在留管理を行うための届出機能の追加」については、『中長期在留する外国人のオンラインの利用見込み等の検討を行い、その必要性等を判断した上で、平成24年度までに実施することとする』としたことから、平成22年度に当該届出システムに係る利用見込み及びユーザビリティ調査を実施した。その結果、同届出システムを開発すべきとの結論に至ったことから、平成23年5月13日に再度改定した。

業務・システムの概要及び最適化工程表については、法務省ホームページ [<http://www.moj.go.jp/content/000008873.pdf>] を参照。

なお、本政策評価は、最適化計画（平成23年5月改定）において実施することとしているものである。

*8 「国庫債務負担行為」

法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、国が債務を負担する行為をなすには、あらかじめその事項について国会の議決を経るか、または、災害復旧その他緊急の必要がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができ、これを国庫債務負担行為といふ。

国庫債務負担行為は、後年度の歳出となるべき債務負担契約を認めるものであるため、継続的な事業

の執行について継続費と同様な効果をもっており、また、継続費と異なり年割額の定めがないために、より弹力的な運営が可能となる。

*9 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

*10 「要件定義」

当該業務のシステム化に対する様々な要求を調査・分析し、システム化の対象を絞り込み、最終的な要件として定義すること。主要な成果物は、「要件定義書」。

システム化目標に即した形で、ユーザーからの各システム化要求に対する優先順位付けを行った上で、費用対効果、実現可能性、開発期間、コスト等のバランスを考慮しながらシステム化の対象を絞り込み、最終的な開発対象範囲を確定していく作業。その手法は、開発事業者によって異なる。

「新しい在留管理制度」の実現に向けた要件定義は、「出入国管理業務の業務・システム最適化に係る全体工程管理支援等」（平成21年3月公示）の受託者である、日本アイ・ビー・エム株式会社が実施しており、平成21年9月30日に、「要件定義書」一式の納品を受けている。

*11 「提報」

一般人からの投書や電話、面接などにより提供される入管法第24条各号で定められた退去強制事由の一に該当すると思われる外国人についての情報

*12 「位置情報システム」

地図上に外国人在留者や受入機関等に関する位置情報をマッピングし、実態調査や違反調査を実施する上で必要な情報を視覚的に分かり易い形で端末（モバイル型端末を含む。）に提供するシステムのこと。効率的な人員配置が可能となり、在留審査業務における実態調査や退去強制業務における違反調査・審査時間の短縮が図られるほか、不法滞在者の摘発が強化されることにより、不法就労対策関連コストと犯罪対策関連コストの発生抑止に寄与することが可能となる。

*13 「従来機能」

該当業務を実現するために実装されているシステム化された機能のこと。既存機能とも同義。

「新しい在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「従来機能」とは、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成23年5月13日改定）」の施策「現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新」で記述する現行業務（出入国、在留審査、退去強制及び難民認定業務）を実現するために実装される機能のこと。

*14 「拡充する機能」

当該業務のシステム化のため、従来機能を強化・改良して実現する機能のこと。

法改正などの外的要因、あるいは組織内のルール変更などの内的要因等によって、当初、実装されている機能では充足されず、それらの機能を強化・改良する必要がある場合に、「拡張機能」として実装する。

「新しい在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「拡張機能」とは、入管法等改正法で定義されている機能以外に、附帯決議による外的要因によって、従来想定していた機能を強化して実装すべき対象として追加した機能のこと。

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは(政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」「実施(do)」「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

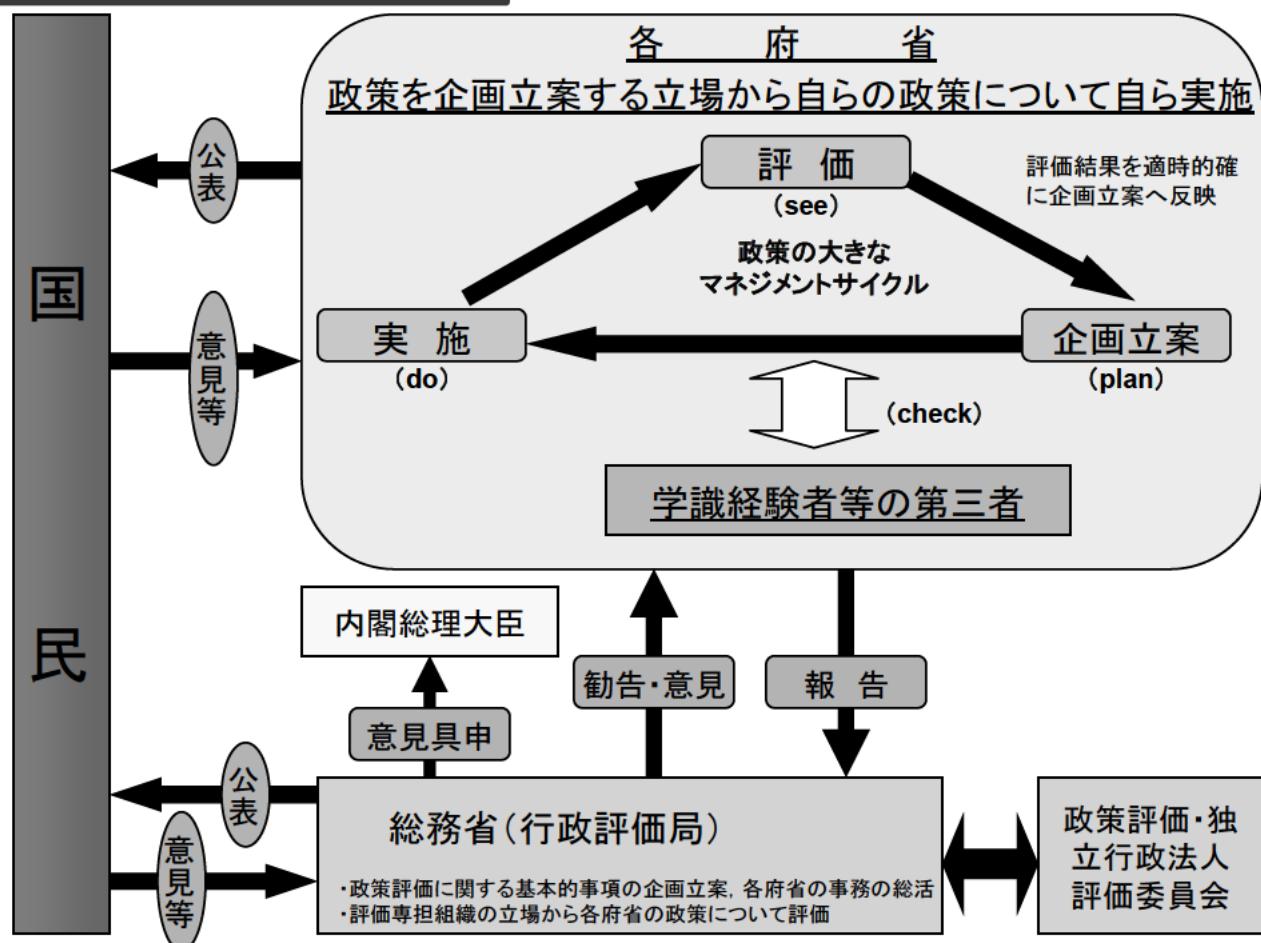
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価的方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

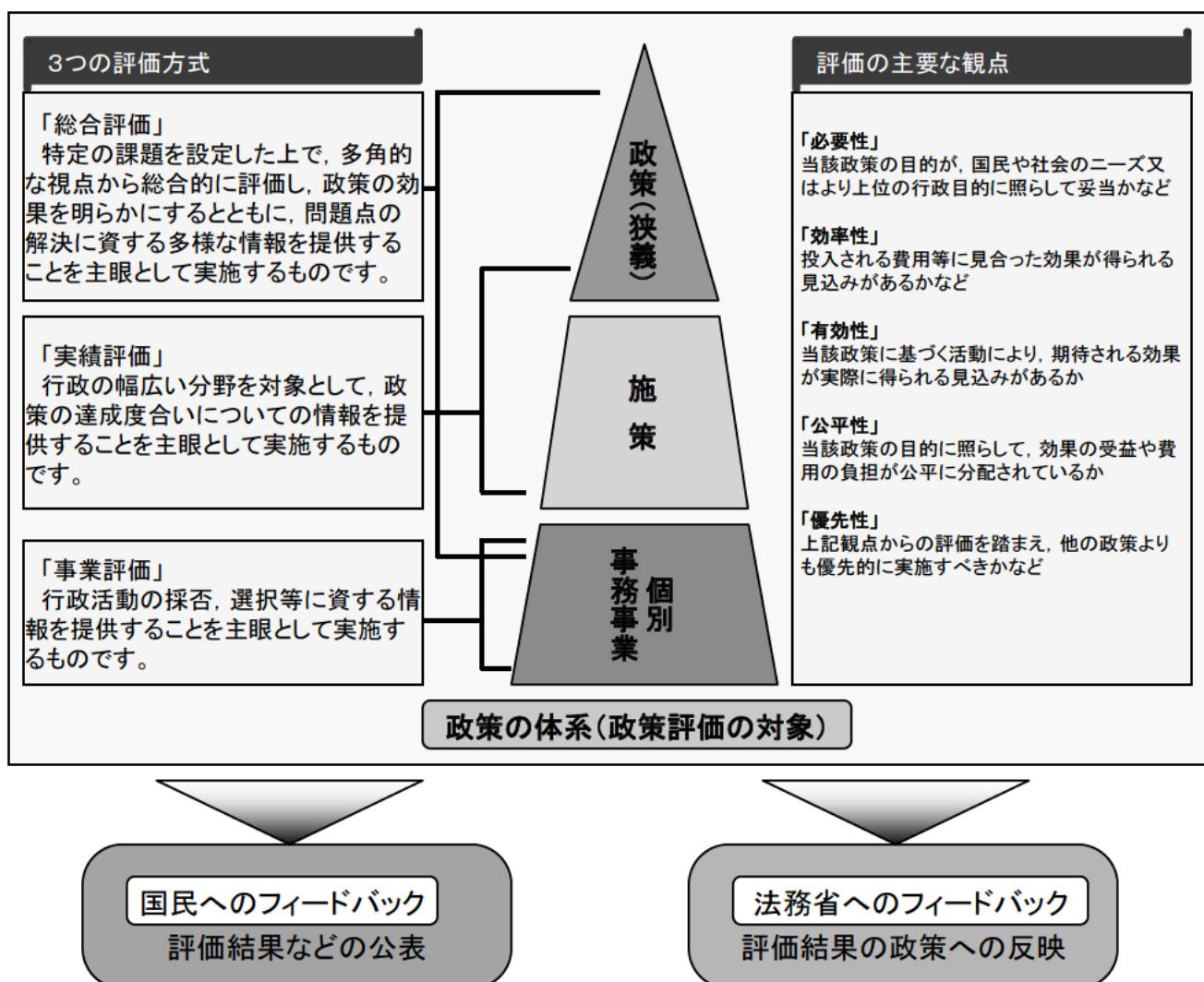
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

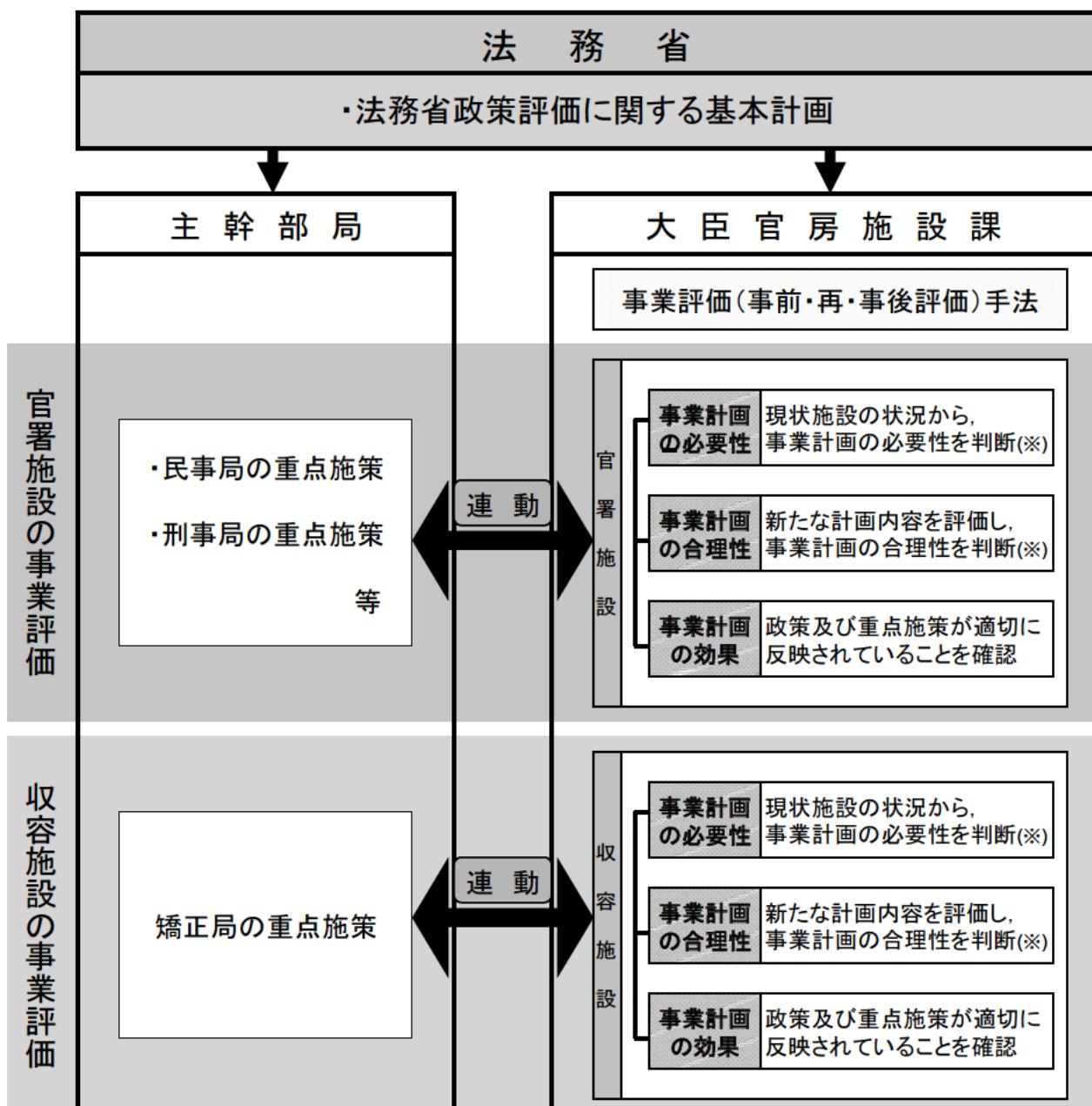
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。
（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）
（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

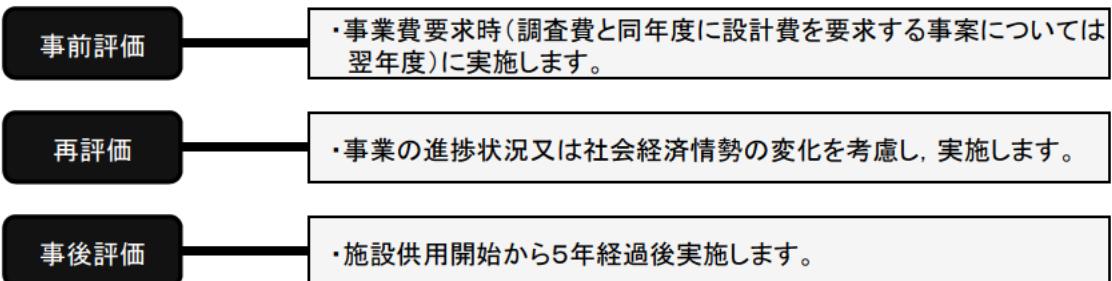


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

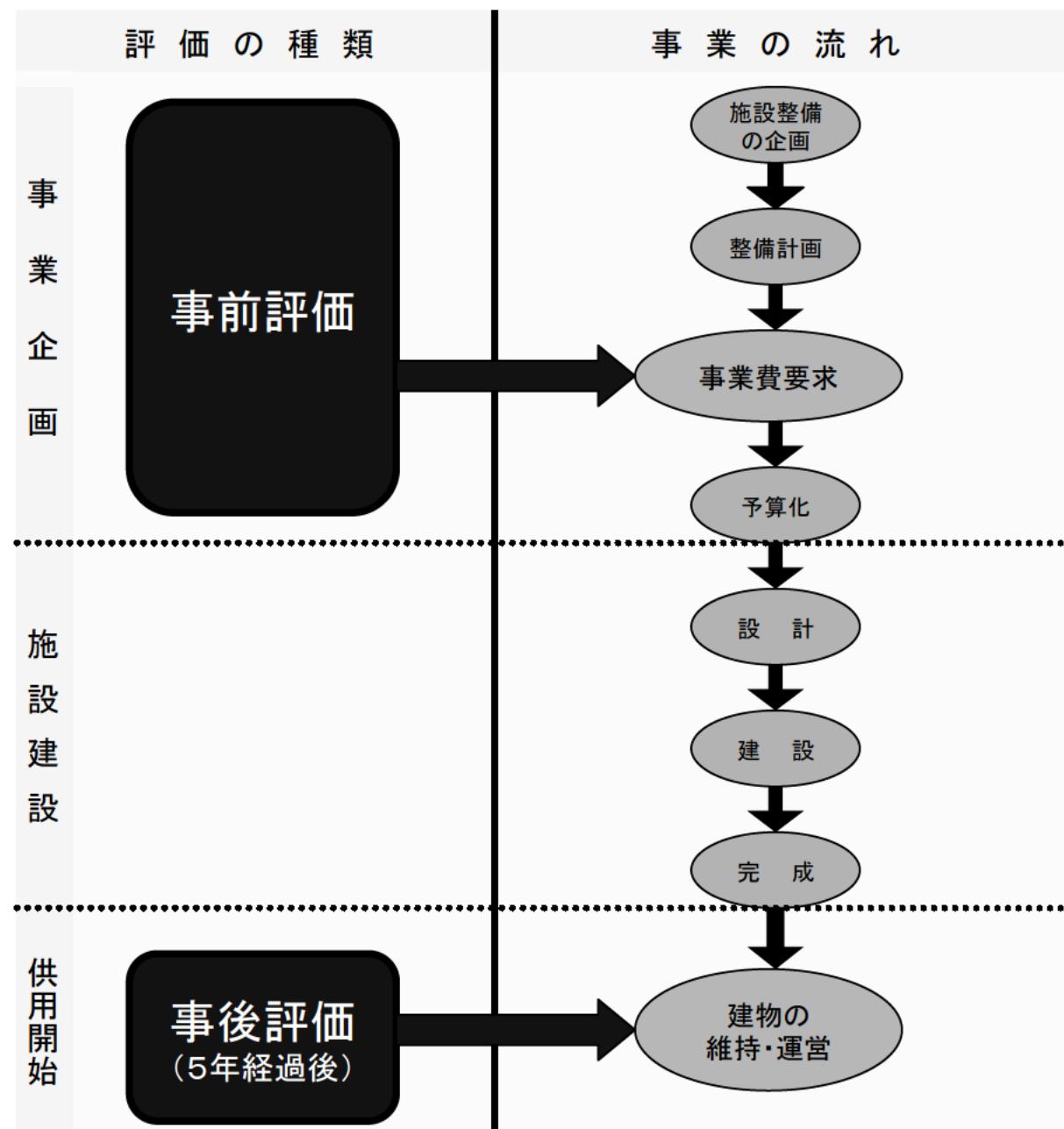
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



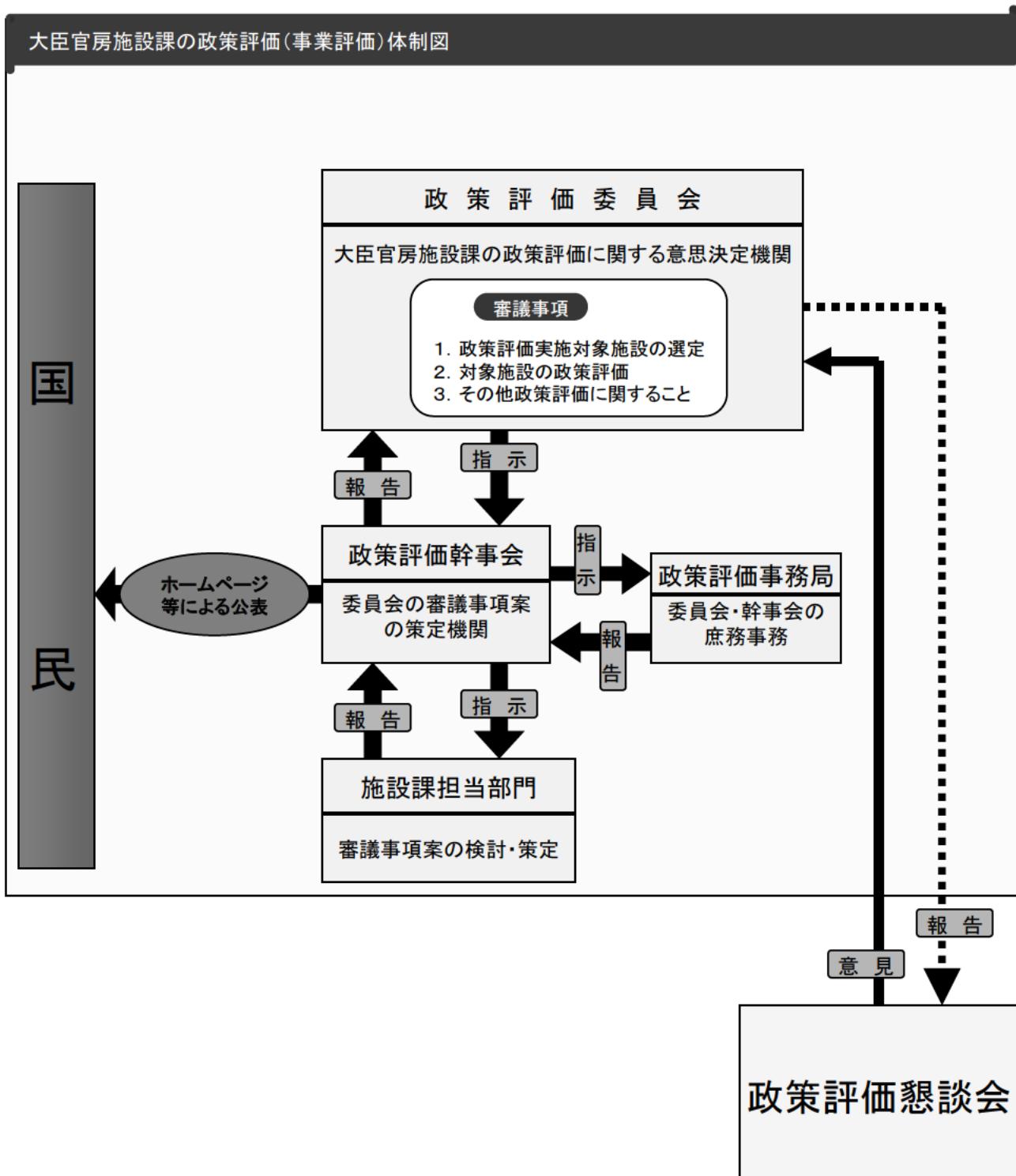
施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ



5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

ア 事業計画の必要性

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m²)／新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭い	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難		2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地区	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退ないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)		区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域制上の不適		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適		位置が不适当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの						国行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none">・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合			総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない			標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

**FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE**

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代表) Fax:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>